

---

平成23年 第4回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成23年6月13日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成23年6月13日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議事日程の宣告  
日程第3 町政に対する一般質問
- 

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 仲 田 憲 史君

書記 ————— 芝 田 卓 巳君  
書記 ————— 岡 田 光 政君  
書記 ————— 加 藤 潤君  
書記 ————— 前 田 憲 昭君  
書記 ————— 赤 井 佳 子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君  
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ———— 田 中 耕 司君  
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君  
企画政策課長 ————— 谷 口 秀 人君 税務課長 ————— 分 倉 善 文君  
町民生活課長 ————— 加 藤 晃君 教育次長 ————— 中 前 三紀夫君  
総務・学校教育課長 ———— 野 口 高 幸君 病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君  
健康福祉課長 ————— 伊 藤 真君 福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君  
建設課長 ————— 頼 田 泰 史君 上下水道課長 ————— 真 壁 紹 範君  
産業課長 ————— 景 山 毅君 監査委員 ————— 須 山 啓 己君

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名します。

1 番、板井隆君、3 番、雑賀敏之君。

---

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

6番、杉谷早苗君の質問を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） おはようございます。6番、杉谷早苗です。

初めに、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震においてお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたすとともに、被災された皆様、御家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。そして、いまだ行方不明の方たちの一日も早いお帰りを、衷心より願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり質問をいたします。

私の質問は、子供の歯科保健についてでございます。この6月は、食育月間です。すぐ質問の歯科保健に入る前に、少し触れさせていただきます。

平成17年6月に食育基本法が施行されており、食についてはさまざまな視点からの実践がなされております。改めて食育基本法前文を読んでみますと、21世紀における我が国の発展のためには、子供たちが健全な心と体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子供たちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である云々と記されています。

広報「なんぶ」6月号には、特集記事の「おいしく・楽しく・すこやかに♪」と題して、健全な食生活を定着させるために、西伯病院、小学校、保育園、健康福祉課の食に携わっておられる専門家の方々からの御指導や取り組みなどが掲載されております。食育の推進における重要なポイントは、食材を学ぶ、食の役割を学ぶ、食文化を学ぶ、そして食べる機能を学ぶと大きく4つの事柄になります。

6月は食育月間であるとともに、歯の衛生月間にもなっております。そして、町内の各家に配られている健康カレンダーの6月紙面には、おいしく御飯が食べられて健康な生活を送るために、日ごろの歯の手入れを見直してみまじょうと、8020運動、これは80歳で20本の歯を残そうとの標語とともに、歯の手入れのポイントが載っております。どの内容も重要で大切な事柄であり、おろそかにすることはできないことばかりです。この機会にしっかりと考えてみることも必要と思います。

さて、日本歯科医師会が2015年、平成27年ですが、それまでの中長期的展望を示す歯科保健・医療政策ビジョンを提言しておられます。その中に、小児期の歯の保健の重要性にも言及がなされています。食育の目的である、生涯を通じておいしく食べることは、先ほど申し上げましたように、食べる機能を学ぶという点において、歯科の目的とも一致している側面があります。そこで、生涯おいしく楽しく食べるためにも、歯と口腔は欠くことのできない重要な役割を担っており、その健康と機能獲得の基礎は、小児期につくられます。口腔機能の発達のためには、かんで食べるのが重要になります。

厚生白書平成9年版に、既に子供のかむ力が低下しているとの記述があり、平成22年7月12日、去年の7月のことです、日本学術協会、健康・生活科学委員会、子どもの健康分科会の報告、日本の子どものヘルスプロモーション、これにおいてもかむ力が低下しているとの記述があります。

今の時代、1人で食事をする孤食の子供がふえています。仕事で忙しい御両親、子供たちは塾通いで忙しい。家族でありながら、みんなの生活ペースはそれぞればらばらです。食事も偏りがちです。時間がないから、簡単にできてやわらかく食べやすいインスタント食品や、レトルト食品に頼ってしまいます。その結果、どろどろシチューとかを好み、丸のみする、かまない、かめない子供がふえています。小学生の4分の3は、かまない、かめないとの報告もあります。

かまない、かめないとどのようなことが考えられるかといいますと、1、肥満になります。お相撲さんは、体重をふやすために、かまない食事を習慣にします。2、子供たちにも生活習慣病の危険が忍び寄ります。これは、日本人の死亡原因の約65%が、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病と言われる成人病です。そのもととなっているのが食生活や肥満です。3、歯列不正になります。これは、かまないことであごが未発達になり、スマートなあごは格好はよいですが、歯の並びを崩してしまいます。歯を支えるあごが小さくなるために、正しく歯が並び切れません。私は、実際に永久歯を抜いてしまった方も知っています。4、歯周病や虫歯のもとになります。これは、歯列不正は正しい歯磨きが難しくなります。その結果、虫歯が発症したり、歯周病の原因にもなったりします。このようなことを考えていくと、子供の健やかな育ちを願う上で、かまない、かめないことは実態がつかめにくいだけに、注視していく問題としてとらえております。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。初めに、保育園では、かむ力のもととなる、虫歯にならないための弗化物洗口や、かむ力を養うかみかみおやつなどを実施され、その努力は評価しています。しかしながら、かむ力はあらゆる基準が困難であることから問題が隠れています。

この現状をどのようにお考えでしょうか。

2番、口腔機能の観点から、そしゃくや飲み込みにおけるつまずきをなくするための働きかけに力点を置いた指導、施策についてお伺いいたします。

以上、この場での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の御質問にお答えをしております。

子供の歯科保健についてでございます。

子供のころからよくかむことは、体のいろいろな機能の発達にとってよい影響を与えることが知られております。よくかむことによって、食べ物を細かくかみ砕くことで食べ物の栄養成分を吸収しやすくします。そのため、体の免疫力もつき、風邪などすぐ引かない丈夫な体になると言われています。また、胃腸の働きもよくなります。よくかむことは、あごの筋肉や骨が発達し、かみ合わせがしっかりしたものになり、このことが、きちんとした発音ができる、また心の成長にもよい影響を与え、乳幼児期に基礎ができていると、成人になっても虫歯や歯の喪失が少なくなり、豊かな食事や会話によって生活の質の向上につながります。このことから、乳幼児期の取り組みは重要であると考えており、乳幼児健診、保育園、小学校などにおける虫歯予防、食育の点から取り組んでいるところです。

南部町での取り組みとして、子供の虫歯を減らし、かかりにくくすることを目的に、町立保育園では、年中・年長児の希望者について弗化物洗口を行って、虫歯予防に努めております。実施は平成20年度からで、当初は週1回法で実施しておりましたが、ことしの6月から週5回法に切りかえを行いました。弗化物洗口は、永久歯が生える前の4歳ごろから継続的に実施することで、虫歯予防に大きな効果が期待できます。ある町では、弗化物洗口を実施して、町内の児童生徒の虫歯罹患率が大幅に減少しております。

また、町内保育園では、子供のかむ力の発達を促すために、かみかみおやつとして、週に1回、昆布やすめるめなど、かたいおやつを提供しております。よくかんで食べる習慣をおやつという楽しみとして提供することで、身につきやすくなります。

また、昨年度は鳥取県が実施する健口キッズ支援コースの、すみれ保育園がモデル園となり、子供の食べる力の発達の支援を学びました。県の歯科衛生士、総合療育センターの言語聴覚士の指導のもとに、口腔機能を向上させる口を使った遊びを保育中に実施をしまして、児童の食事の様子を観察、保護者へのアンケートの実施によって個々の児童の持つ口腔機能の課題を調査し、支援を行っております。実施前と実施後の口の状態は、45%の児童に改善が見られました。す

みれ保育園がモデル園となったことで、児童の口腔機能の評価方法や口腔機能の課題を発見する視点を養うことができましたので、今後、園長会や研修会を通して、他の保育園にも取り組みを広げていこうと考えています。

次に、2つ目の質問の、口腔機能の観点から、そしゃくや飲み込みにおけるつまずきをなくするための働きかけに力点を置いた指導、施策についてでございます。

離乳期は、今まで母乳やミルクで育ってきた乳児が固形の食べ物を食べられるようになるまでの移行期間であります。歯の生え方に個人差があるように、かむこと、飲み込みなどの口の発育にも個人差があることから、乳児健診時に食事アンケートを実施し、実際にその場で離乳食を試食してもらいながら、口の動き、あごの動きを見て、それぞれの口の機能の発育に合わせた離乳食を食べることができるように、1人ずつにきめ細やかな支援を行っております。1歳6カ月、3歳、5歳児健診時に食事アンケートを実施し、詳しく食事の内容を聞き取り、かめない、飲み込めないなどの幼児には、食べやすい工夫や、おやつなどを使ったかむ練習方法などの食事指導を行っているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。本町での取り組みは去年からが始まり、ことしから本格的になっていくというふうなお話でしたので、去年、すみれ保育園からがモデル園だということをお聞きして、その指導方法というものについて研究がなされているということで、安心しております。

そこで、かむためには歯の状態がよくなければなりません。今、保育園では虫歯予防のために、先ほどおっしゃいましたように弗化物洗口、去年は週1回だったのが、今年は毎日ということなのですが、この弗化物洗口の薬といたしますか、これの値段というもの、費用はどのくらいかかるものなんでしょうか。

また、これは、年中、年長は一緒ですが、そこまでわかりませんか、もう少し年が大きくなるっていうと金額的にどのようになるのか、そこの部分は、もしわかりでしたらお答え願いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。薬代ということでございますが、ことし6月から週5回ということを行いますが、来年3月までの分で、大体1人当たり300円程度でございます。確かに、年齢によって使う量が若干、うがい、ぐちゅぐちゅしますので若干違いますが、それほどの大きな差にはならないと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） あんまり高額だと、これから提案したいなと思うようなことに、ちょっとひるみますが、1人年間300円と聞いて、ちょっと希望が持ててきました。

それで、永久歯がかわる年齢というものは、どのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長です。永久歯は、一般に4歳程度でございますので、特に年中あたりが重点になるんじゃないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） しっかりと現状をとらえておられるようですので、現状からちょっと先に進みたいと思うんですが、この保育園でっていうよりも、あれですね、先にこの弗化物洗口の採用機序、どのように効果があるかっていうことが、このごろはきちんと示されておりまして、歯の質を強くして、酸に溶けにくい丈夫な歯をつくるっていうことがあります。それから、歯の放出後のエナメル質の成熟促進。これは、歯が生え始めて二、三年が最も虫歯にかかりやすい。特に4歳から開始した方がいいっていうこともありますので、まさに適切にしておられると思っております。

それですが、これは第2大臼歯、7番目の歯で親知らずが生えるまでの前の歯です。そのころ、これが生え始めるのが12歳からの2年間、中学生までこれを継続的に実施することが最も大きな効果をもたらすと示されております。ですので、保育園で生活習慣を習慣的になっていたのが、そこでばたっととまるんですよ。それで、卒園後の弗化物洗口についてっていうことで、保育園でパンフレットが出ているんですが、そのままこの分でも、4歳から開始して14歳まで長期間継続するとよいていうようなことが書いてあります。それで、そのまま終わってしまうんです。

それで、私は弗化物洗口が本当にどれだけの効果があるかっていうことで、先ほどから1番、2番まで話しました。この3番目の、また初期の虫歯の再石灰化、ちょっとしたことの虫歯であると、まだよくなるっていうようなことも言われておりますので、齲歯の進行が抑制されます。4番目といたしまして、細菌が歯質を取り込むのを抑制して、酸の再生産を低下させる。このような、弗化物洗口の採用機序については大きく4つ上げられております。

我が町は、子供の虫歯の罹患率にちょっと心配されるような現状がありますので、保育園だけの取り組みでいいのかなというふうにも考えます。そこで、この卒園後の弗化物洗口についてっていうパンフレットが出ただけで、それで終わってしまうのかな。それともう一つ、この弗化物

洗口って安全ですかっていうようなことに対しても、保育園では丁寧にパンフレットが出ております。

このような取り組みがなされておりますが、14歳までは大事ではないか、継続した方がいいのではないかというようなことが言われておりますけれども、教育委員会の教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。若干、学校現場の実態としての考え方を申し上げてみたいと思いますけれども、今、弗化物洗口について、るる、その効用ということについてお話がございました。が、しかしながら、養護教諭を中心とする学校現場における判断でございますけれども、この弗化物洗口に対する有効性といましようか安全性といましようか、必ずしもそうであるという状況にはないという現実もあろうというぐあいに思っています。賛否両論があるということ承知をいたしております。そういう意味においては、例えば、歯科領域での考え方、それから、また小児科領域での考え方、このあたりのところが多少異なるところがあるというぐあいに思っております。

そういうようなことを踏まえて、この弗化物洗口についての、基本的には学校教育、学校現場っていうのは教育の場でありますから、どちらかという、先ほど希望者についていう話ございましたけれども、医療現場と保護者の方の御判断と、そういうことの中で取り組まれるべきものでないのかなというぐあいに、基本的には思っております。

しかしながら、今の議員、御提案のように、保育園でそういうことをしっかりやっておられるということの中で、いわゆる保と小の連携、つなぎという意味合いで、保育現場の方と学校現場の方とさらに意見交換をさせながら、学校現場で可能なことについては検討されたいというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。学校現場は教育の場であることは重々知っておりますし、そうではございますが、これは、すみれ保育園がモデル園として去年されたということでもありますけれども、私は、このすみれ保育園だけには伺ってお話を聞かなかったんですね、実は。もっと深いお話が聞けたのかなとは思いつつ、3園の園長先生にはちょっとお話を聞かせていただきました。そういう中で、そういう中ではありませんね、本当にそういうことができ得るならば、今、ボランティアの方、その方たちのお力をかりて、学校現場でお忙しいっていうようなところをその方たちにちょっと担っていただいて、費用も安いことですし、やってみるのも

いいのではないかなと思います。

そこで、町長、お尋ねいたしたいんですけども、滋賀県のデータですが、これは自治体で中学校1年生の虫歯1本減少させれば、その世代の歯科医療費を年間4,256円減少させることができるという計算のデータがありました。ですので、強い歯を中学生までにしっかりとつくっていくというのは、私はやってみる価値があるのではないのかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。口腔機能が健全に発達していく、発育していくということについては、これは全く異論のないことであります。そしゃくや嚥下、発音あるいはかみ合わせなど、いろんな機能がありまして、そのうちのどの1つの機能が欠けても、これは人生に大きな影響を与えるというように思うわけでありまして、医療費の問題ばかりじゃなくて、自分の人生そのものに大きく影響を与えるわけですから、例えば、かみ合わせなんかが悪いと、上で悪いのを下でバランスをとるために肩が凝ったり、脊柱が曲がったり、そういう影響が出るということまで言われておりますので、結局、自分の問題としてこれは大変大きな問題だろうというように思っております。そういう歯科保健についての関心を高めていただいて、みずからの保健を果たしていくということが一番必要ではないかなというように思っております。

行政の方でどこまでそれを保障していくのかというようなことなんですけれども、医療費の面からいえば、きっと早目に手を打てば効果が大きくて、先ほど滋賀県の例をおっしゃったんですけども、きっとそういうことだろうと想定するわけです。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 町長は、かみ合わせが悪いことの負の部分をよく御存じで、しっかりとその認識はしていらっしゃいます。

ちょっと費用の点は置きまして、今月のこの広報「なんぶ」におきましても大々的に取り上げていただいております。この中で、それぞれのところありますけども、保育園の村上調理師さんの方、週に1回かみかみタイムということでやっている。1回、しっかり30回はかむようにということでやっているというふうになっております。以前は、旧会見時代は毎日あったというふうに聞いております。それで、旧西伯はなかったのかというと、そうではなくて、献立の中で考えていたってということも聞きました。そういたしますと、この週に1回かみかみおやつタイムっていうことは、これは保育園ではなかなか難しいかもしれませんが、毎日していただきたいなと思うとともに、その保護者の方にもっと強くアピールしていただきたいと思いますが、これ

はどころにお願いしたらいいんでしょうかね、こういう啓発をしていただきたいと思います。町民生活課ですか、健康福祉課ですか、どちらの方にお尋ねしたらいいんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。現在、南部町の健診関係ですけども、乳幼児健診、1歳6カ月健診、3歳児健診、5歳児健診と、生まれてからずっと健診事業を行っております。この事業の中で、離乳食が始まったころから栄養士と歯科衛生士を中心に、かむことの大切さを順次訴えるように指導しておるのが今の現状です。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 取り組んでいらっしゃいますということは十分わかりました。しかしながら、まだまだ全体的によく行き届いておりませんので、もっと全町的に啓発活動をしていただきたいと思います。これは私の希望でございます。

今、健診の話が出ました、歯の健診のことでございます。平成21年の12月議会のときに、細田議員の方から、歯の健診をしてはどうかと、これはちょっと関連で思い出したことなんですが、どうかっていうことでありましたけれども、なかなか実施されたところは希望対象者が少ないということで、我が町はしないっていうようなことをおっしゃいました。この各戸に配られています健康カレンダーには、大人は月に、書いてあったかな、子供は四、五カ月に1回だとか健診に行くようになってありましたが、健康福祉課さんの方におきましては、歯についての健診は、今のところまだ考えていらっしゃいませんか。これは通告にありませんでしたので申しわけないと思いますが、関連でちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長。現在のところ、今、先ほど述べたように、乳幼児健診から5歳までの健診の中で、お母さんというか保護者の方、一緒に来られた方にはあわせて指導を行っております、これはまた、今行われてます成人病の健診等で実施していくかという事は、また協議して検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） ちょっと小児のことから大人の、老人の事の方の方に飛んでしまっ  
て申しわけございませんでした。

私は、このかむ力っていうものが、要は低下してると言われる中で、値というものがどんなもんかと思ひまして調べました。でも、なかなか出てまいりません。

そこで、町立図書館の館長さんの方にもデータがないかと思ひてお尋ねしましたけども、館長

さんの方も、低下しているっていうことのデータは、データでなくて、記載はいろいろあるんだけど、数字としては出てこないというふうに、そのようなお話がありました。でも、私は何とかなないのかなと思いながら見て調べておりましたら、愛知県の方では、愛知県の歯科医師会が運営する歯の博物館、これは全国に3つあるそうですが、そこでもって咬合圧計、血圧をはかるような咬合圧計っていうものがある。これはこれははと思って見ましたけども、そこまでのことで、どんな器械なのか、どんなのっていうことも出ておりませんでした。

ところが、斎藤滋、神奈川歯科大学教授、この方によると、現代人のそしゃく回数がいかに少ないかがわかる、復元食によるそしゃく時間と食事時間のデータというものがあり、それによると、現代の食事は、1回分のかむ回数が、平均が620回で11分。卑弥呼の時代、弥生時代の随分昔です、このころでは3,990回で51分かけていたと推定されるというものです。

そこで、またちょこちょこ、ちょこちょここと調べて、ちょこちょこことという言い方は不謹慎ですが、調べておりましたら、やはりこれ愛知県、農林水産食育推進課の資料からですが、この復元メニューとかんだ回数、食事時間っていうものが、卑弥呼の時代、平安時代の紫式部の時代、源頼朝の鎌倉時代、徳川家康の時代、戦前の時代って、それぞれこういうふうにしてありますが、先ほど申しあげましたように、かむ力は、かつて卑弥呼の時代よりも6分の1になっております。

そういうことから、日本給食食事学会ですか、これは民間のところなんですけど、そのことを利用して一つの標語をつくられました、啓発のための。「卑弥呼の歯がいい」ということなんですけど、これは給食ですので小学校の方だと思んですけども、教育上、小学校ではこのような言葉が一般的に保護者の方の啓発として用いられていますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。先ほど杉谷議員さんの御質問の中で、「卑弥呼の歯がいい」というようなキーワードがありますかという御質問だったと思えますけれども、小学校の方でも、正式には「卑弥呼の歯がいーぜ」という言葉で、かむことに対する指導を行っております。卑弥呼の「ひ」は肥満防止、「み」は味覚の発達、「こ」は言葉がはっきりする、「の」は脳の発達、「は」は歯そのものの発達、「が」はがん予防、「い」は胃に優しい、「ぜ」は全力投球というような合い言葉を用いて、小学校でも虫歯予防とともに、かむということに対する指導を行っておりますし、町内では教育振興会、町教振という教員の、教育委員会も含めた教育を推進する会があります。その中に養護部会というのがあります。町内5つの学校で、児童生徒の健康に関する課題、あるいは施策等についての意見交換を行いながら啓発をしているっていうのが実態であります。ですから、先ほどあったように、弗化

物洗口というやり方はあるにしても、家庭も巻き込んで子供自身も巻き込んだ食生活、かむということに対する指導も現在、町内の小・中学校で行われているというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 保護者と子供たち、園児たちということだけでなく、もう少し広くに健康福祉課の方さんの取り組みとしても、もっと歯に力を入れた施策っていうことを考えていただきたいと思っております。厚生労働省政策の、一口30回かむということを目標としたキャッチフレーズの「目指そう！噛ミング30」っていう、このような言葉もあると聞いております。子供の歯は宝でございます。口腔機能の観点からも、介護にまで響いてまいります。いろいろなものをよくかんで食べることはもちろんですけれども、ふだんから口を使うことで、口の周りの筋肉を鍛えることは大事です。遊びの中で自然に体が鍛えられるのと一緒に、口を使うことを意識した遊びを多く取り入れていただきたいと、切に思います。

それと、先ほど野口先生の方からおっしゃいました「卑弥呼の歯がいーぜ」、最後の「ぜ」っていうのの全身の体力向上ということですが、これ、もう一つよく言われることなんですけれども、王選手が、王監督と言ったらいいんでしょうか、現役時代にはバットを振るのに力を入れて、奥歯がぼろぼろになったっていうようなことも、現に聞いていたことがございます。そのように、頑張るには、歯の力っていうことは、歯の強い力っていうことはとても大事だと思っております。

私は今、子供と年寄りを2人見ておりますが、子供は日々成長してまいります。母の方は、日々衰えてまいります。子供は、未来で希望です。衰えていくといっても、母親は私の支えでございます。こんな2人の間におりますと、子供たちの一生を本当に心から願うものでございます。私の質問は十分に検討、それぞれの場でしていらっしゃることがもっと表に出て、全町民の力になることを願っております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） 続いて、12番、秦伊知郎君の質問を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 12番、秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告どおり、2点につきまして質問させていただきます。御答弁の方をよろしくお願いいたします。

まず最初に、水道料金の改定についてであります。

3月議会での付議案件にかかわる提案理由の説明の中で、水道事業会計について、合併時からの課題でありました水道料金統合、料金改定について昨年2月に公共料金審議会に諮問いたしておりましたが、今年2月9日に答申をいただきました。今後、十分答申内容を尊重し、できるだけ早い時期に協議させていただきたいとあります。現在、改定を前提に各地域での説明会が開催されております。

公共料金審議会の答申については、議会、全員協議会等で説明を受けていますが、答申の中の附帯意見として、住民の視点に立ち、財政状況等の情報の公開を積極的に行い、広く事業の運営に努められたいというふうにあります。説明会に出席されていない住民の方もたくさんおられると思いますので、水道事業の現状と料金改定の必要性についての説明を求めます。

また、他の市町村と比較して高いとの指摘があります水道料金、加入負担金ですが、他町の実情、今後の動向等は把握されていると思いますので、説明を求めます。

また、答申は、料金算定の期間と改定年度、料金体系、経費削減、維持管理費等の固定費での基本料金での回収、簡易水道と上水道の統合等を指摘し、料金の見直しについては、西伯上水、西伯簡水、会見地区の旧料金体系を基本としております。西伯上水を例にとりますと、一般用では、21年度水道実績による2カ月当たりの平均使用量、40立方メートルでは現行料金5,376円が、23年の改定で5,901円、上げ幅は525円、上げ率は9.8%。25年度、6,510円、上げ幅は609円、上げ率は10.3%、改定率は21.1%になります。営業・公共用では、2カ月当たりの平均使用量を500立方メートルとし、現行料金の10万4,244円を、23年度の改定で10万6,680円、上げ幅は2,436円、上げ率は2.3%。25年度、10万9,725円、上げ幅は3,045円、上げ率は2.9%、改定率は5.3%としています。この改定案が実施されれば、今後の水道会計の経営状況はどのように推移していくのか、説明を求めます。

次に、この事業の将来展望であります。答申でも現状を、住民の生活のライフラインである水道事業は、これまで安全・安心で安定した水道水の供給のために多くの設備投資を行い、施設の維持を行ってきた。しかし、近年の少子化に伴う人口減少、高齢化等、水需要における環境の変化により一般家庭の平均使用水量が減少するとともに、景気の低迷などにより、企業においても使用水量が減少しているとしています。そして、平成25年度以降に現在計画の施設整備を完了する、平成27年度以降の経営状況を見通した、さらなる料金の改定を求めています。

この時点で、料金の改定のみではなく、水道事業そのものを民間に管理委託したらどうかと考えます。現在、具体的なプランを持っているわけではありませんが、一考する価値はあると考え

ますが、いかがでしょうか。

最後になります、冒頭で触れました料金改定地区説明会ですが、5月31日、上長田、2日、東長田、7日、法勝寺、9日、手間地域と、4地区終わっています。住民の方々の出席状況、改定に対する意見等、現時点での状況の説明を求めます。

次に、地域活性化総合特区についてであります。

鳥取県西部で国が進める地域活性化総合特区の指定に向けた取り組みがなされています。この制度は、政府が経済成長戦略の目玉の一つとして打ち出したものであり、現在の構造改革特区は規制の緩和が中心だが、活性化総合特区は、規制緩和に加えて財政的な支援や税制の優遇措置なども受けられるとあります。県の構想では、県西部の地域資源である環境エネルギー分野と、鳥取大学を中心とした健康分野を柱に経済成長戦略を進めようとしております。申請に向けた受け皿として、4月下旬に知事を会長とする協議会が発足し、西部の9市町村を初め、鳥取大学や県内外の関係民間企業も参加し、6月にも申請を予定とのことあります。この総合特区の基本的な考えについて、説明を求めます。

地域の特性を生かした活性化、振興策はもちろん、各自治体の考え方を反映させ、地域を挙げたものにつくり上げることも課題とされています。南部町には、西伯病院、高齢者等の福祉施設、フラワーパーク、緑水湖周辺の施設、金田のホタルの里、ゴルフ場のグリーンパーク大山、県下でも有数のグラウンドとして整備されたカントリーパーク、ナシ、カキ、米を初めとする農産物、そして、これらを取り囲む豊かな自然があります。医療、福祉、健康、産業は、規模、施設の大小はあれ、他の地域にまさるとも劣らない特性があります。また、今、周辺整備が行われようとしています赤猪岩神社は、梅原猛氏の著書「葬られた王朝」の中に写真とともに記述されています。まさに全国に誇れる史跡であります。

町の特性を生かしたまちづくりに、この制度はどのように寄与するのか。町は制度を活用とした具体的な取り組みに、どのようなプランを持っておられるのか説明を求めて、壇上からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしまいたします。

最初に、水道料金の改定の質問にお答えをいたします。

水道事業は住民生活の重要なライフラインであり、これまで安全・安心で安定した水道水の供給のために多くの設備投資を行い、施設の維持を行ってまいりました。平成20年度には、池野鶴田地区を除く会見簡易水道、馬佐良簡易水道を事業統合し、さらに簡易水道会計を上水道会計

に統合し、一括運営を行っております。

上水道事業は、地方公営企業法で、原則独立採算制で運営することとされておりますが、近年、人口の減少、景気の低迷などにより、水需要の減少から料金収入が減少し、老朽化による施設整備費用など経費の増加もあり、これまで維持管理経費の見直し、企業債の借りかえによる利息償還額の軽減など、経営の効率化や経費の縮減を図ってきておりますけれども、健全経営には至らず、平成21年度決算では、収益的収支は1,455万2,000円の資金不足となっております。平成23年2月9日に、公共料金審議会より経費節減に向けたより一層の自助努力に加え、料金の改定が必要であると答申をいただきました。さらに料金の見直しに当たっては、使用者の公平負担という観点からも、料金の統一が課題であります。

現在、水道料金は、西伯上水道、西伯簡易水道、会見地区水道の3つの料金体系に分かれています。西伯上水道は、平成9年度以降、見直しがなされていませんし、会見地区水道では、基本料金は昭和60年、従量料金は平成9年度以降、見直しがなされていないこともありまして、現状の料金体系が各事業間での格差が大きいため、今回いただきました答申では、1つ、旧料金体系を基本とした改定とすること。2つ、改定は算定期間を平成23年度から27年度までの5年間とし、各年度の収益的収支において損失が生じないように、平成23年度と平成25年度の2段階で改定すること。3、平成25年度改定では、西伯簡易水道を西伯上水道料金と統一し、統一することで上水道使用者の負担増とならない措置を講ずるとともに、健全経営のため、各部局との協議を進めること。4つ、平成25年度以降に現在計画中の施設整備などを完了する平成27年度以降の経営状況を見通した料金改定の検討を図られたいとなっております。

この答申を受けまして、現在、住民説明会を開催し、料金改定につきまして十分御理解をいただくよう努めております。また、9月議会において水道料金改定案を上程し、議会で御審議をいただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

続いて、西部近隣の市町村との比較については、今回の水道料金改定についての公共料金審議会に提出、審議された資料の中で、以下のとおりとなっております。

2カ月の使用水量40立米で比較いたしますと、低い方から江府町3,675円、これがトップであります、一番安いということでもあります。2番、会見地域4,200円、伯耆町上水、簡水4,200円、同額であります。4番、米子市4,267円。5番、旧中山4,368円。同じく旧大山4,368円。7番、旧名和4,643円。8番、日野町5,040円。9番、旧大山簡水5,166円。10番、西伯上水5,376円。11番、西伯簡水6,203円。12番、日南町6,348円となっております。

また、加入金などの負担金は、各市町村で状況が違いますので一概には言えませんが、工事費が含まれる西伯簡水が40万円となっており、西伯上水が、工事費を含まず3万3,600円、会見地域が、工事費を含まず5万2,500円となっているのに対しまして、他の市町村では、高いところで旧名和の18万円、伯耆町と日野町の10万5,000円、低いところで旧中山の3万1,500円、米子市の3万5,700円などとなっております。

次に、改定後の収支予測でありますけれども、今回の答申と料金の改定案によりますと、改定後の収支は、以下のとおりに算定しております。

平成23年度改定案によります収支改善予測は、給水人口を対前年度△1%、有収水量、これは収入となる給水水量のことではありますが、を対前年度△1%の減少を見込んで、平成24年度ベースで平成23年度の予測と比較いたしまして、収益的収支で約600万円の収支改善、資本的収支で約200万円の改善、会計全体で約800万円の収支改善を予測しております。

また、平成25年度改定案によります収支改善予測は、同じく対前年度△1%の減少見込みで、平成24年度予測と平成25年度予測の比較で、収益的収支で約1,000万円の改善、資本的収支は起債の元金償還額が約600万円増額することにより、約450万円マイナス収支となりまして、会計全体で約550万円の収支改善予測となっております。

次に、水道事業の将来展望ですが、現在の計画では、会計上は統合した形になっている水道事業を実質統合するためには、将来の料金統合が必要であると考えております。そのためには、懸案となっている馬佐良簡易水道施設の老朽化に伴う改善とあわせて、朝金水源などからの送水管路等の整備、配水池などの整備を図る統合事業を完了しなければなりません。この統合事業によって、落合浄水場の機能を切りかえて経費を節減し、将来、水道料金の統合などを見通した展望を持っているところであります。このような展望に立った料金改定説明会においては、まだ終了していませんけれども、町民の皆さんに御理解をお願いすべく、努力をしている最中だということでございます。よろしく願いいたします。

次に、地域活性化の総合特区についてでございます。

議員お尋ねの地域活性化総合特区は、総合特区法案が本年2月に閣議決定されまして、今国会に上程されているものであります。

まず、総合特区の基本的な考え方でありまして、この特区創設の目的は、地域資源を最大限に活用し、地域の活性化を総合的、集中的に行う措置を講ずることで、観光、文化、新エネルギー、金融やビジネス、地場産業、医療、介護、健康分野などの推進・発展を図っていくものであります。基本理念につきましては、生活者の視点に立って、医・食・住という領域で地域の

魅力を高めて、住みたいと思う人をふやしなが、新たな成長モデルの実証実験にチャレンジするというものでございます。ちなみに、医・食・住の医は、医療の「医」の文字を当てております。「衣」ではないということであり、医療の「医」であります。この総合特区の取り組みは、鳥取県が特区申請を行うものでありまして、本特区の取り組みの主体となるのは地方公共団体、大学、企業など幅広い機関が想定されています。これら機関が連携して、さまざまな分野でそれぞれの事業に取り組むことで、地域の力を総合的に向上させることを目指しております。

地域活性化総合特区の今後の具体的なスケジュールにつきまして、鳥取県によりまして、今国会でその法案が成立し次第、国は本特区の公募を行うこととなっております。これを受けて、鳥取県では本特区の認定を国に申請し、年内をめどに国から計画認定を受ける予定であるということとあります。

特区として認定を受ける内容としましては、以下に述べます事業を実施する際の規制緩和、課税の特例、利子補給などが上げられます。この特区について鳥取県が示している構想は、3つの分野から成ります。第1はeモビリティ事業とっております。ちょっと難しいわけですが、モビリティというのは、人間の移動の激しい社会、モビリティ社会というように言っておりますが、eモビリティでございますので、ハイブリッドだとか電気自動車など、電気を利用した交通機関であります。電気自動車の活用や普及事業を行って、地域にモビリティ・ネットワークを構築し、地域住民の安全・安心な暮らしを実現し、観光客に対する利便性と地域内回遊性の向上を図るとい、eモビリティということが提唱されております。eモビリティ事業ですね。

それから、第2にスマートグリッド事業。これも難しいわけですが、スマートというのは賢いという意味で、電気の流れを供給側とそれから需要側の両方から制御をしまして、最適化できる送電網のことを言っております。次世代の送電網の構築をするということとあります。これは、CATV回線とコンピューターを活用しまして電力供給を自立的に調整することで、省エネと電力コストの削減を図るものでございます。この取り組みの範疇には、太陽光やバイオマス、小水力などの環境負荷の少ない発電システムも含まれております。

3点目を申し上げます。ライフイノベーション事業とっております。ライフは生活であります。イノベーションは技術であります。医療、介護、健康といった技術革新ということとあります。これは、鳥取大学の医学部と附属病院が核となりまして、関係企業や西部地区の医療機関と連携し、医療協力体制の強化を図るとともに、先端の医療研究技術を持つ企業と連携しまして、新しい技術を確立していくものでございます。そのねらいとしましては、高齢化に対応した健診型予防システムの構築、地域住民の健康管理の情報一元管理や、疾病・介護予防の推進などでご

ざいます。総合特区への推進体制については、現在、鳥取県が提案しておりますのは、3つの分野ごとに県内外企業や関係する行政機関で構成される分科会によって、今後の各事業の実証実験や検討を進めていくものであります。

次に、活性化振興策及び具体的な取り組みについての御質問でございますが、法案が未成立であり、まだ構想段階でいまだはっきりしない部分が多くありますけれども、これらの事業メニューの中で、現時点で本町に関連づけられるものとしたしましては、第1のeモビリティ事業、いわゆる電気自動車の活用・普及事業でございます。町では、昨年、電気自動車を購入しましたが、今後、公用車やふれあいバスなどの電気自動車化や急速充電器の増設、そして第2のスマートグリッド事業、電気の流れの最適化を図るというものでございますけれども、この分野では、家庭でも使用が可能なマイクロ水力発電、これは100キロワット以下の小規模な水力発電を言っております、これの導入や、一般家庭での蓄電池を用いたクリーンエネルギーによる自立運転、町内に張りめぐらされているCATV回線を活用しての節電コミュニティーサービス。それから、第3のライフイノベーション事業であります、医療、福祉の技術革新という分野でありますけれども、鳥大医学部と附属病院の取り組みに本町の西伯病院が連携していくことが想定されます。疾病発見の新たなスクリーニング健診方法として、アミノ酸を分析して病気を診断するアミノインデックス技術というのがあるそうでございまして、がんの早期発見に役立つということでもあります。確実に発見できるということでございますが、そういうアミノインデックス技術というようなものを活用した方策が提案されているわけであります。

以上、地域活性化総合特区の概要と鳥取県西部での取り組み、本町で今後、想定していることなどを申し上げましたけれども、この特区につきましては、広い分野で多岐にわたる取り組みがなされる、全国的にも非常に先進的な取り組みであると考えております。この特区の事業が軌道に乗りました暁には、鳥取県西部地区は経済、雇用、生活環境、交通、通信など多くの分野で住民の皆さんに居住満足度を実感してもらえらる地域になるんだらうと考えております。

このようなことから、今回、鳥取県が打ち出された地域活性化総合特区の構想につきましては、南部町としましても積極的に協力し、関連の事業について可能な限り実施をすることで、町民の皆さんの生活向上を図ってまいりたいと、このように考えているところであります。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 御答弁、どうもありがとうございました。

それでは、水道料金の改定につきましてから再質問したいというふうに思います。水道料金の

改定につきましては、合併時の協定書の中にも、速やかに、たしか料金の統合をというような文言があったかと記憶しております。料金の改定がやっと提案されたわけでありますが、今まで、合併してからもう6年が過ぎようとしてますが、なぜ料金の改定が提案されなかったのか。この水道法施行規則の規定によりますと、料金がおおむね3年を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されたものであるというふうに規定されておるとおもいます。21年度の決算では約1,450万円の赤字が出ておりますし、22年度の予算におきましても、一般会計から約700万ほどの追加補正をしております。つまり、水道会計は非常に難しいところにいたわけでありますが、その手当てが今までなされてこなかった、その一番の原因というのはどこにあったんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、合併協議会におきまして、この水道料金の統一ということが協定されていたわけでございますけれども、新しく南部町長に就任をいたしまして、改めてこの問題に取りかかろうとしたときに、会見地域と西伯地域の余にも料金格差の大きいということで、この格差のあり過ぎるものを一挙に統一をするというようなことは、なかなか住民の御理解が得られないだろうというようなことでございます。そういうことで、ちゅうちょをしたというのが一つございます。南部町長としての、これは怠慢だったなあというように思うわけですが、そういう格差があり過ぎたという現状に啞然としたというのが一つあります。

それからもう一つは、公共料金、毎日水道は使って、生活に欠かせないものでございますが、やっぱりそういう水の料金は、これはお使いになる方は安い方がいいと思いますし、町長としましても、現状で水道会計が維持できているならば、あえて改定を求めなくてもいいのではないかと、こういう安易な考え方もございまして、これもおわびしなければいけませんけれども、この間、改定ができずに来たというのが実情でございます。

ただ、水道会計そのものに、そのような改定を怠ってきたツケが回ってきておりまして、年々赤字になりまして、従来、内部留保資金という形で持っておりました資金もそろそろ底をつきかけたというような状況に至りまして、とうとう公共料金審議会で公共料金の妥当なあり方というものを御審議いただくということになりまして、平成22年の3月でしたか、審議会を開催いたしまして、公共料金の改定について諮問をしたということでございます。

そういう経過でございまして、確かに御指摘になるように、おおむね3年を通じて財政均衡を保つことができるように、水道料金については定めがあるわけでございますけれども、先ほど申

し上げたような理由で、改定についてはこの間、せずに過ごしてきたということでございますので、おわびとともに御理解も賜りたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前10時14分休憩

---

午前10時14分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 町長の方から現状認識について述べていただきました。今回、答申を受けまして料金が改定される予定であります、その改定の実情というのも述べられました。24年度で、23年度に対して全体で800万円の増収でしたですね、それから25年度では約550万円の増収ということですが、しかしながら、22年度補正で約700万ぐらいの資金を一般会計から投入しているわけですが、果たしてこの改定で、単年度ベースで収支がプラスになるのでしょうか。

単年度で考えてみますと、22年度は21年度の収入予定が予算どおりにいなくて、700万ほど投入したわけであります。実際、24年度に有収水量が減ってるのにかかわらず、それ以下の収入しかないということでは、単年度でも、やはりこの改定では黒字として事業が成立しないのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。秦議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の方から答弁いたしました、今回の平成23年度、25年度の料金改定についての収支の見込みということでございますけれども、これにつきましては、収益的収支で、平成23年度では収益的収支で600万円の収支改善、資本的収支で200万円で800万円の収支改善の予測をしております。25年度改定では、これは公債費の起債の元金償還がふえますので、会計全体では550万円の収支改善予測となっておりますけれども、これは、平成21年度の決算は、収益的収支で1,400万円の資金不足ということで、これは赤字というより資金不足、収益的収支が資金不足したということで、それに対して減価償却費を積み立てております内部留保資金は充当したということで、22年度につきましては、この内部留保資金で不足でございましたのが750万円余りの基準外繰り入れをいただいたというふうになっております。

この見込みなんですけれども、平成23年度改定では、全体で1%の有収水量の減少というこ

とを見込んで、収入の増の見込みが大体1,000万余りを見込んでおるわけです。それから、25年度改定については2,500万円程度を見込んでおりますけれども、これは、それだけでは改定の数字なんですけれども、それに対して、また支出、経費がふえておりますので、先ほど申しましたように、会計全体での収支の改善状況といいますのは一応、あくまでも見込みでございますけれども、23年度では800万円の収支改善が行われて、収益的収支で、現状では21年度が1,400万円収益で資金不足であったのに、800万円では改善されないんじゃないかということが考えられますけれども、23年度では約800万円もそれは改善されて、25年度では550万円改善されて、合わせて大体1,400万円程度改善されるという見込みを立てているということでございます。

ただ、これは、先ほど見込みが有収水量によって非常に大きく収入が左右されるということがありまして、水道課の方でも計算したときには、21年度は有収水量が減少した年でありまして、22年度はやはり猛暑の関係でございますか、若干ふえているということで、その有収水量によって大きく左右されるということがありますので、その辺を御理解いただきまして、また今後の統合計画によります資金計画も検討して、料金審議会でも出されておりますけれども、27年度以降の改定を見込む必要があるということでございます。その辺を御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） わかりました。少し誤解をしていたようでありますので、よくわかりました。

今回、改定になります水道料金であります。改定の数値というものも示されておりますし、各地区での説明会でも示されております。西伯上水とそれから会見地区の料金の改定であります。西伯地区も会見地区もそれぞれ20%強の改定を答申では示しているわけでありまして。しかしながら、その料金の改定の一覧表を見ますと、必ずしもそうになっていないのではないかなというふうに思いますが。つまり、西伯上水は40立方メートルで、改定後の料金が5,901円。これを会見水道に振りかえてみますと、会見水道は現行が4,180円が4,179円、改定後が1円、この表では下がっているわけですね。つまり、答申では会見も西伯もそれぞれ20%前後の改定が必要ですよと言っているながら、実際の水道料金の金額というのは、23年度改定では下がっています。これはどういった理由でしょうか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。秦議員の御質問にお答えいたします。

まず、公共料金審議会で示されております改定率の問題でございますけれども、これにつきまして、私も担当課長になりまして、この率について確認いたしましたところ、まず、改定率の計算の仕方が、西伯地区の表をちょっとお持ちでないかもわかりませんが、率の平均値を出したものでございまして、会見地区の13ミリの改定率の平均、率の平均でございます、平均を出し、基本料金1立米から50立米、51から100立米という、それを改定する立米当たりの単価の率を出したものの平均が27.4で、会見は口径別に13ミリ、20ミリ、25ミリ、40ミリ、50ミリとありますので、これのまた平均を出したものが23%余りというふうにしたものでございまして、これではちょっと本当の意味での改定率にならないのではないかということで、説明会でもちょっと訂正をさせていただいております。

単純に計算しますと、会見地区の13ミリの場合は、この平均使用水量でいきますと、平成23年度の改定の実際の使用量に対する率が3.3%で、25年度が7.6%ですから、平均でございますと、大体この程度だと御理解いただけたらと思います。ただ、20ミリは、23年度が5.3で25年度が10.5ということで、また口径によって率が違ってまいりますので、本来なら、例えば21年度の年間の有収水量を新しい料金で計算し直して、率を計算するのが一番妥当ではないかとは思いますが、今回の答申ではそれではなくて、率の平均値を出したものだというふうに御理解いただきたいと思っております。西伯側は、それで計算しますと大体20%弱というような率になったということが、文には書かれておるといってございまして。

先ほど、秦議員の会見地区が下がっているのではないかということなんですけれども、今回の基本料金の設定の仕方を13ミリだけで説明いたしますと、西伯は2カ月で12立米、12トンまでを基本料金として計算しておりました。12立米を超えるものについて、1立米当たり従量料金を加算するという方法であったわけですが、会見は基本料金があって、その上に従量料金が1立米から加算されるという方式であったわけです。それに対して、改定案は西伯方式をとりまして、12立米までは基本料金で計算すると。それをを超えるものについて従量料金を計算するというやり方をとりました関係上、会見側が、使用水量が低い方について減額になるということが発生したということでございまして、ただ、全体では、会見の地域の平均使用水量等を勘案して50立米、大体、1世帯当たり2カ月に使っておられるということが平均でございますので、全体の改定率は、先ほど申し上げましたように、大体、23年度で3.3、25年度で7.6程度ではないかということでございまして。以上、よろしくお願いたします。（「西伯側」「西伯側も申し上げます」と呼ぶ者あり）申し上げますか。西伯側は23年度で9.8、25年度は21.1という数字になっております。40立米が西伯側の平均使用水量ですから、この平均使用

水量で比較しての場合でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） それにしても、会見の方の改定率っていうのは低いというわけですね。どうですか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。秦議員の御質問にお答えしますが、実際に会見地域の方の改定率が低いということでございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） そうすると、合わせるところが非常に難しいわけですが、単純に考えますと、やっぱり格差というのが今よりもさらに広がってくるという認識でいいわけですか。現状の水道料金の会見と西伯の実情と改定後の予測料金というのは、現状よりも広がっていくというふうに考えてよろしいわけですか、その辺はどうですか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。秦議員の御質問にお答えします。

格差が広がるという点では、今回の改定は広がると考えております。ただ、この料金の改定案の、公共料金審議会審議の過程で、先ほど町長の答弁の方にありましたように、各会計間で格差があるということで、その会計別に状況を勘案して今回の改定料金を算定したということでございます。具体的に申し上げますと、西伯上水と西伯簡水と会見地域の水道というのが、3つの料金体系が現在あります。それに対して、会見地区の料金改定の率は、西伯の上水等の起債の償還とか工事費等のものを見ているものではない。当然それは、そのほかの会計と同じでございます。会見は会見の工事費、いわゆる起債償還等を勘案して、将来の収支予測を勘案してこの料金改定を検討されたと。西伯の上水は西伯の上水で検討されたと。

ただ、25年度の改定案につきましては、西伯簡水と西伯上水が非常に格差がありましたので、これを同一にすることがふさわしいということで、25年度は西伯上水と西伯地域の簡水の料金は統合するというので、25年度以降につきましては西伯地域の水道料金と会見地区の水道料金というふうに2本の料金体系で動くようになるということの答申をいただいたということでございます。会計の状況を詳しく説明しますと非常に長くなりますけれども、現状では、やはり西伯地区の上水が落合浄水場というものを抱えておりまして、年間大体、維持管理経費で1,000万円かかるということでございます。水道は、水道の施設というのは基本的に水源地と配水池があって、維持管理していくというのが基本ですが、それ以外に、西伯の上水については落

合浄水場を持っているということが非常に大きな負担になっているというのが現状でございます。

それともう一つは、原水が不足しているということがありまして、先ほど町長答弁にありましたように、将来に、現在計画されております朝金地域の水源から馬佐良の簡水の修理を含めまして、管路を整備して落合浄水場につなぐという計画があります。この計画の費用等も勘案して料金改定の方が試算されたということではございます。また、その後27年度以降の、また状況も勘案しなければならないという答申をいただいておりますということではございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ちょっと別な視点から、私の方からも答弁しておきたいと思えます。

要するに、南部町になりましたので一本の料金体系でいけというのが合併協議会の結論なんですけれども、余りにもこの格差があり過ぎて、一遍にそこに行くことはできないということではございます。したがって、今回の答申においては、それぞれの会計間の収支をまずもとに、そのバランスをきちんととれというのが一つあります。

それで、やり方について、さっきもありましたけれども、会見の方は、基本料金というものはもう使っても使わなくても徴収しておられました。西伯は、12立米までは何ぼ使っても基本料金の中でおさまる、そういうやり方しておりましたので、そういう料金体系というものをとりあえずそろえていくというのを、やり方というものをそろえていくということをも優先にしているわけです。25年度には西伯の上水と西伯の簡水を統合し、そしてその後、さらにその後南部町としての料金統合というものを考えて、視野に入れておるということでもあります。

それと、肝心の点ですけれども、それぞれの投資に見合った改定を考えておるということではございますので、すなわち、西伯側に投資したものは西伯側の料金に反映される、会見側の投資したものについては会見側の料金に反映されると。西伯側に投資したものが、会見側の料金に反映されるというようなことではございません。それぞれの会計ごとのバランスを今はとらうとしておるということと、それと、基本料金などの統合のためのならしといいたいまいしょうか、準備を今、進めているというように御理解いただきたいと思えます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 27年度以降というのは、大方の水道事業の工事が終わる年度というふうになっています。25年度以降に、27年度以降を見据えた料金改定をもう一度言うてるわけですね。27年度以降というのは、今、23年度ですから、そんなに遠くないところにあ

りますが、その辺についてはどういうふうな考え方を持っておられるのか。全く将来的なことで、現時点では試算をしていないのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 失礼します、上下水道課長です。秦議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度以降、工事が終わって、その後の改定の問題については試算をしてないかということですが、これについては、現在の公共料金審議会についての料金改定等の試算には行っていないということでございます。

現状の平成24年度以降、当初実施されることになっております統合計画につきましては、現在、朝金地域から落合浄水場まで馬佐良を經由してするという計画でございますけれども、当初の試算では約5億円を見込んでいたという計算が出ております。ですから、この工事が終わった後、どのような会計状況になるかということをもう一度試算して、公共料金審議会では当然、水源が南部町で、上水につきましては現在、浄水場は会計上統合しておりますので、実質の統合というか、今は水源が違うわけですね、それが水源が統合した後、どういう会計状況になるかということをお察して改定を考えなさいということが公共料金審議会の答申の趣旨ではないかというふうに認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） じゃあ、壇上での質問の中で、27年度以降には水道会計も管理委託をして合理化をした方がいいではないかなという内容でお話をさせていただいたんですけど、管理委託ってというような考え方は、町長には全くないわけですか、どうでしょうか。指定管理です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 水道の指定管理というようなことですが、今のところ全く考えていないわけでありまして。少なくとも公共的な施設整備や体制整備というものが整わないと、指定管理というようなことにはならんのではないかなと、このように考えておまして、現在は統合のためのさまざまなならしといいたまいますか、そういうことをやっというところからでございます。合併協議ではすぐ統合するように書いてありましたけれども、協議がちょっと粗かったというように思います。もうちょっと詳しく検討しておれば、なかなかその統合ということにはすぐはならんかっただろうと思いますけれども、そういう準備を今、進めていくという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 次は、加入金について質問させていただきます。加入金の一覧表というのもいただいておりますし、先ほど町長の方からも御答弁がございました。南部町の上水の場合には13ミリで3万3,600円、会見は5万2,500円、この資料ですので間違いのないと思いますが、西伯簡水の場合は一律40万円というふうになっています。説明の中で、西伯上水、会見地区の場合は工事費に係ったものは含まれていないと、簡水の場合は工事費を含むというふうに御答弁がありました。しかしながら、西伯地区だけを見ましても、工事費が多大な、約16億ぐらいですか、債務としてあるわけでありまして、その元金償還あるいは金利負担金を償還してるわけでありまして、それで、それはこの中に含まれていないというのは少しおかしいのではないかと。私は、西伯簡水の加入金が異常に高いのではないかなというふうに考えています。

これと比較して、下水道の分担金、あれ31万円でしたか、これが上げられるというふうに思いますが、この分担金というのは全町一律であります。この簡水の分担金というのは簡水地区に限ったものでありますので、少し考え方が違うというふうに思いますし、これをやっぱり軽減してあげなければ、少し奥部に住む人の生活はよくなっていかないのではないかと同時に、なかなか若い人が帰ってきてても住みたがらないのではないかなというふうに考えますが、この分担金についての見直しというのは考えておられるかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長です。分担金につきましては、簡水の成り立ち、生い立ちといいたいでしょうか、こういうことを振り返ってみたいと思います。いわゆる農村総合整備モデル事業だとか、さまざまな事業を使って簡水事業を取り組んでおります。営農、飲雑用水だとか、いろんな呼称があったと思いますけども、そういうもので整備して、いわゆる補助事業として整備をしたということの歴史がございます。そういたしますと、当然に負担金というものが発生するわけでありまして、それを40万円というぐあいに定めて、事業を町の方も進めてきたという歴史があるわけでありまして。

それともう一つは、そういうことを踏まえておいていただいて、皆様に御理解をいただいて、そういう事業に取り組んで水道施設を整備してきたということでもあります。そういう施設整備、御努力をいただいたおかげで、今も大木屋地区のみでございます、大木屋地区のみ。あとは一応、全部整備済みだということでもございまして、今、この分担金を安うにすれば随分喜ぶというような話もありますけれども、それは余り該当はないのではないかと、このように思っております、従来からのこの取り組んできたやり方でございますので、当面、これはこれで御理解をいただい

て取り組まんといけんのではないかというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） それから、5月の31日から地区の説明会が開かれておるわけですが、現在までに4地区終了しているというふうに聞いております。その地区説明会の出席状況、あるいは地区説明会でどのような意見等が出ておるのでしょうか。当然、この改定につきましては議会で議決しなければなりませんので、参考にしたいというふうにも思いますので、その辺についての説明を求めておきます。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。秦議員の御質問にお答えいたします。

地区説明会の状況ということでございますが、現在、4カ所終了しております、大体50人余りの出席状況であります。意見としましては、地区によって若干状況が違いますけれども、先ほど秦議員の御質問にもありましたように、簡水地域については今は高いという状況がございますので、これについて引き下げてほしいというような御意見はいただいておりますし、会見地域では将来の問題等についての御質問をいただいておりますが、今後もまだあと5カ所残っておりますので、いろんな意見をお聞きいたしまして、また町長と協議をさせていただきたいと思っております。

先ほど、加入金の問題がありましたけれども、加入金の問題なんかも出ておりますが、加入金についてはちょっと誤解がないようお願いしたいんですけれども、簡水の加入金は工事費が含まれておまして、つまり、本管から工事をするというすべての工事費が含まれております。西伯上水、会見地域の水道についての扱いは、本管からの工事はすべて布設される方の負担になっておまして、加入金をいただくというのは、うちは水道の方には加入金をいただくというだけで、その内容がちょっと違いますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。補足でございましたけれども、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 加入金の件につきましては、よく理解できました。簡水の場合には本管から家庭までの工事費も入っているということでありますので、非常に40万円という金額でも、内容的には随分安いのだなあというぐあいに認識しております。

水道料金の改定につきましてはこれで終わりにして、次は総合特区について質問させていただきたいと思えますが、なかなかイメージ的に説明もちょっと難しかったですし、イメージ的にもわいてこないんですけど、もう少し具体的にわかりやすく説明を求めたいというふうに思えます。

インターネット等でこの資料をとりますと、そんなに町長が述べられましたような難しい内容ではなく、もっと易しく書いて言っているわけでありまして、この協議会の出席者を見ますと、企業としては味の素、王子製紙、ケイズ、国際航業、山陰合銀、サントリープロダクツ、中海テレビ、中電技術コンサルタント、鳥銀、トヨタ自動車、ナノオプトニクス・エナジー、これ電気自動車の会社ですね、ファミリーというふうに、この西部地区ではそうそうたる企業の方が入っていますし、それと鳥取大学、そして公共団体が、米子市を初め、日野郡のすべてがこの西部地区、入っているわけでありまして、これで何をしようとしているか、もう少し町民にとって具体的に姿が見えるような点を少し述べていただきたいなと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。大変難しくわかりにくいということがございますが、鳥取県でいいますと、西部圏域を総合特区と指定をいたしまして、生活者の視点に立って、もっと生活に近い医・食・住という領域で住みたいと思う人をふやしながら、そういうパワーを県内全域に広げていくというようなテーマで、まず県西部を総合特区に指定しながら活性化を図っていくんだということでございます。

具体的にということで、わかりやすくということでございますが、3本の柱があるということは、町長が御答弁を申し上げたところでございますが、取り組みのねらいというようなことがございます。eモビリティ、これは電気自動車だけではございませんが、そういう電気自動車を中心とした移動にかかわる事業でございますが、高齢者の外出だとか観光地の魅力をアップするとかというようなことでございますし、スマートグリッド事業ということでございますが、新たな電力網を整備をするというようなことでございますけど、地域の太陽光発電や水力発電などを活用いたしまして、地域の家庭や地域でその電力を賄っていこうというようなことでございます。そして、ライフイノベーション事業といいますのが、端的に西伯病院というような言葉も出ましたですけども、疾病や介護、医療というようなことで健康管理などを行っていくというようなことでございます。

法案もまだ成立をしておらない、今国会がずれ込んでおります関係で、まだ法案も成立をしておらない状況でございます。その県におきます提案、あるいは計画書も具体的なまだ構想段階でございますが、鳥取県西部を挙げて、産官学挙げて取り組んでいこうというものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） まだ法案も成立しないので、非常にわかりにくいというようなお

話でございましたが、確かに電気自動車、あるいは医療、そして化石燃料ではなくて自然エネルギー等はよくわかるわけでありますが、それが一体、町民にどういうふうにかかわっていくのか。例えば、住民が生み出すものは一体何なのか。今の考え方では、与えられるものみたいな気がする、与えられたものに対して、それにかかわっていくというようなニュアンスにしか聞こえないんですけど、今持っている地域の魅力を生かして、地域が生み出していくもの、そういうものがなければなかなか長続きしないのではないかなというふうに思っていますが、その辺については、町内の持っている特性、それがどう生かして、それらの大きな柱の中に住民がどういうふうにかかわっていくのかということがなければならぬと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。総合特区の取り組みの動きは、今のようにございますが、具体的にこれから各分科会で、先ほど議員が申されました民間企業や民間団体やNPOや県を中心として、鳥取大学もそうですし、私たち、我が南部町もそうですが、そういう分科会での話をこれから進めていくというところでございますので、今の町民にとってどうというようなところのことは、まだこれからのことだというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） ちょっと、町民にとってどうかということですけども、私がちょっと考えたことを披瀝しておきたいと思いますが、例えば、eモビリティ、電気自動車の関係なんですけれども、今、循環バスも7年、8年になるんでしょうか、なりますけれども、これはいつまでももつわけはありません。こういうバスを例えば電気自動車に切りかえていくというようなことでも考えられるのではないのでしょうか。それから、南部町版の電気自動車の普及事業とか、そういうことを取り組んでいけば、例えば、税制が優遇されるというようなことでありますね。

それから、スマートグリッド、電気の流れの供給、需給の関係なんですけれども、今、今度、ダムに水力発電を建設していただくわけでありますが、そういうことや、それから太陽光発電なんかも徐々に進んできております。そういうそれぞれの御家庭で、消費のタイミングとそれから売電というようなタイミングというのが案外、重なるわけなんですけれども、ここの相差というのは、例えば西部管内全体で埋めていくと。一番最適な電力需要に合わせた供給を行っていくというようなことをやれば、例えば、王子製紙で発電して、その電力を一番需要の高いところに持っていくというようなことが地域全体でできれば、これは非常に効率化になるというように思う

わけです。

それから、3番目のライフイノベーション、医療とか介護の技術革新というようなことなんですけども、さっき申し上げました、どうも、ある会社がアミノ酸、血液をちょっととって、アミノ酸を使って、もう100%、がんがあれば、そのわずかな血液から発見できるというような技術もあるそうでありまして、そういうことを例えば西伯病院と連携して進んでいけば、これは非常に地域の住民の皆さん方に大きな幸せをもたらすことができる。また、そのことは、ひいては医療費の軽減にもつながってくるというようなことでもあります。要は、住民の皆さん方がこの西部地域で、あるいは南部町でお過ごしになるのに非常に快適な、いい基盤整備が整っておる、そういうところをこの総合特区を使ってやっていこうかと、そういうお話でございます。なかなかイメージどおりになるのかどうなのかわかりませんが、具体的に言えば、そういうようなことではないかと思っております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 町長のお話では、この西部で特区を使って西部地域の活性化をしていこうということですので、多分、いろんな提案が今後、議会等にされると思いますので、またその都度、お話を聞きたいなというふうに思います。

時間が少しありますが、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は、11時15分。

午前10時55分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

1番、板井隆君の質問を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。議長のお許しをいただきましたので、南部町の原発と土石災害の対策について質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

去る3月11日に発生しました東日本大震災は、地震、津波、さらには2次災害とも言える福

島原発事故と、戦後最悪の災害となりました。発生から3カ月が過ぎた現在でも、約9万人の方が避難所での生活を強いられておられます。東日本大震災、津波などの災害でお亡くなりになりました方々の御冥福と一日も早い復興を、町民皆様と一緒に願いたいと思います。

また、災害発生後、南部町ではいち早く東日本大震災の被災した岩手県宮古市に向け、発生1週間後の18日、平成12年の鳥取県西部地震で支援のボランティアを送ってもらった経緯があります恩返しにと、藤友副町長を隊長に、医師や看護師、保健師、介護福祉士、町職員、計17名のチームで支援隊を組み、派遣。米1.5トン、灯油2,000リットルなどの支援物資とともにマイクロバスで出発され、翌日18日から23日までの活動をされ、避難所で被災者の方のメンタル面のサポートや高齢者の介護に当たられ、被災地の皆さんに元気と勇気を与えてくれましたことに、心から敬意を表します。

そこで、このたびの質問は、想定外と言われた2次災害、福島第一原発の事故に関連し、南部町から直近に位置する中国電力島根原発についてもあわせてお伺いいたします。

その前に、私は先月21日に、私の不注意によって自宅裏の山林火災を起こしてしまいました。火災発生後、南部町消防団長様を初め、消防団員、西部広域消防署員、地域の皆様の御協力により、素早い消火活動によって大事に至ることなく消火をしていただきました。ここにお世話になりました皆様に感謝を申し上げ、心からおわびをいたします。本当にありがとうございました。

そのようなこともあり、また反省に立ち、日ごろから防災防止と防災意識についての必要性を感じたものですから、質問をさせていただきました。

最初に、南部町の原子力防災について。4月19日、山陰中央新報掲載の、鳥取県の原子力防災、住民避難計画策定を急げの記事から質問をさせていただこうと思います。

東日本大震災で打撃を受け、放射性物質の放出が続く東京電力福島第一原発の事故について、経済産業省原子力安全・保安院は、国際評価尺度の暫定評価で最悪のレベル7とした。1986年に起きた旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同レベルであります。国は、原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原発から40キロ以上離れた地域を含め、1カ月かけて計画的な避難を求める計画的避難区域に指定をいたしました。福島第一原発と同型の沸騰水型軽水炉を備えた中国電力島根原発で、同じ事故が起きないという保証はありません。島根原発から40キロ圏内になると、境港市、米子市、そして我が南部町も含まれます。これらの地域は、原子力安全委員会の防災指針が原子力防災対策を重点に行う区域として定めている緊急時計画区域の範囲、8キロから10キロから外れております。

鳥取県の地域防災計画、原子力災害対策編によりますと、島根原発で異常が発生した場合、島

根県では島根原発から直接15分以内に報告が届くのに対し、鳥取県へは中継する中国電力鳥取支社からの連絡に時間の制約はないとの記載があります。島根県と隣り合わせに位置をする南部町住民にとっては不安であると思います。このたびの災害で、想定外の災害は打ち消され、いつ発生するかわからない災害を想定することが地域防災であり危機管理であると思います。福島第一原発の教訓を島根原発に当てはめれば、原子力災害の予防に取り組むべきと考え、以下の点について町長にお伺いをいたします。

1つ、緊急時計画区域の見直しについて。2つ、南部町地域防災計画の見直しについて。3番目、子供たちの安全対策について。4番目、町内に放射能測定機の設置を求めたいと思います。以上、4点についてお伺いをいたします。

次に、土砂災害防止法に基づく今後の対策について。

土砂災害基本法に基づく溪流及び斜面調査の結果について、現在、上長田地域内で県土整備局より説明会が順次行われ、また南さいはく振興協議会の防災コーディネーター等と一緒に説明会の方に来ていただいております。南さいはく地域振興協議会の総務部では、この県の説明会の安全に対する不安、地域の存続についての不安が上がっているとの見解があり、話も聞いております。土砂災害防止法で義務づけられている避難計画や避難路などの住民の事前認識と住民の危機に対する認識、危険情報の伝達方法は万全であると言えるのかお伺いをし、壇上からの質問いたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしております。

最初に、南部町の原子力防災についてでございます。

緊急時の計画区域、EPZとっておりますけれども、この見直しについてでございます。緊急時計画区域とは、原子力防災対策を重点的に充実させる地域の範囲のことでございまして、原子力安全委員会が取りまとめた、原子力施設などの防災対策についてで示されてございまして、原子力施設からの放射性物質または放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、住民などの被曝を低減するための防護措置を短期間に効率よく行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性などを踏まえて、その影響の及ぶ範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいいます。現在は、原子力発電所から半径約8から10キロがその目安となっております。島根原発から役場法勝寺庁舎まで、距離は約38キロでございまして、その範囲には入っておりません。現在、EPZの見直しを求める動きが全国的に広がり始めております。しかし、鳥取県の場合は立地県ではありませんし、島根原発のEPZからも範囲外でございまして、福島第

一原発の状況を踏まえると、島根原発周辺市町村と連携をいたしまして、国などに範囲拡大を要望していくべきだと考えております。

鳥取県は、3月15日付で内閣総理大臣と経済産業大臣に対しまして、島根原発のEPZの拡大などを盛り込んだ要望書を提出しております。また、関西広域連合では、関係府省などに対して4月28日付で提出された東日本大震災に関する緊急提案の中で、EPZの範囲の見直しなど、原子力発電所の安全確保と災害対策のための体制整備などについて提案をされております。私が所属をいたしております、南部町が所属をしております鳥取県西部地域振興協議会では、緊急に協議を行いまして、5月20日付で中国電力に対し安全協定の締結範囲の拡大などを盛り込んだ要望書を提出しました。

次に、南部町地域防災計画の見直しについてでございます。現在、鳥取県は島根原発に係る避難計画策定と、地震・津波対策の見直しを進めております。避難計画の策定については、考え方は福島原発事故の避難指示をもとにいたしまして、対象範囲は福島第一原発事故において、一たん30キロ圏内に屋内退避区域が設定されたということもありまして、30キロ圏内を対象とし、島根県側から本県へ、あるいは本県を通過して住民が避難することが想定されるために、両県地域住民が一体的に避難できるように、島根県、米子市、境港市などと連携して計画を策定するようでございます。

地震・津波対策の見直しについては学識経験者で構成される検討委員会を立ち上げて、本年度中には見直しを終える予定でございます。

南部町には原子力防災計画はございませんでしたので、早急に計画策定が求められるわけでありまして。今回の東日本大震災を受けまして、さまざまな基準などが変更になることが予想されるわけでありまして、国や県の状況を見ながら本町の地域防災計画も見直しを行い、あるいは修正などをしていきたいと考えております。

通告していただいております子供たちの安全対策についてお答えします。今回起こった福島第一原子力発電所の事故を受けまして、文部科学省及び関係機関は福島県内の学校の校舎、校庭などの利用判断における暫定的考え方について示した通知を出しております。この通知によりますと、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の校舎、校庭などの利用に当たっては、学校の校舎、校庭などの利用判断における暫定的な目安については、現在避難区域と設定されている区域、これから計画的避難区域や緊急時避難準備区域に設定される区域を除く地域環境においては、国際的基準を考慮した対応をすることが適当であると示されております。本町においても、こうした考え方や基準に基づいた対応をすべきであろうと考えているところであります。

また、児童生徒が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるために、学校における生活上の留意事項といたしまして、1つ、校庭や園庭などの屋外での活動後は手や顔を洗い、うがいをする。2つ、土や砂を口に入れないように注意をする。特に乳幼児は、保育所や幼稚園において砂場の利用を控えるなどの注意が必要であるというように思います。3つ、土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。4つ、登校・登園時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす。5つ、土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉めるの5点が示されております。ただし、留意点として、こうしたことが遵守されないと健康が守られないということではなくて、可能な範囲で児童生徒などが受ける放射線量をできるだけ低く抑えるためのものであるとしております。

南部町としては、こうした文部科学省の通知内容や今後発表されるであろうさまざまなデータや対応策に学びながら、国や県など関係機関との双方向での情報共有や連携、保護者や地域の皆様との共通理解に配慮いたしまして、教育委員会とともに速やかで適切な対応をとってまいりたいと考えております。

町内へ放射能測定器の設置についてお答えをしております。今回の補正予算で、放射能測定器を1台購入するように予算計上しております。福島第一原発事故から3カ月が経過しますが、いまだ終息せずに長期にわたる状況であります。放射性物質は風の影響で遠くに飛ぶわけであり、現在、島根県松江市と岡山県鏡野町、人形峠ですね、のモニタリング地点がありまして、1時間ごとに更新される全国のリアルタイム放射線量マップなどで状況把握ができます。本県においてのモニタリングは、三朝町内と湯梨浜町内の2カ所において24時間体制で測定されまして、境港市役所と西部総合事務所では3カ月に一度測定されておりますけれども、現在会期中の県議会の本会議の中で、平井知事は東部が1カ所、西部4カ所で週1回、放射線量を測定する方針を明らかにされております。

しかしながら、校庭や園庭などの局地的な場所については状況を把握できる環境ではありません。一番被害を受けやすい子供たちの安心・安全を守るためには活動範囲の状況を十分に把握することが肝要であります。このため、保育園や学校のグラウンドなどの放射線測定を行い、実態を十分に把握し、その結果に基づき的確な対応をとりたいと考えております。

次に、土砂災害防止法に基づく今後の対策についてでございます。

回答を申し上げます前に、土砂災害防止法について説明をいたします。土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命、身体を保護するため、土砂災害のおそれがある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限、住宅の新規立地抑制などのソフト対策を推進しようとする目的で制定された法律であります。法律に定める土砂災害のおそれがある地域には、

土砂災害が発生した場合に住民の生命、身体に危害の生ずるおそれがある土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンとっております、と、その土砂災害警戒区域のうちで建物に破損が生じ、住民の生命、身体に著しく危害の生ずるおそれがある土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンとっております、がございます。

イエローゾーンの指定基準は、傾斜地の崩壊では傾斜度が30度以上で高さ5メートル以上の区域であります。そして、急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域。急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍以内の区域、これが50メートルを超える場合は50メートルということになっております。これがイエローの指定基準であります。それから、土石流については、流域面積が5キロ平方メートル以下の土石流の発生のおそれのある溪流において、谷の出口から下流での勾配が2度以上の区域という基準になっております。

南部町では304カ所が土砂災害警戒区域、イエローゾーンに指定されております。これに関しましては平成18年3月に南部町防災マップを作成し、災害に備えていただくために全戸に配布しております。

レッドゾーンは、警戒区域のうち、大雨などにより土砂災害が発生した場合、土石流やがけ崩れによる土砂流出の規模を過去の災害事例をもとに現地の地形形状から調査し、その土砂流出の力を算出し、建築物が損壊する区域を指定するわけであります。先ほど申し上げましたように、土砂災害防止法は土砂災害のおそれがある区域について指定を行いまして、危険の周知や警戒避難体制の整備、開発行為の制限、住宅の新規立地の抑制などを行うためのソフト対策を行う法律であります。これらのソフト対策を推進するために、鳥取県では区域の指定に必要な基礎調査を行います。その結果について公表が義務づけられておりますので、自宅周辺の地形、地質、土砂災害防止施設の状況が集中豪雨などに見舞われたときにどの程度危険であるかを認識いただくことを目的に、いわゆるレッドゾーンの指定予定箇所について説明会を開催しております。今回は平成21年度に調査を行った東長田を除く西伯地区の調査結果が出ましたので、集落ごとで説明会を行っております。したがって、御質問の避難計画や避難路などの事前認識と住民の危険に対する認識、危険情報の伝達方法やハザードマップの状況などの警戒避難体制の整備は、このレッドゾーンの指定後になるものと考えております。

説明会で住民の皆さんから、新築・増築で建築物の構造が規制されることへの質問をいただいておりますが、必ずしもレッドゾーン内には建築物を建てられないというものではございません。危険な区域に建築するわけですので、建築物の新築・増築に建築確認申請が必要になりまして、建築物の補強や土砂災害を防止するための対策工事が必要になってまいりますけれども、その工

事費を含む建築費全体に対して利子補給を行う支援制度を設けたりしているわけでありませう。また、土砂災害、いわゆるレッドゾーンから住宅を移転、除去する場合には住宅・建設物安全ストック形成事業によりまして、建設及び購入の一部が補助されるということもございませう。

また、各地域振興協議会で選任された防災コーディネーターの働きかけなどで平成22年度末現在、自主防災組織、集落防災会が53組織で組織化されました。この自主防災組織において警戒避難体制の整備に当たり、避難計画や避難路などの設定、住民への危険情報の伝達方法について具体的な取り組みを行っていただくように要請をしております。

以上で質問に対する答弁といたします。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 詳細にわたりまして御答弁をいただき、ありがとうございました。

私、この質問を考えたときに、やはり特に原発に対するものに対しては南部町だけでできるわけではなく、国や県や、そういったような流れが必要だから、余り質問してどうかなというような気もしていたんですけど、やはりこの南部町というのは島根県に近いところに位置をしているというので感覚的なところ、また県庁所在地は鳥取県の場合は鳥取市ということで非常に東部にありまして、そういった面でやはり近場の地域からそういったところも考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思って質問させていただいたんですけど、先ほど町長からの答弁で、西部地域の振興協議会の方で要望・調整等もしているんだということで話を聞きまして安心をしたところですけど、少しだけこのことについて関連質問をさせていただければと思います。

ちょうどこの質問をする中で、先週の金、土、それからきのうということで、同じこれも中央新報なんですけれど、原発意識調査というのが出ておりまして、山陰両県やそれからある程度絞った圏域の中での調査結果が3日間にわたって報告がされておりました。その中でこのEPZ、緊急時計画区域の見直しについてはほとんどの方がそれは必要なんだという、これは距離ばかりではなく放射線量で決めるべきであると。結局、風の流れとかそういったところによって、どこまで放射能による影響が起こるかわからないので、一概に距離ばかりでは決められないんじゃないかということが今回の福島原発でわかって、そのような住民の方も、また鳥取両県の方々がやはりそういう認識を持っておられると私は感じておりました。

そういったことで、この南部町はこの庁舎まで38キロということは町長、先ほど答弁でもあったんですけど、やはり風が吹いて、日本海からこちらの方に風が吹いてきますと、南部町は特に盆地的な場所でもありまして、吹き込んできてたまり場になるんじゃないかなと。きのう

よっとそういったような話をされた町民の方もあって、そのような感覚も、ああ、そう言われればそうだなというような思いも持ったんですけど、そういった点についてどのように感じておられるのか、まずはお聞きできればと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。エリアの話ですけども、今はEPZということで8から10ですね、10キロですね、10キロの範囲で範囲をしておりますけども、やはりIAEAの方がUPZという、同じような形ですけども距離を30キロ以内というようなこともやっております。これがベースになるんだろうなと思っております。

それともう一つは、福島原発でもありましたけども、SPEEDIというシステムがあるようでございます。30キロをベースにしながらSPEEDIもかぶせていき、そういったところの影響の部分をやはり避難地域というような格好でとらえるべきかなというふうに考えております。

（「地形」と呼ぶ者あり）

それと地形、ここがたまるかということでございますが、私も空散なんかをしております、よくここに霧が立ち込めます。やはり盆地になっておりますので、そういったおそれはあるのかなというふうに認識はしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。やはりこういった地形、特殊な南部町の地形でもありますので、ほかのところ以上にやはりそういった面では気を使い、安心・安全な暮らしができる南部町であるような形で、常に頭の片隅に置いていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから2番目の、南部町地域防災の計画の見直しについてということなんですけれど、先ほどお話がありました、ちょっと土砂災害の方と絡むんですけど、平成18年に作成されたマップではないかなというふうに思っております、私も総務課の方で18年の3月に作成されましたマップ、南部、中部、東部ですか、3つの分のうちを3つもらって、それぞれ見させていただきました。地図が3つに分かれていて、それに対する危険場所とか、そして町全体の避難場所、またどういったときに災害に備えたりとかですね、どういった避難をしたらというようなことが本当に詳細に書いてあって、これは本当に南部町の防災にとっても大事なものだというのは感じました。

ただ、やはりこういったようなことが出てくると、計画の見直し、その場、そのときによっていろんな形を変えていかなきゃいけないと思っております、今後のこの防災マップの

見直しについての考え方をですね、もう一度具体的な計画とかがありましたらば教えていただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。今は防災マップ、イエローゾーンまでのところが入っております。これにレッドゾーンを入れて、どこが一番危ない箇所かということを目でも見ていただきたいと思います。その結果が出てまいりますと早速に修正に入り、全戸配布を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 済みません、ちょっと飛んでしまって、次の土砂災害の方に入ってしまったんですけど、ただ、やはりそればかりではなくて、今、私が今回質問させていただきました、特に原子力というわけではないんですけど、いろいろな災害が想定されるのではないかなと思います。例えば、上長田には賀祥ダム等々もありまして、もし決壊したらというようなことも、想定外なんだと思うんですけど、そういったときの、例えばどこまで水が来るのかですね、この辺にもずっと水害が起きたときには書いてありました。

ただ、それについてはダムの決壊も書いてありません。そこまで、もし防災的なことができると、本当に安心・安全を考えた町政、行政だなというところで、町民の方もまた安心もされるのではないかと思いますけれど、あり得ない想定がこのたび起こったわけですので、そういったところも若干かんがみ形のマッピングというものを計画をしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それとあわせて、先ほど答弁でもありました防災コーディネーターによる地域ごとの防災マップの作成、また地域の防災管理といいますか、自衛的なものをつくっていくということで、この間、私たちも能竹の会があったときに、説明会のときに南部、南さいはくの防災コーディネーターさんが来られて話をしていただき、できるだけ早く提出をしてくれというような話を、説明をしていただきました。

今現在、この防災コーディネーター、各振興区ごとにあるわけなんですけれど、こういったような形での作成と、それから進捗状況といいますか、は順調な形で進んでいるのでしょうか。その辺をもう少し教えていただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。53、今、自主防災組織は今の計画上の中に入っておる箇所でございます。その強化と、それからできてないところについては立ち上げ

というような作業を今していただいております、今、私の方持っております数値で申しますと、町内で53に整備といいますか、強化をする部分と、新しい部分で27集落の方でそういった動きなり立ち上げをしていただいているということを聞いております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） この防災コーディネーターという職部門を今年度でとりあえずは一つの終息を迎えるわけですので、せっかくなので振興協議会、それぞれの地域の特色をとらえて、特色に合った形での防災計画、また避難誘導的なハザードマップ的な、そのようなものをつくってもらっているわけですので、やはり行政としてもそういった進捗状況を十分に把握をしていただいて、本当にそういった大きな仕事を年度内に終えていただいて次のステップに進んでいただくというふうなことが必要だというふうに思っておりますので、防災コーディネーターに丸投げではなくて、しっかりとそういったところ、状況を見ながら各地域の防災計画についての案を対応していただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それで、次ですけど、子供たちへの安全対策ということで、先ほど町長の方から話をいただきまして、十分な対策もなされていっているなといいますか、そういったことで対応が、子供たちへの周知が図られているというふうに思っておりますけれど、教育長、どうでしょうか、先ほど5つのことを話がありました。特に砂についての話、そして体についた砂を落としたり、またうがいをしたり手を洗ったりということになりますと、今保育園が芝生化になっておりまして、そういった面ではちょっと安全なのかなというふうにも考えてもおりますし、もしかしたら安全ではないのか、その辺がわからないんですが、もし土よりは安全ならば、例えば小学校や中学校もそういった形の芝生化を進めていくということも考えられてもいいんじゃないかなと思いますけれど、その点につきまして何かありましたらばお話をいただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。芝生化のお話が出ましたけれども、そのために芝生化ってということは今のところ、念頭にはございません。別の観点で芝生化をせないけんということになれば、それはそれとして取り組みたいと思います。

差し当たって、今の議員御質問の件に関しまして、私が今思っていることを少し申し述べておきたいというぐあいに思っております。町長の方が文科の通知の内容についてお答えをさせていただきました。万が一のことがあれば、現段階ではこういうことを、指針を大事にしながら対応したいということの趣旨でございます。私が思っておりますのは、このたびの事案であんまり本町の子供たちについて放射線がどうのこうのということは、これまで本当に余り考えてこなかつ

た。だれもが考えていない。こういうことは、それぞれの教育関係者であろうとだれであろうと、そういうある意味での共通理解はできたと思いますよね。と同時に、万が一のことがあったときに、やはり子供たちをまずしっかり守ってやらないけんいうことの共通理解というもの何かできたんでないのかな、そんなことを実は実感しております。

だとすると、やはり今、私は、まず当面すぐしなければならないというのは、やはり放射線に対する正しい知識を教員がまず持つ必要があるんだろうと思っております。いろいろな情報がマスコミ、テレビ等で流れてくるわけですけれども、しかしながら、やはり教員がまずきちっと正しい知識を持つ、そのことがさまざまな状況が起こったとき、あるいはさまざまなデータが流れてきたときの、まず速やかな子供たちへの対応ができることであろうというぐあいに認識を実はしております、7月に少し県内の教員の研修のあり方に対して意見を言わせていただくような場に出させていただく機会もございますので、この件に対しましては県教委の方に提案をしてみたいというぐあいに思いますし、今週の金曜日にはちょうどPTAの役員の方とお会いをする機会も実はございますので、こういう場でも利用しながら、やはり正しい知識を持つということをまずスタート地点として考えたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。やはりそういったことで、知識をお互いに共有し合いながら子供たちの安心・安全ということは必要だと思いますので、ぜひとも進めさせていただきたいというふうに思います。

あとは、先ほど放射線を浴びる、低くするための方法ということで5つのお話がありました。屋外に出たら帰ったら手を洗う、そして土や砂を口に入れない、そしてもし入れたらうがいをする、靴の泥を落とすと。そして砂ぼこりをできる限り体に浴びないようにするというこの5つがあったわけなんですけど、これは特にソフト的な対応でありまして、行政としてはやはりハード的なことが少しでもできて、放射線量を浴びることが少なくなるような対策が組めれば、あわせてやっていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、その正しい知識を得るためには、町内に放射能の測定器を設置をしてくださいということで質問に上げさせていただいたんですけど、本当にそういった面では早目の対応ということで、私も予算書を見させていただいて、消防の災害対策費で放射線測定器を1台購入、金額が30万ということで予算がついておりました。この機械について、どのような形での測定ができるのか。例えば常設に設置をしてしまうのか、いろんなところに持って行って測定ができるのか、ちょっとその辺についてお話をいただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 機種でございますけども、固定式ではございません。持ち運ぶもの  
でございます。機種の考え方ですけども、今現在、被害がない中での対応ということでございま  
す。もう少し安い分をそれぞれのところに配付するやり方もあろうと思っておりますけども、簡単な機  
械はやっぱりその機械によって数値が異なります。ですので、ある程度の信頼性のあるような数  
値でないと、なかなかこういうことは把握といいますか、できませんので、やはりそれなりの機  
種を選ぶということにしております。やはり固定式よりも、そこに行って、1メートルの高さで  
どれくらいな放射線量かということをはかる機械でございます。そういったところに持っていっ  
て、巡回をしながらやっていくというのが一番効率的なやり方だということで、移動式のある程  
度の高性能の部分の計画をしたものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。お願いするまでもなく、このような対  
応をしていただいておりますということで、やはり危機管理的な対応が本当にスムーズになされてい  
るなということで、できれば西伯側と会見側と2つぐらいあればいいなというふうにも思います  
ので、またよかったらもう1台ぐらい両庁舎に1台ずつでも置いてあれば、いつでも町民の方が  
借りやすいではないかなというふうにも思いますので、また対応なども考えていただければと思  
いますので、よろしく願いいたします。

最後に、このたびちょうど、先々週ですか、8日に私の、能竹の方でも県土整備局の方が説明  
に来られまして、先ほど町長がお話をされました部分について説明もあって、聞かせていただき  
ました。この質問についてはこの後といいますか、仲田議員も同じ内容での質問をしておられま  
すので、私はちょっとだけ、特に住民の方といいますか、能竹の方と説明、県の方が帰られてか  
らその説明を聞いて言われたこと、思われたことをちょっと聞かせていただきまして、これにつ  
いての質問は終わりたいと思っております。

最終的に今回の説明が終わりますと、それぞれ住民の意見等を掌握して、それを町長の方に持  
っていき、町長が意見を聞いた上で指定をします。県は町長が指定を許可しないと指定はならな  
いんだというようなことを言って帰られたんですけど、その点については町長の方ももちろん  
認識はしていただいていますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町長の意見を聞いて、最終的にはこのレッドの指定  
をするということですが、基本的には意見を聞いておったらこれは何もできんというように思い

ます。したがいまして、私はこれは、指定はよほどなことがない限り、これを避けることはできんというように思っておりますし、むしろ危ないところをとにかく一刻も早くちゃんと指定をして、住民の皆さん方に危険箇所をお知らせする、それに対応するさまざまな計画をつくって具体的な防災に生かしていくというようなことの方が大事ではないかなと思っておりますので、また後ほど御質問もいただいておりますけれども、この問題についてはあんまり個人的な好き嫌いとか、あるいはいいかげんにしといてごせとか、そういう恣意的なものが入る内容ではないのではないかと、このように思っておりますので、基本的には受け入れていかんといけんというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 決して町長の言っておられることは間違いではないというふうに思っております。ただ、これはこの間、話の中に能竹の航空写真がありまして、レッドゾーンとそれからイエローゾーンということで分かれているわけなんですけど、ただ、後での補償がついたりとか、またこのレッドゾーンが家にかかるためには半分以上レッドゾーンに入っていないと認定はされないんだということであったんですけど、特に能竹なんか23軒中13軒が、その半分以上がレッドゾーンに入ってしまったということで、地域の方からすれば、県の、家を建てかえしたり増築するときに県の方に建築認定をもらわなくちゃいけない、また建築基準法に基づいた形で対応していかなくちゃいけないということに対する不安もあり、また予算もかかる。予算で補助があると言われましたけれど、これは利子に対する補助です。多分家を増築するためには建築確認を県の方に出せば、その裏山をもうちょっと削ってそういった土石が流れないようにしなさいとか、そういったような指示も出てくると思いますし、建物に関しても窓をつけなかったらいいとか、また建物の強度のこととかということも説明がありました。

やはりそこまで説明を聞いて話を聞くと、そこではもう家を建てられないわと、もう自分たちはどっかほかに行って生活でもするしかないかもしれないなというような方も実はありました。もう自分ところは全部入っているので、じゃあ私たちはどこに家を建てたらいいんですかということまで話をされました。昔からそういったところに家を建て、農地や畑地を確保しながら生活をしてこられたというふうに思っております。やはりそういった方々の気持ちや、また、地域を守っていこう、集落を守っていこうという方々もおられるんだということも十分に認識をさせていただいて、やはり最終的にはもう一度町の方からでも説明に来ていただいて、町民の皆さんに十分な認識をさせていただいて、それから町長の方が県の方に結果を出されるというような、やはりちょっと一歩踏み込んでいただいた対応をしていただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。おっしゃることはよくわかりますし、私自身の家もきっとレッドの中に入っておると思いますので、そういうお気持ちが理解できんわけではないわけですが、参考までにちょっと申し上げますと、平成22年の全国の土砂災害発生件数というのがございます。これ12月31日現在でございますが、全国で1,128件起きております。死者10名、行方不明者1名。負傷者が14名、人家の全壊が40戸、半壊が35戸、一部損壊が222戸ということになっておりまして、とうとい人命が約11名も失われておると、こういうことございまして、決して悔ってはいけんと。家建てられんのではないかちゅうような生易しいもんでなくて、土砂の下敷きになってとうとい命が失われているわけございまして、これはもうちゃんとそういうことはお知らせをするというのがこの法律の趣旨であります。そこから先は、これは施策の問題になってくると思うんですよ。そういう指定をして、そして十分な対応策、施策を講じると。講じて、同じ場所に住み続けていただけるようなさまざまな補助制度とか支援をしていく施策の問題だと、このように思っておりまして、決してレッドになったのもう住めんだとか、もう家建てえ場所はないというやうなぐあい考えないでいただきたいというように思います。

それから家も、そんなに毎年毎年建てられるようなもんでございせん。長靴買うようなわけにはいけませんので、一遍建ってしまえばそのおうちで30年とか50年とか過ごすわけですから、やっぱりきちんとした防災対策について公的機関からアドバイスをいただいたりして、建築確認のことなんかですけれども。そして、それについての支援制度を充実させて、その土地に住み続けていただくというのが私は筋道だろうというように考えておりまして、ぜひ地元の集会などで議員の方からもそういうリードをしていただきたいというように思うわけです。

それと、今はこのレッドの指定について、各集落、ずうっと県が回っていただいております。そこに町の建設課の職員も同伴しまして一緒にやっておるわけですが、まだまだ未報告といましようか、まだ説明会がとても回り切らん状況になっておりまして、やっぱり一刻も早くレッド指定になっているという、あるいは危ないということを、危険なんだということを知らしめるということの方が緊急の課題ではないかというように考えておりまして進めているわけですが、当然、全国の治水砂防協会の方でも、あるいは鳥取県支部の中でもそういう施策の充実を並行的に求めていかんといけんというやうなことを話し合っておりまして、そういうまた施策をできるだけ早く整備して、集落の方にまた説明にも出かけということが大事ではないかなと。そういう順序立てで進めさせていただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございました。いみじくも県の説明に来られた方もなかなか対策的な工事が進まないのでも今はソフトで対応しているんだということ、それから、鳥取県にとっては非常にこの対応が大変であると。中山間地域が多い鳥取県を、本当にこの対応に苦慮しているし、困っているんだということも説明の中でありました。町長が言われますように、施策によって安心して暮らせる地域づくりといたしますか、居場所づくりを対応していただくようお願いをしまして、私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は13時15分、1時15分であります。

午後0時14分休憩

---

午後1時15分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾共三でございます。議長から発言の許可を得ましたので、次の2点の質問をいたしますので、答弁よろしくをお願いします。

まず第1点は、水道料金の改定に伴い、使用料金の引き上げに反対する立場からお聞きします。

5月16日、議会全協で公共料金審議会、会長は田貝有史さんというんでしょうか、この方が会長のもとで開かれました。その答申に基づき、町内水道料金を23、25年の2段階で、2カ月40立方の使用料金を西伯上水道、西伯簡易水道料が6,510円に、会見簡易水道が4,389円に引き上げる計画が明らかになりました。料金審議会は昨年3月18日諮問を受け、ことし1月24日が最終で6回開催し、その結果を2月9日に答申されております。その間、審議会の経過説明は議会に一度もなく、住民説明会を行い、9月定例議会に水道料金改定案を提出する、このような手法は乱暴と言わざるを得ません。今、町民の多くの家庭はお金のやりくりに変な状況であるのが実態ではありませんか。毎日の生活に欠くことのできない水道料金の負担増をやめて、一般会計からの繰り入れをもとに、お金の使い方の工夫で町民の生活支援に力を入れる町政を求めてお聞きします。

まず1つ、値上げの根拠をお聞きします。2つ目に、値上げ案についてお聞きします。1つは、

現在より差が広がる考えはどのようなぐあいにとらえたらよいのか。2つ目、黒字の西伯上水道の値上げ幅が大きいのはなぜでしょうか。3つ目に、住民説明での資料の表は23年度改定料金だけが載っておりますが、それ以後は答申に基づいたことはやられないのかどうなのか、答弁を求めます。3つ目、一般会計からの繰り入れをすれば値上げの必要はないが、なぜそうされないのか、この点についてもお聞きします。

大きな2つ目は、3月議会に続き、再度地域振興協議会についてお聞きします。

今年の7月で4年が経過する今、町民の中では地域振興協議会へのお金はむだ遣い、住民の自治組織とは思えない、このような声をお聞きします。さらにあれも、このことも地域振興協議会を通じて対応する、役場の仕事をどこで区別するのかよくわからない、このような声も聞こえてきます。地域振興協議会の見直しを求めて聞きます。

まず1つは、交付金についてお聞きします。2つ目は、サポートスタッフの状況をお聞きします。3つ目は、行政発行の公報文書配付の経費についてお聞きします。4つ目、自然災害や火災などへの対応は防災コーディネーターで間に合うのか、このこともお聞きします。5つ目、振興協議会と集落の関係についてもお聞きします。

以上、この場からの質問は終わり、答弁を受けて再質問で求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾共三議員の御質問にお答えします。水道料金からでございます。

水道事業は地方公営企業法で、原則独立採算制で運営することとされておりますけれども、近年、人口の減少、景気の低迷などにより水需要の減少から料金収入が減少しまして、老朽化による施設整備費用など経費の増加もあり、これまで維持管理経費の見直し、企業債の借りかえによる利息の償還額の軽減など、経営の効率化や経費の縮減を図ってきておりますけれども、健全経営には至らず、平成21年度決算において収益的収支は1,455万2,000円の資金不足となっております。このため、平成22年3月に公共料金審議会を発足させ、御審議をいただきまいりました。審議会では、水道施設の現地調査なども含め、1年間にわたる慎重審議の結果、平成23年2月9日に経費節減に向けたより一層の自助努力に加え、料金改定が必要であると答申をいただきました。

現状の料金体系が各事業間での格差が大きいために、今回いただきました答申は、旧料金体系を基本とした改定とすること。2点目に、改定は算定期間を平成23年度から平成27年度までの5年間として、各年度の収益的収支において損失が生じないように平成23年度、平成25年

度の2段階で改定すること。そして3番目に、平成25年度の改定では西伯簡易水道を西伯上水道料金と統一し、統一することで上水道使用者の負担増とならないように措置を講ずるとともに、健全経営のため各部局との協議を進めること。4点目に、平成25年度以降に現在計画中の施設整備等を完了する平成27年度以降の経営状況を見通した料金改定の検討を図りたいとなっております。この答申を受けて、現在、住民説明会を開催し、料金改定につきまして御理解をいただくように努めております。また、9月議会において水道料金の改定案を上程し、議会で御審議をいただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

料金改定案につきましては、今回の公共料金審議会の答申では、先ほど申し上げましたように、南部町で現在適用している3つの料金体系については、平成25年度において西伯地域の上水と簡水の料金体系を統合し、会見地域の料金との2つの料金体系にすること。また、料金の改定については平成23、25年度とも各料金体系の会計状況を勘案して、それぞれの料金を改定するとともに、西伯地区の簡易水道の基本料金が高かったことから、平成25年度において西伯地区上水の料金と同一とすることとなっております。このことは、西伯上水は収益的収支では黒字を計上しておりますけれども、資本的な収支では平成21年度で約2,900万円の収支不足、実質収支では2,600万円の収支不足でありまして、内部留保資金で充当している状況であります。

この内部留保資金も平成21年度末でほぼなくなっております。このような状況から、平成23年度の改定案で収益的収支で約430万円の収支改善、資本的収支では320万円の収支改善ができると考えていますが、現在計画中の統合計画による西伯上水関係の事業投資を行えば新たな経費の増額が見込まれることによりまして、今回の改定案では他の会見地区水道、西伯簡易水道と料金格差が生ずる改定案となっております。

ちなみに、統合計画に係る経費については馬佐良簡水も含めて、現在試算で約5億円の事業経費を見込んでおります。

誤解がないようにしていただきたいわけですが、会見地区水道の料金改定の算定には西伯上水の経費にかかわるものは入っておりません。逆ももちろんであります。田住配水池建設に伴う起債元利償還に伴う経費の増額などに伴うものが中心でございます。

次に、西伯簡水については、平成23年度では料金改定は行わずに平成25年度に改定という案になっております。西伯上水の料金と同一とすることから、基本料金を引き下げ、従量料金、これは使うことによって増額する料金であります。従量料金は若干上がることから、会計全体では約400万円程度の収支悪化を見込んでいますが、この財源については簡水の高料金緩和に伴う

ものでありまして、一般会計からの補てんについても審議会で言及されており、これによる会計悪化は起こさない考えであります。このように、今回の改定案は、各事業によって今までの経過や状況が違うことから、改定での料金の差が生ずるものとなりますので御理解をお願いいたします。

次に、住民説明会においてお配りしています料金改定案は、公共料金審議会の答申に添付された改定案と、平成23年度のみ早見表をつけております。改定案は平成23、25年度とも添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

5番目、次に一般会計の繰り入れをすればいいのではないかとということでございますが、現在も一般会計の繰り入れは行っております。平成22年度においては、基準内で1,879万9,000円余、基準外で757万7,000円余、合わせて2,637万6,000円余の繰り入れを行っております。しかし、地方公営企業の会計健全化を図る上で、基準外の繰り入れが多額になることは避けなければなりません。会計の健全化を図るために今回の改定案となったところでございます。

以上、今回の改定案は西伯上水、会見地域水道、西伯簡水の状況を勘案して、それぞれの会計状況により計算された改定案となっております。また、住民説明会を受けて、料金改定の方針については議会にお諮りして御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地域振興協議会についてでございます。

まず、交付金の決算額についてという御質問でございますけれども、各振興協議会へ交付した交付金の額と、それにかかわる主な事業についてお答えいたします。

東西町地域振興協議会であります。交付金が490万3,000円です。主な事業としては、事務局人件費に207万1,000円、さつき祭や各種の文化事業に82万3,000円、敬老会や地域福祉事業に45万円などがございます。

天津振興協議会です。交付金が500万円です。主な事業としては、事務局員人件費170万1,000円、運動会や各種スポーツ大会、歴史探訪、人権学習や文化活動に92万円、敬老会を初めとする地域福祉活動に90万6,000円などがあります。

大国地域振興協議会は交付金が451万4,000円です。主な事業としては、事務局員人件費176万4,000円、生活・交通安全活動や広報の発行に27万4,000円、運動会や各種スポーツ大会、文化活動などに42万1,000円、花いっぱいや環境美化、ごみ減量化の活動に54万2,000円、敬老会や地域福祉活動に66万6,000円などがあります。

法勝寺地区地域振興協議会は交付金が634万円です。主な事業としては、事務局員人件費229万1,000円、防犯や交通安全、子ども農園支援、広報発行の活動に152万7,000円、運動会や各種スポーツ活動、人権学習や文化活動に94万5,000円、桜並木の保全、環境美化、ごみの減量化などの活動に37万9,000円、敬老会や地域福祉の活動に100万4,000円などがあります。

南さいはく地域振興協議会は交付金が514万9,000円です。主な事業としては、事務局員人件費208万7,000円、地域の防犯・防災活動や広報発行活動に11万円、運動会や各種スポーツ、文化活動に55万2,000円、地域の特産化を目指すウドの栽培振興や環境美化、ごみ減量化の活動などに91万3,000円、敬老会や地域福祉活動に127万4,000円などがあります。

あいみ手間山地域振興協議会は交付金が599万円です。主な事業としては、事務局員人件費206万4,000円、地域の防犯・防災、路線バスの存続、広報発行などの活動に32万円、環境美化、ごみ減量化、花いっぱい活動などに35万4,000円、運動会、盆踊り、各種スポーツ大会、人権学習、文化活動などに55万3,000円、敬老会や地域福祉活動に80万6,000円などがあります。

あいみ富有の里地域振興協議会は交付金が573万円です。主な事業としては、事務局員人件費293万4,000円、バスフォーラム、広報誌発行などの活動に58万3,000円、運動会、盆踊り、スポーツ、文化活動に21万7,000円、青空市の開催、ホテルウォーク、花いっぱい活動などに15万7,000円、敬老会、地域福祉活動に77万3,000円などがあります。

なお、協議会の交付金については、地域振興協議会の設立以前から区長報酬、文書配布手数料、敬老会の費用、地区公民館運営費などで支出していたものを、交付金として1本にまとめて協議会にお支払いしていることは、今まで何度も御説明申し上げているところでございます。

次、振興協議会のサポートスタッフについてでございます。サポートスタッフにつきましては平成23年度から、町職員の支援員制度に協議会を除いて廃止することに伴い、企画政策課地域振興専門員とともに地域振興協議会を支援するために設置した職であります。その募集につきましては本年3月末より防災無線、町ホームページで行っております。募集に対して複数の応募者があり、選考試験の結果、現在のサポートスタッフを4月18日付で採用しました。

サポートスタッフは地域振興専門員と連携して、振興協議会だけでは解決困難な課題や7つの振興協議会全体に共通する課題解決を図り、あわせて地域振興協議会活動や運営を支援すること

がその業務となります。

現在手がけている主な業務としましては、各協議会の会計処理の指導、助言、今年度から協議会で導入されました複式簿記による会計ソフトの操作指導、収益事業にかかわる税務署協議などがあります。今後は、以上のことに加えて、振興協議会に対して日常的にさまざまな支援を行うほか、振興協議会について、鳥取大学との共同事業の調査や資料収集などの支援も本サポートスタッフの業務となってまいります。

次に、行政発行の公文書配布経費についてお答えします。各振興協議会に行政文書配布手数料分として交付金に算入してお支払いしている額は、東西町地域振興協議会が71万1,000円、天津が89万9,000円、大国が62万5,000円、法勝寺が116万6,000円、南さはいはくが46万1,000円、あいみ手間山が110万8,000円、あいみ富有の里が58万3,000円でございます。

次に、自然災害や火災などへの対応は防災コーディネーターでよいかという質問でございますけれども、防災コーディネーターにつきましては地域の防災力向上を目的に、ふだんからの災害に対する予防策などの普及啓発や、仮に災害が発生したとき地域住民が主体的に行動できる集落づくりを目指し、そのための自主防災組織の結成や育成を図るために各地域振興協議会に配置されたものであります。現在、防災コーディネーターの皆さんには、今まで得た災害や防災に関する知識や情報などを地域住民の皆さんに普及啓発していくため、各集落に出向き、説明会を開催し、自分たちの安全は自分たちで守る、自分たちの地域は自分たちで守るという防災に対する意識の高揚に努めていただいております。

また、平成21年度に日本宝くじ協会から寄贈していただきました消火・通報訓練指導車、いわゆるけすゾウくんでございますけれども、これを使用して、水消火器による初期消火訓練や119番通報訓練など、いざというときに落ちついて素早く行動ができるよう、集落の防災訓練や地域のイベントなどに積極的に出向いていきまして、地域住民の皆さんの実技的な面の向上にも努めていただいております。

自然災害や火災などへの対応について、防災コーディネーターに任せただけではございません。当然、これは町で対応すべきことでございます。しかしながら、大災害が発生した場合、即座にすべてに対して町が対応することは、これは到底できません。やはり地域における初動対応については一番身近な集落の皆さんが重要になってきます。集落の皆さんで自主防災組織を立ち上げて、迅速な対応をお願いします。これからも防災コーディネーターの皆さんには、自助、共助についての意識の高揚や普及啓発の部分を担っていただき、今まで以上に町と連携し、安心・安

全なまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

次に、集落との関係についてのお尋ねでございます。振興協議会があるために集落への情報伝達が不十分なのではないかという趣旨でございます。町は住民の皆さんに必要な情報は広報「なんぶ」、情報☆なんぶ、防災無線、ケーブルテレビ、ホームページなど、現時点で利用できる広報媒体をフルに使ってお知らせをしております。また、協議会を経由して住民の皆さんに情報をお伝えするような場合でも、各集落の区長さんで構成されている評議員会で説明を行い、あわせて振興協議会の広報紙、防災無線、ケーブルテレビ、ホームページなどを利用して周知を図っております。今まで以上に周知が図られておると思っております。

以上のことから、議員がおっしゃる振興協ができたことで、町から住民の皆さんへの情報伝達が不十分になったというようなことは、これは当たらないと考えております。

なお、せっかくの機会でございますので、一つだけ紹介しておきたいと思っております。先日、土日に天津振興協議会で取り組まれたふるさと交流センターグラウンドの芝生の植えつけ事業を紹介しておきます。

雨模様の中、2日間で延べ250人近くの天津地区の皆さんが振興協議会の呼びかけで、手に手にくわや移植ごてなどを持って集まってこられたそうであります。子供たちも大人にまじって、秋の運動会を一面の芝生の上でやろうと、皆さんで力を合わせてグラウンド全面に芝を植えつけられたとお聞きしました。まさに天津振興協議会を中心にしたこのような取り組みは、自分たちの地域は自分たちの手で作ると、こういう意気込みでありまして、これこそが振興協議会の真髄でもありまして、当日御参集いただいた皆様の志と行動に町長として心から敬意を表する次第でございます。

振興協の発足から4年が経過をいたしまして、それぞれに特色のある活動も展開されて、地域に定着した感のある振興協であります。議員さんなので、議会において問題点を取り上げて、その姿勢をただしたり批判をなされることは、これは当然だと思っておりますけれども、一方では地域のリーダーとして先頭に立って活動にも御参加いただきまして、地域活性化に協力を願いたいと。よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁いただきましたので、1項ずつについて確かめていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

2月、答申が出ましてから、このたび一般に値上げの計画を出されて、今、説明会に回っておられるわけですが、この計画ですね、これはどうでしょうか、答申を尊重されたのというよ

りも、丸、そのままの生の状態が出されたように思うんですけども、主に変えられたことがありましたら、その点についてまずお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。水道料金についての公共料金審議会答申に基づく料金改定説明会でございます。したがって、答申内容について御理解をいただくように取り組んでいるわけです。ですから、基本的に答申を勝手に変えるというようなことは行っておりません。

それから、答申の中で、この改定の時期に触れていただいております。これは、亀尾議員もよく御存じだと思いますけれども、5月から改定せいということになっておりますけれども、既に5月は経過しております。これは答申どおりではないということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） それで、改めて聞くんですけども、私は東長田、順番でいいますと上長田、東長田、そして法勝寺、それから先日は天萬庁舎でありまして、追っかけじゃないですが私、どういう状況かと思ってずっと聞きに出ておりました。そういう中で、いろんな声が上がっておりました。私、印象的だったのは、上長田の会場での、人数は10人までいかなかったかもしれませんが、非常に印象を受けたのは、改めて今回、私も、上長田の地域の方ですよ、改めて水道の高さ、ほかと比較して高いのを認識したと。もう改定はもちろんだけけれども、今の現行をもう下げてほしいと。もうかなわんと。極端な言い方すれば、あげなやなだったら水道なんか引かずに井戸で対応しとった方がよかったという、そういう声もありました。

それから、これも上長田ですね、こういうことの発言があったですよ、水道は公共性の強いものであり、受益者の負担でいうのであれば、人口の少ない地域はつくるなということですかというようなね、そういうこともありました。

それから、法勝寺だったんですけども、こういう意見がありましたよ。いわゆる今、人口が少なくなった、つまり使用量が少なくなったと。お金でなくて水道の使用の量が少なかった。そうすると、メーターが上がらないから使用料も当然収入が減ると、会計の収入が減ると。そういうことになると、ちょっと戻りますが、そういう料金が高くなると節水に努力すると。そうすると、使用料が減るからお金が入らんようになる、これは逆効果でないか、そのような声もあったんですよ。

そこで、どこの会場もそうだったと思うんですけども、終わりに町長、それから副町長も出ておられる中で、皆さんの意見を聞いて、意見をいろいろ拝聴して検討するというのか何かの項目

が入っておりました。そういう中で、今度、今は、町長の答弁では答申の内容に基づいて説明したんだということなんですが、そこで聞くんですが、9月のいわゆる改定の議案には今のそういうような声を反映されて、この答申の今出されている分が、説明会に出されている分の内容を変えられるという気持ちはあるのかなのか、その点についてお聞きします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。基本的に答申の内容を変更する考えはございません。ただ、答申では、本年5月から改定しなさいという内容になっておりますので、これはもう既に答申破りということになっております。施行時期といましようか、これについて会長さんにはお断りせんといけんなどと思っておりますが、なかなか議会の関係もありますし、このような住民周知といった面もございまして、なかなか5月からはできなかったということでございます。御理解を賜りたいというように思うわけです。

それから、さっきの住民の上長田の分は、私はちょうど出席できませんで聞いておりませんが、この法勝寺の説明会にはまさしくおっしゃった御質問が出ました。私も回答しておりますけど、聞いておられましたですね。そういうことも紹介しておいていただきたいと思えますね。悪循環に陥るといふ御指摘も確かにありましたけれども、使用量が減れば、これは当然経費も減るといふことを申し上げました。動力費だとか薬品費だとかですね、使用量が減れば経費も減るといふことですから、必ずしも悪循環に陥るといふことにはならないといふことをお答えしてまいったとおりであります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長がいわゆる悪循環については答弁は確かにそのような答弁だったと。私は出席しとって、まあ法勝寺ですから発言の機会はあったんですけども、どうせと言えばおかしいけども、本会議でやるんで確かめたい思ったんですけども、確かに使用が減ったら経費が減ることは考えられます。しかし、固定の金額というものは減りませんよ。例えば人件費、あるいは水質の検査費とか、そういうのも減りませんね。例えば、今まで100トンやっていたのが80トンになったから、ほいじゃ人件費が減るか。あるいは、検査の費用が減るかといふ、そんなもんじゃないでしょう。消毒薬とかあるいは電気代、そういうのは減るのは確かです。

私が申し上げたいのは、1つは根本問題といえますかね、先ほど一番最初の質問の中で、答弁であったんですが、いわゆる会計の中は3つに分けると。午前中の秦議員の答弁にも、課長の答弁があったんですけども、いわゆる西伯上水、それから会見簡水、それから西伯側の簡水、これをそれぞれの動きの中で考えるということだったんですよ。そうすると、じゃあ西伯上水は黒字な

んですよ。なぜこれ上がるんですか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。公共料金審議会で検討されました内容について、ちょっとお答えいたします。

先ほど町長が答弁いたしましたように、今回の改定案につきましては会見の水道の料金、それから西伯の上水の料金、西伯の簡水の料金というふうに3つの料金体系があるということで、この料金をそれぞれの、会計は統合しておりますけれども、会計の状況を勘案して改定の額を上げたということでございます。

説明会では説明会に出しております資料、議会の全協でも出しました資料でございますけれども、収益的収支のみ提出しております、これは公共料金審議会で収益的収支が赤字にならないようにということで答申が出されております関係で、収益的収支のみを出しておりますけれども、それでは会計全体で1,400万円余りの赤字がありまして、西伯上水だけを考えてみますと300万円余りの黒字にはなっておりますけれども、資本的収支というものがありまして、この資本的収支の現在の状況を説明させていただきますと、平成22年度に、資本的収支というのは主に建設改良費と企業債の償還の元金が支出される会計、収支でございますけれども、企業債の残高が平成22年度償還額、平成22年度末の償還額が起債残高が16億円余りありまして、そのうち上水道の、西伯上水の関係が11億8,400万円でございます。この起債を償還するというのでいいますと、会計上、21年度の決算では資本的収支で西伯上水だけ見たら2,900万円の収支不足でございます。先ほど申し上げました収益的収支と合算いたしますと、実質収支で約2,600万円の収支不足が発生しているという現状でございます、これは会計全体で内部留保資金及び等で補てんしてきたというのが現状でございます。

また、平成22年度につきましては、先ほど秦議員への一般質問の回答でも答えさせていただいておりますけれども、基準外繰り入れもしなければいけない状況に陥っているということでございまして、必ずしも上水が黒字という現状ではないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっとこれは答弁いただいとるのは、総額で16億あったということでね、22年度末の起債残高が。そのうち西伯上水が11億、いわゆる3分の2ですか、に値するところが食ってるということなんですよ。その考え方でいきますと、どうでしょうか、西伯の上水はその考え方でいくともっと上げにゃいけんというような状況になるというぐあいに認識せざるを得んですが、その点はどうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。亀尾議員の御質問にお答えいたします。

公共料金審議会の審議の中では、先ほど町長述べましたように、23年度から27年度までの5年間、状況を勘案してこの改定案を出しなさいということでございまして、その結果、23年度と25年度の料金改定案について答申されたということでございます。

先ほどの起債の償還につきましては、現在高の数字を述べましたんですけども、これは将来予測の表も出ておまして、将来的にどういうふうに戻していくかという償還額、元金及び利息についての償還額が出ておりますので、これも当然会計の中で勘案されて改定案には反映させられたということでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 説明書の中には、地域の説明には出てなかったんじゃないかと思うんですけども、議会の方へ出されている資料を見ますと、ここで経常収支の概算というので、全体を含めてですね。年度からしますと18年度から27年度まで、いわゆる27年というのは計画では朝金から落合浄水へつなぐ年だと思うんですけども、そこで実質収入がどうなるかということが収益的なことと資本的な収支の中の、最終的に実質収支の欄をずっと見ていきますと、最高だったのが、21年度が、実質収入マイナスが、収支のマイナスが3,176万2,000円ですね。22年度は1,578万4,000円。そして今年度の見込みですけども1,533万9,000円なんですね。その次から24年度はまた下がりますが、25年度からちょっと徐々に上がって、27年度のこれ予測では1,919万円の実質収入がマイナスというぐあいになってるわけなんですけども、これはこの時点をと、計画どおりにいけば結局これだけマイナスの、1,919万のマイナスで、年度のマイナス計算がマイナスという、27年度でいうとそんだけの赤字ですよということを示しているといいんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。亀尾議員さんが見ておられる資料は、どの資料のことを言っておられるのか。ちょっとこちらの手元の資料と突合しないと数字が確認できないんですけども。

○議員（13番 亀尾 共三君） ちょっと休憩いいですか。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後1時57分休憩

午後 2 時 0 3 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 資料が、私が持ち合わせてたのと、それから執行部の方が若干違ってたようです。執行部が今持っておられる数字をやりますと、経常収支の概算が27年度では3,506万8,000円という。そうですね、町長。（「はい」と呼ぶ者あり）

ということなんです。私は、このちょっと計算を、答弁前、私が割り出した数字ではちょっと違うんですが、実は27年、私がここに持ってた資料でいきますと1,919万円ということは、いわゆることしのこの金額は23年度、今年度ですね、一般会計に対してのパーセント、比率からいきますと0.29%というぐあいに出したんですけども、何ぼ違うんかな、1,500万ほどふえますね。ですから、いずれにしても0.何%にすぎんというぐあいに思うわけなんです。私は、この金額はやはり一般会計で投入すべきだと。それで住民の生活を支援していく、そういう立場に立つべきだというぐあいに思います。

ここで私は何点か文言と、それから法をちょっと調べてみたんです。公金、いわゆる税金ですね、公のお金、公金、これは一体どういうことかということで辞典で見ますと、当たり前のことですが、国または地方公共団体がその目的を達成するために所有する金銭であるということ、これは当然ですね。次に、地方公営企業法、この基本原則第3条に載っているんですけども、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない、このように上がってるわけです。そこで、私思うんですけども、人間が生きていく、人間に限らず動物が生きていくためには、空気の次に水は欠かせないものであります。つまり、福祉の原則だと思うんです。そういう中で、水道というのは非常に大きな地位を占めているというぐあいに考えるのが当然だと思うんです。

それで、今度は経費の負担の原則、第17条の2項に掲げております。次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計または特別会計において出資、長期の貸し付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。（1）その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費。（2）は、当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収支をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。これはやはり一般財源で私はやるべきだと思うんです。

一つ言うんですけども、最初の答弁であったですけども、一般会計から1,879万円、そして基準外で755万円、合わせて2,637万円を一般会計から入れてるんだということだった

ですけれども、この基準、1,879万というのはこれ基準内のもんだと思うんですよ。つまり生で、本当に基準外から出しているというのは755万円、これにすぎないと思うんですよ。であれば、私はこれは一般会計から繰り入れてやっていくということは、これはやはり町の姿勢としては当然だないかと思うんですよ。その考え方に町長、立たれたらどうでしょうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。一般会計から繰り入れしたらどうかという御提言でございますけれども、先ほどの秦議員の御質問でも答えたとおり、水道料金はとにかく安いにこしたことはないというように私自身も思っております。西伯の場合は平成9年から、それから会見の場合は昭和60年から改定がないわけです。本当は3年ごとに云々ってさっきもおっしゃるように書いてありますから、そういう努力をしなければいけなかったかもわかりませんが、安いがいいという住民の皆さん方の思い、私の価値観といったようなこともあって、なかなか改定に踏み切れなかった。それはさっきも言うように、お金としてはあったわけですから。経営的には赤字でも、経営的には赤字でも内部留保資金というものを積んで、現金としては持っておりますから何とか運営がやれてきたと、こういうことであります。そういうところに乗じて、本来やらなければならない料金改定というものを怠ってきたと。これは町民の皆さん方の利益にもかなうことではあったわけでございます。

そういうことで推移しましたけれども、もう現金そのものがなくなったということでもあります、21年の決算で。さっき、資本的な収支言いましたけれども、町民の皆さんも傍聴多いですからわかるように説明します。建設改良をするためには借金をいたします。借金をする元金の部分は資本的な収支で経理をしているわけです、元金の部分ですね。それから、利子の部分は収益的な収支で経理をしているわけです。ですから、亀尾議員は黒字ではないかということをおっしゃったんですけれども、収益的な収支では黒字がわずかありますけれども、資本的な収支では大赤字になっておると。いわゆる元金を返す、返済するお金がなくなっているという、こういう状況なんです。そこで、もういよいよ金がなくなったということで、公共料金審議会を開いてお願いをしたという経過があるわけでもあります。

22年度は750万からの繰り入れしたのではないかということなんですけれども、これは公共料金審議会をお願いして審議している最中でありまして、勝手に専断して料金上げるといふようなこと、できんこともないかもわかりませんが、それは遠慮をした。一般会計から一時的に繰り入れをして、立てかえておいて、間が渡るようにして、22年度中には答申をいただ

く予定になっただけですから。そういうやりくりをして過ごしてきたというぐあいに御理解をいただきたいというように思うわけです。

一般会計から繰り入れをしさえすれば0.2%か、仮に0.3にしても、そんなに大したことないがなという趣旨の御質問でありまして、町民の皆さんの立場に立ってそういう御質問や御提言をなさるといことについては、私自身は理解します。よくわかりますけれども、先ほどの料金収入で費用を賄うという地方公営企業法の法の精神もあります。それから、町内では大木屋などは、これは水道がまだ普及しておりませんから、そういうところから納められた税金をそういうことで使っていくという不合理がございます。

それから、もう1点は、やっぱり私どもの世代から次世代にツケ回しをあんまりせんことだと。やっぱり今の世代できちんとできるだけ、私としてはきれいにすべきだと。慎まんといけんと、次の世代に何でもかんでもツケ回しするということについてはですね。そういう私の政治的な考え方がございます。ですから、ぜひ町民の皆さんには再度申し上げますけれども、西伯の場合では14年ぶりですか、会見の場合では25年ぶりぐらいですか、に行う改定でありまして、その改定の額もそんなに大きな額ではありません。20数%と言っておりますけれども、先ほど真壁課長が午前中の答弁でも言いましたが、きちんとといいましょうか、実質一番多く使っていただく会見地区の場合、50トン平均使用水量だそうでございますけれども、これで3.3%の改定であります。それから、西伯上水の場合で40トン平均で使って、この場合は9.8%の改定ということで、実質そういう改定内容でございますから、受け入れていただきたいというように思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 今回の町長の答弁については申し上げますが、その前に、ここで最初にも触れたんですけども、いわゆる説明会に出された資料は、これはいわゆる23年度の料金改定案ということが載って説明会に出てますね。また、細かくここに表が資料として、10ページと11ページにはまた細かく表になってるんですけども、早見表で見るとこういうぐあいになりますね、平均40立米でこれ見ますと、西伯簡水は40立米までは23年度の改定では全く変わらないということですね。それで会見水道は逆に、40立米までで計算すると、現行と23年改定後は安くなってるわけなんですよ。秦議員もこれ触れたんですけども、私はこれで説明されると、ふんふんふんというぐあいになって、なかなかこの小さい表で見るんじゃなくて、ああそういうもんかということになるおそれがあるんですが、今度は25年の分はどげんなあですかと、そのとき上げたら。あのとき何で説明なかったですかということになら、どうなりますか。私は

非常にこれは不親切だと思うんですが、どうですか、この説明会。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。先ほどの料金改定説明会の資料のことです。ございますけれども、料金改定説明会では丁寧に説明しているつもりでございますけれども、一応料金改定表は西伯地区の上水と簡水、それから会見地区の料金と、この3つの表について、公共料金審議会に答申された案をつけております。これは23年度の改定案と25年度の改定案を、西伯上水の場合は口径を13ミリの一般用の口径と、それ以外が営業、公共用になっておりますね、両方記載しております。それから、簡水については、西伯の簡水が13ミリしか、一般用しかありませんので。13ミリをそれぞれ23年度、25年度で改定を載せております。会見地区については料金が口径別になっておりますので、すべての口径別の料金改定表を23年度、25年度とも載せております。早見表につきましては、特に直近の23年度にかかわるものだけこれは載せていただいております、あくまでも公共料金審議会の答申ではこの早見表はついておりませんでしたので、早見表で説明させていただいた方がわかりやすいということで、附属資料で添付させていただいたものですので、そのように御理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 1点だけ要求しておきます。私は今、4カ所済んだんですけど、あとのところには、これは早見表をつけられるのであれば25年度の早見表もぜひつけていただきたいというぐあいに要望します。この間、ある国の総理大臣がペテン師だないかと言われたんですが、そういうことにもなりかねませんので、やっぱりきちんと、早見表をつくれるんなら23年と25年もあわせてつくるべきですが、そういう考えありませんか。

○議長（足立 喜義君） 上下水道課長、真壁紹範君。

○上下水道課長（真壁 紹範君） 上下水道課長です。亀尾議員の方から要請、要望がありましたことについて課内で、今後5カ所まだありますので、早見表というか、丁寧に説明していくということで、早見表が必要だったら出していきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） もとに戻ります。先ほどの町長の答弁に基づいてなんですけども、私は23年度の一般会計に比べて0.5%に行くかどうかわかりませんが、大したことはないと思われるかもしれませんが、町長言われたんですが、私はこの金額は、3,500万というのは大したお金だと思いますよ。でもね、一般会計から比べると出せないお金ではないとい

うぐあいに認識するんですよ。それと、いわゆる企業会計なんで、これは原則利用料というんですか、その収入で賄うんだということが原則だと言われます。

しかし、ここにはあるんですけど、いろいろ経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費についてはこの限りではないということなんです。一般会計。そうすると、私は建設改良費、いわゆる西伯上水で建設改良費、確かに落合浄水場建設には非常に多額のお金をつぎ込んでやったわけです。しかし町長も御存じです、議会で私もやり合ったんですが、鉄とマンガンで飲めるような状況でないというのであえてつぎ込んでやったわけですね。今度、朝金から落合浄水場につなぐということで、これも先ほど予定は5億円ぐらいを予測しているということなんです。これはそのときになってみなければわかりませんが、しかし、そういう状況であってもこの建設のためは別にぜいたくでやったわけじゃないんですよ。それで、つないだ後は恐らく、落合の浄水場の年間経費が1,000万ぐらいつぎ込んでいるということですから、それがそっくりなくなるということになりますね。そうすれば恐らく、先ほど町長の資料で3,500万でしたか、それからふえるということはなかなか考えにくいと思うんですけども、どうでしょう、それでもやっぱり絶対にこれはつぎ込んだらいけないというぐあいに思っておられるんでしょうか。私は町民の今の暮らしから見れば、料金を引き下げるということを英断をもってやるのが行政の、町としての務めだと思うんです。再度お願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。亀尾議員の主張は痛いほどよくわかるわけでございますけれども、町長といたしましては総合的な町政全体の中のバランスもとって運営をしていかなければいけない責務がございます。この水道料金の3,500万が今ないのかといえば、ないことありませんけれども、やっぱり日々のバランスの悪さといったものについては、この料金改定は受け入れていただかなければいけないのではないかとこのように思っております。

それで、そういうことを通じて、いわゆる電気代やなんかのようなもんですね、そういう日常で使っていくものについてまで一般会計から繰り入れしておりましたら、これ際限がないようになります。と私は思うわけです。ですから、ここは御理解をいただいて、必要な経費は料金で賄うような考え方で立っていただかんといけんのではないかと考えておりますし、これは選挙を通じて、次の世代へツケ回しをせんということは私はずっと言ってきましたので、これは政治姿勢として貫かせていただきたいと思います。

ただ、建設改良費といった大きな投資が必要になるときはあります、一時的にですね。いっと

き落合の浄水場だとか、今後は統合計画だとかですね。そういう1回限りの大きな投資のときには、これは一般会計の出番があるのではないかと。そういうことをまたやっても、これは説明がつくのではないかとこのように思うわけですよ。ですから、今ここでそういう約束するわけではございませんけれども、大きな投資だとか、あるいは特別な事情が発生したようなときには、これは議会と相談して、1回限りなので一般会計から応援しようやというような合意はできるかもわかりませんが、日常的な毎日使うものに一般会計から出す癖がつかますと際限がないようになると。次の世代に結局ツケ回しするだけです。そういうことは慎みたいというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 町長はどうしてもあれですけども、一つ企業会計だということも頭の中にあると思うんですけども、去年ですね、病院会計の方へ出しましたね、一般会計から繰り入れでね。そういう状況もあったんですよ。それから、毎日の使うものに、それに対して補てんするというのがいけんというぐあいと言われるかもしれません。これは企業会計と、そうでもない普通の会計との違いがあるかもしれませんが、公共料金のこと言いますと、下水も毎日使うもんなんですよ。ところがこれにも相当な金額がつき込んでおられるわけなんですよ。そういうことからいうと、会計が企業会計だからだめだとか、そうじゃない会計だからいいんだというのは、そういう言い方は私はおかしいと思いますよ。だからね、私はむしろ水道のこのお金、3,500万になるかもしれませんが、公共もそれから農集も浄化槽も含めてなんですけども、これの方へ出されていることがはるかに多いんですよ。だから私はこれについて、なぜこだわられるのかよくわからないんですよ。私は答弁は求めませんが、こういうぐあいに、そういう考え方が私はおかしいというぐあいに指摘せざるを得ません。

それともう1点なんですけども、お金が、使い方、何ぼでもあるというわけではない。町の財政はあり余って、じゃぶじゃぶ使ってもいいというぐあいには思いませんけども、ひとつ皆さんに知っておいていただきたい、これは町民の皆さんにですよ。毎日使う水道のお金はなかなか出せないだけなんですけどもということですが、しかし、法勝寺庁舎に今度エレベーターつけるわけなんですよ。これがたくさん補助金が来ますが、一般財源1,800万をつぎ込んでやるわけなんですよ。これは単年度で終わることなんですけども、しかし、使う量からいけば水道は99.6%が普及して使ってるということなんですよ。エレベーターもあってもいいわけですけども、むしろそういうことにお金を使うのであれば水道の料金の方へ補てんをしていくと、会計の方へ補てんしてということだと思えます。

それから、もう1点水道のことについて最後に聞きます、水道のことでね。この答申の中では27年以後だと思えるんですけども、朝金から落合に引いた後で料金の統合、いわゆる全町一本にすべきということが指摘されております。私はこれやってみました。25年の段階で40立米を使ったとしますと、今の現行では西伯上水と会見簡水の差が1,195円なんですよ、2カ月の水道料金の差が。ところが今度、25年でやりますと、差が2,024円に開くんです。町長は合併のときに差が余りにもあり過ぎたんで、合併がチャラになったら大変だということで見送ったとおっしゃるんですが、今度余計差が広がってどうして統合されるんですか。大変な状況が生まれるんじゃないでしょうか。その点についてお答えください。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどエレベーターに5,000万も使うがということでもございましたけれども、これは地域活性化のきめ細やかな交付金という国の補助金を4,542万5,000円ですか、いただいてやるわけです。そういうことを言っていたかいないかですね。（「一般財源は」と呼ぶ者あり）一般財源もありますけれども、1回なんですよ。それから、こういうきめ細やかな交付金を水道の繰り入れなんかには使えないわけです。あなた方はよくそういう質問されますけれども、国の補助金はそういう使用目的が決まっておりますから、水道料金に繰り入れをするのにこういうお金を使うことはできないわけでありまして。そこはよくわかっておいてそういう質問をされるでしょうけど、町民の皆さんにも誤解がないように私の方からも言うておきたいと思っております。

それから、かえって格差が開くのではないかということなんですけれども、確かにそういう面もございまして。ただ、会見地域と西伯地域の水道料金を統合するという大きな合併協議会の協定の協定があるわけですから。それからもう一つは、西伯地域はとにかく水が豊富にない、それから質が悪い、こういうことから今日の経営状況になっております。ところが逆に、会見地域は豊富で上質の水がある。ここを統合して、一体的に南部町としての水を使えば、例えばどっかが壊れたときに、これは会見の分だとか、これは西伯の分だなんてことはもう言えません。一本でいくということになるわけです。ですから、これは統合料金ということが必要になってくるだろうなというように思っております。

これは先のことでまだわかりませんが、結局、公共料金審議会でも触れていただいておりますように、簡水の高料金緩和に伴うものについて、一般会計からの補てんについて審議会でも言及されておるということでありまして、こういうみんなが、多くの皆さんが認める、議会でもああ、そう、これはやむを得んわいと言っていただけのようなものについては、私は一般会計か

ら補てんをして、この差というものを縮めていくというようなことは許されるのではないかと、お金の使い方としてですね、だというように思うわけですよ。ですから、将来的なこの統合において、なおいろいろ努力しても格差がどうしても埋まらんというようなときには、これはそういう政治的な判断も必要ではないか、いわゆる一般会計からの1回限りの支援というようなことをもって合併協定を実現していくという、そういう配慮も必要ではないかというようなことは思うわけですよ。だけど、間の、毎日使うそのことに毎年毎年一般会計から繰り入れするような発想は、どっこの町もしていないと思いますけどね。私もそういう考えありません。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 水道のことは、さっきで終わろうと思ったんですけども、あとちょっとあったんで質問いたします。地域振興協議会についてはもう時間がありませんで、また次の議会で機会を見てやろうと思いますので、水道のことについてもっと触れたいと思います。

先ほどエレベーターについてのことだったんですけど、私はあのとき本会議で聞いたんですよ、このいわゆる国から来る分は、これはちゃんと使い方に歯どめがあるのか、ハード面、ソフト面限られてるのかって言ったら、いや、そういう壁はありませんということ答弁があったんですよ。そういうことを何で今になってからそんなこと。私はその答弁を信じてさっき言ったんですよ。そういう……（発言する者あり）ちょっとうるさいぞ。発言しなさいよ、あんたも許可得て。やじ入れるな。

それから、先ほど差が開くということ言ったんですよ。あのね、私は先ほど町長が、秦議員のときもだったんですけど、私のときも差があり過ぎて、いわゆる合併そのものにも影響を与えるというようなことがあって理解得られないからということで、それで今回まで置いたということは……（発言する者あり）ちょっと待った。ちょっと待った。今、発言中。だから、そういうことであつたから、それならまた差が余計開くでしょう。そうすると、一体理解が得られるのかどうなのかということ、私は疑問に思うんです。

あえてもう1点言うんですが、会見の説明会に出て、参加の方からこういう意見がありました。合併して、いわゆる水道のこのたび、去年ですか、ニュータウンの方へ引いた、東西町へ引いた。そして、この後は朝金から落合の方へ引く。いわゆる豊富な水を、いい水を南部、旧西伯の方へ送る。しかし、その上に旧会見で水道会計で内部留保しとったお金もそれも全部吐き出してしまったということ。これは会見の水道会計は全くそれを、恩恵を受けてないとは言いませんが、しかし多くの中でそういう状況が生まれたという、そういうことで合併して本当に後悔するような、そういう話があったんですよ。私はそういう中で今度、27年以降ですね、1つの管で全部つな

がった後が果たして旧会見の方にそれが受け入れられるのか、どういうぐあいに説明されるのか、私は非常に疑問を抱くんですが、どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。合併協議会の協議において、両地域の水道料金統一をうたってあるということでございます。そういう協定をしておるということでございますので、合併そのものに影響があるので、これいいかげんごとしてやったというようなことを考えているわけではありませので、誤解がないようにお願いします。

それから、会見の説明会で質問が確かに出ました。会見の積立金を使われてしまってという言い方でしたが、会見の積立金は全額、田住配水池の建設工事に使っております、全額。言いましたね。そういうぐあいに言っておいてくださいよ、誤解を招きますよ。会見の積立金は全額、田住の配水池の建設工事に使っているということでございます。

そういう誤解や誤りは是正しながら、この差をどうするのかということについては、さっきも申し上げますように、一本の管路につながっていけば、どこが壊れても、どこを修繕するにしても、これももう一体的にならざるを得んと思います。これ会見の分だとか、これ西伯の分だちゅうようなことにはもうならないと思います。したがって、そこで統一料金だないと理屈が合わんのではないかというように思っているわけです、統一料金だないと。会見の人からいえば、統合なんかせんでもええがなって思われえかもしれませんよ、それは思われるかもしれません。ところが西伯側の人からいえば、本当に豊富な水が安くて飲めえなということで喜んでいただける。これ南部町長としては、当然そういう方向を考えにゃいけんわけであります。

そこで問題になるのが、会見側がそのことによって大きな値上がりで困られるというようなことができるだけないようにせんといけん。そのためにはどうするのかということですが、そういう1回きりのことなら、一般会計の繰り入れということもまたこれは視野に入れにゃいけんのではないかなとは思いますが、今ここでそういう約束するわけにはいきません。ただ、今のところは両地域でいろんな違いがありますね。基本料金の考え方が違っていたり、そういうとこをまず整理して、同じ条件、同じスタイルにしといて次のステップへ進んでいくと、次の段階に進んでいくということが私の考えている統合への長い道のりの第一歩だというように思っております。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員に申し上げます。時間がありませんので、まとめてください。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 最後の質問になりますが、将来は統合することになります

ね。そうすると、先ほども触れたんですけど、また差が広がっていくということになるんですが、そうするとどこのをするんでしょうか。つまり、旧西伯側が6,510円、それで会見側が4,389円ですね。これで私どもはいつも低位均一にきなさいということをはかっているんですが、どこら辺で折り合いをつける考えですか。私は低い方にやるべきだというぐあいに思うんです。それをやはりそういうことをやるべき。このこと、つまり一般財源をつぎ込んででもそれをやりなさいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 答弁は。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁はいいです。

○議長（足立 喜義君） いいですか。（「うん」と呼ぶ者あり）

これで13番、亀尾共三君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は3時ちょうどです。

午後2時41分休憩

---

午後3時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

5番、景山浩君の質問を許します。

5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しを得ましたので、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、町職員削減の基本方針を伺います。

合併以来、当南部町では職員数の削減が続いております。この職員数の削減の流れは皆様御承知のとおり、国全体で1,000兆円を超える公共負債を抱える中、人口減少社会を迎え、一層加速する少子高齢化による医療費等の社会福祉関連支出の増大、経済の国際競争の激化による生産の海外移転等による景気の低迷など、従来型の行政では住民福祉の将来にわたるレベル確保が危ぶまれる状況に立ち至り、行政スタイルの改革が求められるようになったことに端を発しております。

このことで求められているのは、単なる人員の削減による人件費面での公共コストの削減だけでなく、地方財政白書にもあるように、地域の持久力と創富力を高める地域主権型社会への転換、地方圏から都市圏への人口流出を食い止めるとともに地方圏への人の流れの創造、過疎地域

ではこれまでのハード事業に加えソフト事業の比率を高めるといったこれまでの機関委任事務処理のような提携型業務から、地域事情や住民ニーズに基づいた課題解決型、目標達成型の非定型業務、革新型業務の比率を上げていくことに取り組みながらの人員削減という非常に難しいものです。

このように、単に職員数の削減だけではなく、行政サービスの中身や実施の仕方、行政の守備範囲の見直し等の行政改革を実施していく中で的人员規模のスリム化であり、その方向性や工程表を明確に示した上で実施されなければならないものだと考えます。そこで、職員数削減問題について、町政の改革方針と目指すべき役場の形や目指すべき職員像を中心にお考えを伺います。

次に、2番目の質問です。産業振興施策の進捗状況を伺います。

町長の示されているマニフェストには産業政策の基本スローガンとして、産業振興で活気みなぎるまちづくりが明記されております。そしてその実現のために、汗かく農業者支援事業やじげの職人支援事業、プレミアム商品券発行事業などのさまざまな当南部町独自のプログラムも計画されております。産業振興は町民の皆様主体的に取り組んでいただく必要があります、特に農林業振興は時期的なものもあり、年度当初からの素早い対応が求められます。特色のある各産業施策の現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。商工業施策、農林業施策それぞれについて進捗状況を伺います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしております。最初に、町職員数削減の基本方針についてでございます。

南部町では平成18年に南部町行政改革大綱を策定し、指定管理制度の導入などによる人件費の抑制、職員人事評価、地域振興区制度の導入などを実施し、財政の健全化と良質な行政サービスの提供を目標とした行政改革を進めてまいりました。平成22年に策定した第2次行政改革大綱では、第1次において推進してきた財政圧縮、人員削減、民間委託などを中心とした改革に加え、地域づくりの拠点となる各地域の公共施設の指定管理を7つの地域振興協議会に引き受けていただくなど、行政運営の効率化を進めているところであります。

効率的な行政運営を実現する方策の一つである職員の削減についても、平成16年度合併当初の180名余から、現在は133名と47名以上の減となる削減数となっております。しかしながら、将来人口の推計では本町の人口は平成28年に1万2,000人を下回ることが予想されていましたが、現在1万1,761人、4月30日現在でございますが、予想を上回る速度で人口減少が起こっております。さらに平成26年度には優遇措置が終了し、27年度以降は一本算

定による地方交付税の減額が想定されることなどから、本町が将来にわたって持続的に発展していくためには、人口減少時代への確に対応したコンパクトで効率的な行政運営を行うことが必要であります。そのため、新たな組織・機構の整備、人材の育成に合わせて職員定数の適切な管理が必要であります。定数管理上、将来的な目標を設定するため、人口100人当たり職員数1人を指標として120名の職員数を当面の目標に、適正化を図っているところであります。定員削減をすることで住民サービスを低下しないような魅力あるまちづくりの取り組みが必要となってまいります。南部町におきましては地域でできることは地域で、行政でできることは行政で新たな町の形を提唱し、住民の皆さんに振興協議会を立ち上げていただきました。その取り組みは画一的ではなく、7つの協議会で、それぞれの地域の特色を生かした住民の皆さんが主体となった地域活動が積極的に展開されていることは、皆さんよく御存じのことと思います。

これからの役場の形は住民の皆さんと協働、連携を車軸とした車の両輪であると考えております。各振興協議会で策定されている地域づくり計画書に記載される身近な地域課題やまちづくりの方向性などを共有し、また、役場からは町民の皆さんに行政に対する理解と関心を高めていただくために、さまざまな行政情報をお知らせするとともに、条例や計画した政策に対する意見や情報も広く募集し、寄せられた意見を考慮しながら政策を決定していくパブリックコメント制度を推進していきたいと考えております。目指すべき職員像においても住民目線に重きを置き、個々の持つ高い専門性を駆使し、使命感を持って地域課題に挑戦する、町民から信頼される職員としての意識改革を図ってまいります。そのための各種講習、研修を強化し、倫理、規範意識や法令遵守の徹底を行うとともに、町の未来を町長と語る懇談会の開催や、町の施策や事業について地域に出かけて説明する出前講座を行いまして、町民との対話の中から信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

次に、産業振興施策の進捗状況でございます。私も町長マニフェストで、産業振興で活気みなぎるまちづくりについて掲げておりまして、具体的施策の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず、商工業施策の進捗状況についてですが、全国的にようやく回復の兆しが見られた景気が、3月11日の東日本大震災により資材不足、燃料費の高騰、消費自粛、節約志向など、被災地から遠く離れた南部町の商工業に携わる皆様の経営状況への影響が懸念されております。小規模の商工業者が多い南部町では、さらに経営者の高齢化、後継者の不足も加わり、より継続的営業が困難な業者もおられます。このような状況下、地元で頑張っておられる商工業の皆様に支援し、商工業の振興を図るために、地域の商工業者の経営支援業務に尽力されている南部町商工会と連

携し、次の施策に取り組んでおります。

1つ、平成21年度から商工会が経済対策として発行されているプレミアム商品券、とくとく商品券についてであります。今年度も発行額の10%を補助金として事業支援を行います。このとくとく商品券は商工会から5月より発行され、事業実施されております。商品券の活用により地域の消費拡大を促し、会員事業者の経営支援を初め、消費者である町民の皆様へも生活支援の一助になると考えておりますので、ぜひ多くの皆様に御利用をいただきたいと思っております。

2点目でございますが、小規模事業者への発注機会の拡大による地域経済の活性化を目的に、町が発注する30万円以下の工事や委託業務の発注を商工会を通じて行います。公共施設の修繕や簡易な委託業務などを商工会員である個人事業者へ発注する機会をふやすことができるように、商工会との連携により進めてまいります。

3点目でございますが、商工会に対しては、会員事業者への経営支援業務や地域で行われるイベントなどへの参加を通じて、会員への支援のみならず、町全体の活性化に、より積極的に取り組んでいただけるように商工会への支援も行っております。

4点目でございますが、商工業者の方々への金融支援としては、町小口融資貸付制度により設備投資や運転資金の支援をいたします。これは中小企業者やこれから事業を始めようとする方々に資金の裏づけとして貸付制度を利用いただき、経営の拡充や安定化を応援していくものです。当然のことではありますが、商工会を中心に健全な経営のための支援や診断について積極的にかかわっていただくものです。

ここで町内において新たに事業展開を計画されている企業について紹介しておきます。1つは、阿賀にあります丸合西伯店の敷地内に医薬品や日用品を扱うドラッグストアのウェルネスが進出されます。また、総合福祉センターしあわせの横にあります空き地に葬祭会館が建設される計画と伺っております。これにより町民の皆様の利便性が図られる、そして何よりも小規模でも雇用の場が生まれるわけでありますので、期待しております。

特色のある振興施策の素早い対応状況との御質問ですので、現在計画中の観光振興と商工業と連携した取り組みについて申し述べたいと思っております。

このたびの補正予算でもお願いいたしているところですが、ことし10月の1カ月間、中海テレビサテライト局活用事業、南部町月間として旧NHK米子放送局のロビー、広場を借り受け、南部町の情報発信基地とする南部町月間の取り組みで商工業や農業の連携を深め、既存の特産品の販売やPRはもちろんのこと、町の特性を生かした新たな商品の開発など、町民の皆様幅広く主体的に取り組んでいただきたいと考えまして、現在、各振興協議会の皆様を初め、関係者の方

々と協議を進めているところであります。

また、平成24年の古事記編さん1300年を活用しまして、神話のふるさとに多くの方が関心を寄せていただいていますので、お越しいただく皆様の記念になるようなグッズや土産品をぜひ地元で考えていただき、商品化するように取り組みます。古事記編さん1300年事業を契機にして、関係者を含めた幅広い方々に参画していただいたプロジェクトチームの体制で、今後のイベントの企画や周辺環境整備についても具体化できるように、現在、検討を始めております。

次に、農林業施策の進捗状況について、平成23年度に計画しています主な事業で説明させていただきます。戸別所得補償制度事業でございます。南部町水田農業推進協議会で5月19日、農事実行組合長様を対象に説明会を開催し、6月24日を締め切りとして水田活用の所得補償、米に対する助成の交付申請関係書類の取りまとめ中でございます。また、本年からの戸別所得補償制度を実施していく上で南部町農業再生協議会を設立することとなりました。これは南部町水田農業推進協議会を母体として耕作放棄地対策協議会、担い手協議会は解散し、事業を南部町農業再生協議会で実施するものです。6月末には、南部町水田農業推進協議会にかわる新たな南部町農業再生協議会を設立する予定であります。

解体処理施設の新設事業は、関係機関と協議しながら今月中に設計委託し、年内完成を目指して調整中でございます。

汗かく農業者支援事業とじげの職人支援事業は、5月17日発行の情報☆なんぶ、ホームページへ掲載し、6月30日を締め切りとして事業周知しているところであります。現時点での相談及び申し込み状況ですが、汗かく農業者支援事業では相談が5件、申請済み1件です。じげの職人支援事業は相談5件、申請済み2件です。

就農条件整備事業では、就農1年目、就農4年目の新規就農者2名に対して機械導入の補助を行う事業ですが、6月から順次導入を実施しています。

竹林整備事業では昨年度の繰り越し事業が1件、約600万、事業がございまして、現在、事業実施主体者で竹林所有者の方と調整を進めています。今年度の事業につきましては、県が6月補正で予算計上することとしておりまして、それを受けて3社の事業実施主体の方で事業を実施する予定としております。

緑の産業再生プロジェクト事業は22年度からの繰り越し事業ですが、事業主体の協同組合レングスさんが県の補助金3,020万円を受けて、木材乾燥機を導入される事業で7月末の完成予定であります。

広域基幹林道事業も22年度からの繰り越し事業ですが、県の行者山林道開設事業に対する町

の負担金750万円のうち、未竣工の356万円を繰り越したもので6月末の完成予定でございます。加えて林業振興の取り組みといたしまして、今年度から鳥取大学とも連携し、再生可能な森林資源の有効な活用方法、需要の新規開拓、供給体制の整備についての研究、協議をすることとしておりますので、この中から魅力と特色のある政策の立案に取り組みまして、林業振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） お答えをいただきまして、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきますが、本来の再質問に入る前に今回の1番目の職員数の削減の関係でいろんなところの市町村の状況を見ておりまして、あれっと感じたことがありまして、うちの町ではないんですけども、ちょっと伺ってみたいことがありますので、一つ聞かせていただきます。

多くの市町村のホームページには、職員数適正化計画というのが大概の市町村に載っております。その適正化計画というのは何年度に職員数を何人にとすると、その次の年度にはさらに何人減員をすると、その根拠は定年到達者が何人おられて、それに見合わない、より少ない人数の採用で自然減というんでしょうか、そういうものやっていくと。そうなりますと、当然、自己都合で退職される方、早期退職される方がいらっしゃいますので、計画以上の達成率になっていますということでくくられてる、それだけというようなホームページが非常に多いです。どういうふうな仕事のやり方を変えてとか、職員の皆さんの能力をどういうふうに伸ばして少ない定員でも同じように、さらにはよりよいサービスを行っていくというような、そういう基本的な考え方が明示されてるようなところというのがほとんどありませんでした。やはりそういったことは、町当局としては打ち出しにくいものなのでしょうか。これは、ちょっと単純に何でかなあという思いがあって、もし答えられるようでしたら、まず最初に聞いてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。南部町にもございまして、目標の数値は1年前倒しでクリアはしたということを12月議会で御答弁をさせていただいております。計画に基づく人員削減というものがございます。ただ、その方法については、必ず退職の補充のどうのこうのというようなことではございません。やっぱりその町に合ったようなやり方での定員削減といえますか、そういうことをやっていくということでございますので、これはそれぞれの自治体でやり方が随分変わってくるかなと思います。それで、なぜそこにそのやり方ということ

でございますが、いろんなことを想定をしながらやっていくということでございますので、ぼんとう一つ打ち出して、ほんなら、それでやれるのかということになると、なかなかそういうことには、発表するようなことにはちょっとならないのかなという思いがございますけども。

それで、その適正化計画というのは、様式も総務省の方がこういった形でやんなさいということで、やり方よりも結果の方を重視をするような形の計画でございますので、なかなかそういう細かいところ、やり方を発表してるところはないと思っております。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） わかりました。決まったフォームがありまして、それに基づいてその数値目標だけを出しておるということのようですので、一般的に考えますと、当然、総仕事量が極端に急に減るわけではないでしょうから、人間だけが2割3割ぐっと減っていくときに、守備範囲もやり方も全然変えずに人間だけ減っていくと、何か必ず問題が起こるんだろうなというふうに単純に思ってしまうので、そのところをまず明らかにしておいてからではないといけないのかなというふうに考えます。そうしますと、そこら辺抜きで、ただ単に数字だけがぼんぼんと並んでるのでは非常に不自然だなというふうに感じましたので、ちょっと聞かせていただきました。

それでは、本来の質問に戻らせていただきますが、先ほども説明はいただきましたけれども、なかなかその具体的などころまではなっていないというふうに思います。そして今のところ大きく職員さんの負担が減るといいますか、役場の守備範囲が減って20人、30人減った部分がそれで何とかなってるという状況には、まだなっていないのではないかなというふうに周りから見て思われますが、この職員数の削減ということで実際に業務を担っておられる職員の皆さんの反応というのは、内部で何か聞き取りとか調査をされたのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。これといった調査はしておりませんが、やはり、とにかく職員数は削減ということが大きな削減効果を生みます。そういったところに向かうというのは皆さん共通で認識をされておりまして、あとは先ほどおっしゃいましたように仕事の量はそのままにして人間だけを減らしていく、もうもてないような格好になってつぶれてしまうというようなことがございます。ですんで、職員の方も外に出せる仕事はアウトソーシングをしながら、やはり自分のキャバを少し余裕を持たせながら新しい仕事を受けていく、こういったような形が必要になってくると思っております。

外に出せる仕事は外に出せる仕事でいいんですけども、町がやっていけない仕事もござ

います。この仕事もおっしゃったように定型的な部分と、それから定型的でない部分とがございます。やっぱり定型的な部分については仕事がやりやすく、わかるような格好でのマニュアル化にして、それを読めば、ある程度のとこまでできるなというような仕事をお任せをする。それから、そういった方の監督なりしながら非定型的な仕事をやっていくというような形にシフトをしていかないと、なかなかこの業務が回らないというふうに考えておまして、そういった形での研修等を考えておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 町長答弁にもございましたけれども、行政のスリム化は人員削減だけではなくてといえますか、人員削減をすれば、必然的にこなせる仕事の量が、努力はしていただくにしても、やはり減ってくるということで、そうなってくると例えば地域の皆さんと協働の道を模索するとか、指定管理者とかそれ以外の業務委託とかというアウトソーシングを考えるかという、そういった多面的な取り組みをしていかなければいけないというふうに思ってる、私も思ってるわけなんですけれども、以前、行政改革の御担当、長尾、以前の専門員だったと思いますが、現在、役場が行ってるすべての業務の中でこれからもずっと役場が担い続ける必要があるものや、民間や住民の皆さんに担っていただく方がよいもの、先ほど総務課長言っておられました、また、既に役割を終えたものなどの仕分けというものに取り組んでおられたはずですが、その一応の結果というものは出されて、その検証をされたのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。リストアップをいたしまして、できるものは出しております。特に施設の指定管理等につきましては、第1次の行革の答申事項でございますので、それは率先してやっております。今は、またそれからちょっと時代も過ぎておりますので、各課に再考を促しをしておりましてリストアップの指示を今してるところでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 行財政改革というものは、多分内側にも外側にも痛みがついて回るといったようなものだろうなというふうに思います。この行財政改革といえ、すぐぴんとくるのが事業仕分けという、そういったキーワードでして、これは非常に乱暴で悪名高いというイメージもありますが、一面、直接不利益をこうむらない皆さん方にはかなり評価をする声も高かったというのも事実だろうというふうに思います。町行政においても自治体経営のスリム化と効率化というものが求められているわけですが、自己決定や自己責任、受益と負担の明確化も迫ら

れております。ただ、町政の中ですぐに事業仕分けというふうになれば、町民生活に与える影響ってというのは非常に大きいというふうに思われますので、役場みずからが業務のアウトソーシングということをしっかりやった上でなければ、なかなか町民の皆さんの理解を得ることは難しいのではないだろうかというふうに思われます。

それで従来、役場が直接的に管理を行っていた業務でアウトソーシングをされてる、され始めたというものについていえば、学校給食センターがありますし、来年度からの保育園というものがこれに加わってくるわけです。今後はやはり町民の皆さんの御理解を得るためにも、役場本体の業務にも切り込んだようなアウトソーシングの導入をぜひ御検討いただきたいと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 当然、役場の中の仕事は役場の中ですというような考えはございません。その中でもアウトソーシングをする、した方がいいというものについては、どんどんアウトソーシングをしていくという考え方に立っておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 今、相当たくさんアウトソーシングの事例も出てきておりますので、やはりではないですけれども、やはり全体としてそっちの方向に向かっているということは間違いなことだろうというふうに思いますので、ぜひさらに前向きな検討をお願いをしたいと思います。

そういったアウトソーシングを進めていっても、考え方の違いにもよるかもしれませんが、それでもやはり外部には出せない、役場が直接行っていくべき業務というのも非常にたくさん残るはずですし、そういった残った業務も、壇上の質問で申し上げましたように、今までよりもさらに高度なものが求められていくということになるだろうなというふうに思います。より地域のニーズや住民のニーズに即した形で業務を行っていくためには、教育訓練による能力向上とともに職員に高い動機づけによるやる気の醸成や能力を最大限に発揮できる職場風土の醸成というものが重要になると思います。これについては既に取り組んでおられるのかどうなのかということとはわからないところではあるんですが、このやる気の醸成とか職場風土の醸成、これについては、この言葉についてでも結構ですが、どのようにお考えかということをお伺いしてください。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） その職員の基本的な考え方等でございますが、これは研修等に参加をして、やはりそこできちっとした考え方を学んでいただく、そういうようなことで研修の方に

参加をしていただいております。また、参加する人間というのは限られますので、それを職場内で皆さんで共有をしていただくように努めておるところでございます。

私の方が目指す職員像ということでちょっと質問ございましたので、私なりにちょっとまとめてみました。これからの町の職員ですけれども、今までどおりにつつがなくとか大過なく、今までであった仕事をそのまましておればいいということではございません。そういったことでは許されないと思っております。使命感、倫理観おっしゃられたとおりでございます。これを持ちながら広い視野、柔軟な発想、それから豊かな人権感覚であったり、人や物や金、情報、地域資源、いわゆるそういったもののマネジメントができるような職員でないと、なかなか通じないと。それと、やはり熱意、これが一番だと思います。熱意があって、そういうものがある初めてできる職員といいますか、行動する職員ということになってくると思います。そういう行動できる職員と、それから町民に信頼される職員、この2つができれば、いい仕事ができるのかなと思っておるところでございます。こういったものを今度は広く職員に広めていく、それが研修の目的というふうに考えておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 議会事務局の部屋にも教育訓練の方針がファイルになって置いてあります。その中で求められる職員像というところがありましたので、私もそこを見させていただきましたら、今、総務課長がおっしゃったように、町民に信頼される職員を目指そうということで町民さんとコミュニケーションがしっかりとれる、そして柔軟な発想や迅速な行動力を持っている、マネジメントという言葉で出てきましたけれども、経営感覚を持ち、広い視野から判断をするような、できるようなそういった職員を目指していきましょうということが確かに書かれておりました。ほとんど求める職員像も書いてなければ、町の方向性も書いてないというふうに言いましたが、それでも中にはそういうのがうたってある市町村もありまして、ある市では経営感覚を持った職員、市民と協働する職員、常に問題意識を持ち、チャレンジする職員というので、大体どこも同じような感じになるのかなというふうに余り大きな差はないところなんですけれども、市民と協働する職員というのは、きょう町長から御答弁がありました話、また常に問題意識を持ち、チャレンジする職員というのも同じように御答弁をいただいた中で、そういう協働だとかチャレンジ精神がなければ、業務をこなしていけないと。

そして、これはOJTですとか一般的な研修でそういうことの必要性等々を説かれて理解をすることはできるだろうと思いますが、一つ、この中で経営感覚っていうところは、こいつはちょっと難しいのかなと、研修をしてもなかなか身につけることはできんのかなあというような気が

します。これは私の勝手な意見ですので、絶対正しいという保証はしませんが、経営ってというのは民間企業で見ますと、一般的には企業の経営ということになりますので、企業の経営で何が一番大事かという、これは、企業は生産活動なり販売活動なりサービスの提供活動なりをして社会で何がしかの役割を果たしてます。そこには従業員やお取引先やお客様やというたくさんの利害関係者の方がいらっしゃいますから、もしその企業が倒産をするだとか、倒産でなくても仕事をやめてしまうということになれば、多くの人に迷惑をかけることになると。ですので、企業がまず目指さんといけんのは継続してその事業を続けていくこと、これが第一条件だというふうに思います。そうすると、必然的に経営というのはまず経営者がされることですから、その経営者の感覚というのはずっとずっと事業を継続していけるようにその組織を持っていく、導いていく、そしていろんな変化があったときには継続できるような判断をとり続けていくっていうのがこれが経営感覚だと思うわけです。

翻って町の行政ということになりますと、町の役場というものがなくなってしまったり、行き詰まってしまったりということは前提に多分ないわけですので、そうすると、存在をかけてだとか存続のためにという感覚をなかなか持てと言われても、なかなか持ちづらいとか持てないような、そういった状況なのではないかなと。そこら辺が一番、民間と公のところのギャップの根源なんだろうなあというような気が今回これを調べておって、ああそうか、なるほどなというふうに思ったわけです。

ただですね、これ、最近出てきましたサステナブル・シティとかという考え方ですが、持続可能都市という考え方があるようです。これの研究文がございまして、ちょっと冒頭のところだけ読んでみたいと思うんですけども、持続可能都市であるためには、その都市が財政的にもサステナブル、持続可能でなければならない。今の日本では多くの地方自治体が借金に苦しんでおり、都市インフラの老朽化が進んでいるのに資金が回らない、行政サービスの費用対効果が問われているが、当の行政組織にはインセンティブが働かないため、改革は遅々として進まないというふうに、こういうふうにかかれてます。さっき言いました生存の危機とかというものと縁がないところですので、生存のために頑張るといったような経営感覚というものは、最初からちょっと無縁だったというところがあります。じゃあ、これを手に入れようとしても、なかなか身につけたりすることが難しい状況なんだろうなと。ただ、目指すべき職員像の中では、これがうたわれてるということですので、じゃあ、どうやってこれを身につけていただくということは、やはり町長なりの、じゃ、こうしてという、町長でも総務課長でもお考えをいただかんといけんところだろうというふうに思いますが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。この経営感覚でございますけども、基本的には一緒だと思います。存続をしていくというのは大事なことでございます。この財政が破綻しますと、そういうこともできないということになりますので、当然トップはトップの経営感覚を持たなければなりませんし、それから職員は職員で、これは費用対効果関係ないよと、幾ら金使ってもやればよいという世界ではないと思います。やっぱりそこにはコスト意識があったり、いかに早く安くやっていくのかという感覚を私は職員には持っていただきたいと思っております。トップはトップのまた、これ、ちょっと別な経営感覚というのがあろうと思っておりますけども、やっぱりそういったものを今までそういったところに気がつかなかった、でも、やはりそういうことではだめだと、やっぱり金のことも期日のことも考えながら、いかに効率よく仕事をしていくか、それが私、職員の経営感覚だろうなと思っております。当然、立場立場によって経営感覚というのは求められるのは違うと思います。その立場における人間が、私はこういうことを求められているなということに気がつけば、私は職員さんがいい職員さんになり、それができることによって職場なり組織、それから組織風土が高まるというふうに考えております。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） はい、ありがとうございました。

この行政のスリム化っていうのは、財務体質の強化とともに個々の政策、施策とは比べ物にならないぐらい重要なものだろうと。これは行政にとってもそうですし、私たち議会、議員にとっても非常に大きな最大の課題なのではないかなというふうに感じております。行政の由来といいますのは、もともと自分たちのことはすべて自分たちでやっていた住民が、自分たち自身でできないことや専門の方をお願いした方が効率がいいこと、こういうことをやってもらうために行政を組織して委任をして、そして納税という行為でもって、その組織や事業を支えることだろうというふうに思います。その行政が進化を遂げて高度化して今さら、もし万が一、返ってきた場合には、とても自分たちでは手に負えないような高度なレベルに達してしまっているということも事実ですし、言いかえれば、それだけ高度な公共サービスを私たちは受けているんだろうと。行政の改革がおくれて国民や住民で支え切れていけない状態になれば、当然これは行政にほころびが生じます。そうすれば、地域社会自体や住民生活自体もほころびが生じるわけです。この行政改革のまず第一関門としての行政のスリム化をクリアするためにも、町として明確な将来ビジョンと職員の目標がまず必要であると思われまますので、引き続き最大限の努力をお願いをしたいと思います。

それでは次に、2番目の産業振興策の進行状況につきまして再質問をさせていただきます。

まず、商業施策ですが、私の勘違いだったらあれなんですけれども、たしか事業説明書にはプレミアム商品券は当初5%のプレミアムだったというふうに記憶をしておるんですけれども、これが10%のプレミアムになったということの経緯をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。当初予算の事業計画書では、議員おっしゃいますように1億円の5%でございました。その後、商工会の商工会長さん初め、役員の皆様から御要望がございまして、5%では魅力が少ないと、22年度と同じように10%でお願いできないかということがございまして、発行額1億円から5,000万の発行額で10%のプレミアムというようなことで進めておるところでございます。商工会の方からの御要望でこのようなことで進めさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 実際に取り扱いに当たられる商工会さんの方が5%ではなかなか難しいだろうと判断をされたということであれば、それはそちらの判断を尊重すべきだろうというふうに思いますが、現在のところ売れ行きの状況はどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 手元にその売り上げ状況の方の資料を持ち合わせてございませんが、好調であるというように思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 地元の商店とか、お商売をしておられる皆さんにとっては非常に楽しい商品券になっておりますので、2年連続でこの商品券事業を行ってるところはないというふうなお話ではありましたが、ぜひできるだけ続けられる限り、ないしは毎年がだめであれば1年置きにでも、この事業はぜひ続けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それと町小口ですが、当初の予算が前年に比べてかなり低くなりました。これについては、国や県の緊急経済対策で町小口の利用者減っていると。なので、これくらいいいのではないかという説明があったわけなんですけれども、やはり状況は変わってないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。その後、状況の方を調査をさせていただきますので、この場ではなかなか御答弁ができかねます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 私も調べればよかったんですけども、もし国や県の低利融資が縮減になってたり、廃止になってた場合には素早い対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それと商工関係では古事記編さんの1300年準備事業、今まで取り組んだことがほとんどない種類のプロジェクトだろうなというふうに思います。一つ一つはそう大きくはありませんでしたが、たしか募集事業ですとか、販売促進ではないですけども周知のツールの作成とかというものも、かなり盛りだくさんに含まれた事業だったと思います。何かずるずるとしてると結構時間かかりそうな事業だなあというふうに見せていただいておりますが、現在のところの具体的な進みぐあいというものが教えていただければというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。現在ということでございます。現在、町の観光協会を通じまして取り組みを進めているところでございますが、プロジェクトを早急に立ち上げたいというふうに思っておりますが、今まだプロジェクトは立ち上げてはございませんが、検討しながら、事業展開の具体化だとか地元の御意見の集約をしていきたいというふうに考えておるところでございます。具体的に町の当初予算では、土産物の開発なり看板の設置を考えておったり、ポスターの制作を考えておるところでございます。

古事記の話題が24年度から山陰のJRのディスティネーションキャンペーンというような大きな取り組みもございますし、6月の鳥取県議会の今、県議会で行われておりますが、県も補助事業を補正予算で上程をさせていただいております。古事記の舞台「因幡・伯耆」の観光素材整備事業というような題目で補正予算の審議をさせていただいているというふうに聞いております。これらも利用いたしまして、町の観光協会を通じながら取り組んでいきたいというふうに思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） この古事記編さん1300年事業ですけども、先ほど御説明いただきましたように、たしか土産物の創作といったようなことも入っておりました。これは勝手なお願いかもしれませんが、事務方の準備はできるだけ早くしていただいて、実際に民間の方がそういった商品なり土産物を考える時間を、できるだけたくさんとれるように時間を与えてあげられるような進め方をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは次に、農林業施策でございますが、汗かく農業者支援事業とかじげの職人支援事業というのは5件の相談があって1件と2件、既に済みになっているということですが、差しさわり

がなければ、差しさわりがなければというか、差しさわりはないと思うんですが、中身的にはどのような事業だったのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、景山毅君。

○産業課長（景山 毅君） 産業課長です。内訳といたしましては、汗かく農業者の栽培推進事業、これは薬木、薬草、果樹、花木などですけども、大体の方が果樹で相談に来ておられます。この方が3名、うち1名が既に申し込み済みです。それから施設整備事業、これはハウス栽培ということで2名の方が相談で、それぞれ申請書をお持ち帰りになっております。以上です。（「じげの職人」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 続けてください。

○産業課長（景山 毅君） 済みません。じげの職人支援事業ですけども、これにつきましては資格取得事業で、これ、運転免許ですね、大型の、これが1名、それから農地改良事業、ちょっとした農道を整備したりだとか水路を整備するというので4件の相談が来ておまして、ここで1件、申請済みということでございます。なお、これにつきましては6月30日までの期限で申し込んでいただいて、その後に認定審査会というのを持って最終的な確定をさせていただく予定にしております。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） じげの職人支援事業は、たしか免許の取得とかというのは去年はゼロだったのではなかったかなというふうに思いますが、ことしは初めてということですね。私たちの周りにも、なかなか中高年になって企業にまた勤めるとかということが難しい方というのが農業を目指してみたいとおっしゃる方、結構いらっしゃいます。こういった事業をさらに拡充をしたような事業、そしてもっと言えば商工会にお願いをされたり、県にお願いをされたりということもあるかもしれませんが、商品化や販売まで、ある程度支援をしていくような事業というものもぜひ、当然、国や県の支援策にのっかってやるのが一番、町としては得でいいんですが、もしそれがなければ、町単独でもぜひ取り組んでいただきたいなど、人数は相当あるんじゃないかなという気がしております。

産業振興施策というのは、ほかの施策に比べて成果が保証される比率が極めて低い施策だと考えます。それゆえに行政として取り組みにくく、例えば決まった金額の補助金を交付すること自体が事業目標になっていたという嫌いの高い分野であったというふうに思います。ところが昨年打ち出された元気な日本の復活のための新成長戦略には、強い経済、強い財政、強い社会保障の一体的実現が必要であるとうたわれており、その実現ステップの5つの柱のうちに雇用、投資、

消費の3つが掲げられているなど、地域の実情や住民ニーズに即した即効性があり、需要、雇用創出効果が高い施策が求められるというようにさま変わりをしてきております。地域の活性化や地域の再生の必要性が言われ出して久しいわけですが、それは、すなわち地方が活性化や再生が必要であるほど疲弊してきているということでもあり、これは住民の福祉の低下や喪失を意味することだろうというふうに考えます。町民の生活基盤の安定に寄与し、町の将来展望を見出せるような、さらに積極的な産業施策の立案、実施を求めまして質問を終わらせていただきますが、もし町長の方から何かございましたら、お願いをします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長のコメントということでございますので、ちょっとコメントをしておきたいと思っております。

まず、先ほどの質疑の中で職員の定数問題でありますけれども、持続可能都市ということですね、財政的にも可能でなければならないと。ところが役場についてはインセンティブも働かんし、改善が難しいのではないかなという御質問だったと思うわけですが、今、町の職員はさっきも言いましたように134名ですか、3名ですかというところまでスリム化してきております。非常に行政を取り巻く新たな課題というのが次から次、出てきます。すなわち最近ではインフルエンザの問題だとか、それから集中豪雨の突発的な災害だとか、それから100年周期でしようけれども古事記1300年で町はどう対応するのかとか、さまざまな新たな課題というのが出てきておって、やっぱりそういうことにちゃんと自分の役割、出番といったものを見出して町全体の方向というのを理解しながら仕事を進めていただいております。従来の行政を引きずっておって、これはなかなか難しいわけです。こういう新たな課題に対応できない、施策の新陳代謝も図っていかんといけんということでございまして、町としては持続的にやっていく町づくりには住民の皆さん方の直接的な地域経営への参画が欠かせないと、このように考えて振興協議会などの活動を提言して今、実際に活動もしていただいているわけです。

景山議員は、産業というものと、それから役場の持続的可能というものをてんびんにかけてときに、そういう産業が育っていないのではないかな、産業政策というものをもっとやらんといけんかなという御指摘だと思うわけです。そうしないと、持続的な行政ということにつながらないのではないかなというぐあいに私は受けとめたわけですが、本当におっしゃるとおりでありまして、地域経済の活性化なくして、地域の再生あるいは福祉の継続というような向上といったようなことは、なかなか難しい、長い間、町長させていただいておりますけれども、本当に難しいと思っております。

今、南部町では年間に約11億円ぐらい公債費、借金を返しております。借金が実は調べてみましたところ、平成16年末、これは合併した年であり、年度末に普通会計で91億6,600万円ございました。これが22年度末で89億8,900万円ということで、1億7,600万ほど少なくなっているわけです。しかし、内容を見てみますと、このうち臨時財政対策債といまして政府が後から全額面倒見てあげましょうという借金が16年度は12億8,200万円、みんな政府が面倒見てやると言っているわけです。これが22年度末には26億700万円までふえております。本来の町が借金しておいて返さんといけん、これはもうだれの責任にも転嫁できない、そういう借金が16年度末は78億8,300万円ありました。これが、22年度末では63億8,200万と、15億円、借金が縮減しております。

したがって私は、この間の財政運営を通じて、あんまりがいな大きな投資ということについては起債が頼りなんですけれども、起債の発行もできるだけ少なくして返済をどちらかというところ重視してきました。ちょうど政府の経済対策というのが発効されて、学校だとかいろんなところの課題だった懸案事項がそういうことで実現できて、非常に助かったわけなんですけれども、このように財政については63億で、ことし、また11億円返しますから私は見えてきたと思います、めどが。南部町としての財政の健全化というものが先頭、先走っている優良な町のもう背中まで追いついてきたというように自負をしております。そういう全体としては減ってないようなんですけれども、内訳として調べてみますと15億円の縮減もできておるということですから、先を行くランナーの背はもう確実にとらえたというように思っております、南部町は財政的にもできるだけ速やかに自立できる自信をつけたい、それからまた、つけることはできるというように思っているところですので、そういうことで職員の皆さんもちゃんとやっぱり未来に向けて持続可能な都市というんでしょうか、持続可能な町として、それをまた自分たちは引き継いで担っていくという、発展をさせていくというところに大きな期待も抱いていただいております、そのように思っておりますし、それはもう間違いありません。職員は一生懸命、新たな課題などにも挑戦して頑張らせていただいておりますので、ちょっとわかりにくい質問だったですけれども、私としては、そういうことをもって職員は非常にしっかり新たな課題などに対応してやりがい、生きがいを持って頑張ってくれておるというように思っております。

それから、地域経済のいろんな課題がございます。山陰合同銀行が「マンスリー山陰経済」という冊子を出しておりますけれども、この5月分の「マンスリー山陰経済」で7点の視点を上げております。経済の状況を見る7つの項目であります。

公共投資はどうなっておるのかということですが、まず3月は請負金額が7カ月連続、前年を

下回って悪化しておると。

それから設備投資であります。これは全産業で前年度を下回ると。住宅建設は2月の着工戸数が3カ月連続で前年を上回った。これは水準は低いけれども、上向きつつあるというのが住宅建設であります。

それから個人消費でございますが、個人消費は大型店売り上げ、3月の売り上げですけれども、これは2カ月連続で、そして家庭、家電の量販店の販売額、これは2月の分ですけれども、これは3カ月ぶりに前年を上回っておるということでございます。ただ新車の販売は3月の分ですが、7カ月連続で前年を下回っておるというようなこと、これが個人消費の特徴的な状況です。

次に、5番目に生産であります。生産で2月の鉱工業生産指数というのがありますけれども、これは鳥取は2カ月ぶり、島根は3カ月ぶりに前月を下回る。これは下回っておるけれども、輸出が何とか下支えして、辛うじてもっておるという状況であります。

それから6点目に、雇用情勢であります。2月の有効求人倍率が鳥取は前月より0.01ポイント下落、島根は0.01ポイント上昇して、鳥取は0.71、島根は0.79と、全国が0.62だということですから、雇用情勢は鳥取、島根ともちょっと頑張っておると、いい方に動いておるということでもあります。

そして企業の業況判断ということが載っております。製造業は横ばい、非製造業は改善、全産業でこれは改善になっておると、△の14.9が3.9まで改善しておるというようなことで、以上7つの視点を上げましたけれども、総じて山陰の経済は先へなかなか先行きが明るくない、そういう状況でございます。したがって、この上はこういうことを毎月見ておってもどうしようないわけでありまして、やっぱりこういうものを判断しながらさまざまなことを考えていかなければいけません。役場も当然こういう状況の中でどこに政策的な投資を仕掛けていくのかというような考え方にならんといけんというように思うわけです。

秦議員の御質問でありましたけれども、やっぱり総合特区などですね、ああいうイノベーション技術の革新などを通じて、やっぱり打開していかんといけん。税制面とか、あるいは産業振興など、さまざまな構造的な制約、規制を解除して、この地域から元気を出していかんといけんというのが今の南部町の一つの考え方、立場ではない。南部町だけでは、これ、どうしようもありませんので、西部地域の振興協議会とか、あるいは中海市長会だとか、そういうところなどとのとにかく連携、連携して南部町のステータスを上げていくというようなことが経済政策、産業振興施策ですか、求められるのではないかなと。小さなことも大事なんですけれども、大きなところからいけば、やっぱり鳥取県西部の中での全体の底上げを図っていかん、規制緩和をしながら

いろいろなことを図っていかんと、南部町の発展もなかなかない、そういうように思っております。

答弁にはなりません、私の思いをちょっと語らせていただきましたが、そういうことをもって答弁とさせていただきたいというように思います。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 最後に力強い御答弁をちょうだいしたということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

---

○議長（足立 喜義君） ここで本日の会議は、あらかじめ時間を延長して行います。

休憩をします。再開は25分。

午後4時16分休憩

---

午後4時25分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして2点につきまして質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず最初に、町立保育園問題を問います。

町長は、保育園非正規職員の待遇改善を名目にして町立保育園を民営化するために、3月議会に条例を提案し、議会で可決されました。私は町の保育への公的責任を放棄するようなこの方針を認めることはできません。給与と身分が安定した町職員としての保育士、このもとの保育によってこそ、保護者、町民の保育への不安をなくし、子供、保護者の期待にこたえることができると思います。保護者、町民の中には不安、疑問があります。町直営の維持をするよう改めて求めます。

次、平成23年度南部町教育行政施策の概要の中で保・小中一貫教育を23年の重点施策に上げておられますが、矛盾があるように思いますが、どうでしょうか。

このような立場から次のことを問います。

1つ、3年の任用期間が終了する非正規職員のうち、何名の職員をどのような職名で採用されたか、伺います。また、その労働条件の明示を求めます。

2 点目、上記の労働条件は、町の正規保育士と比較すると、どのようになるのか、具体的な説明を求めます。

3 点目、町立保育園に伯耆の国から派遣をされた法的根拠、労働者派遣法違反のおそれはないのか、再度問います。

4 点目、保育リーダーを採用されたと思いますが、人選の理由と法的な位置づけはどうなっているのか、また、どのような仕事をされるのか、4 月以降の実績と今後の予定を伺います。

5 点目、保・小中一貫教育の考え方を問います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設を求めること、伺います。

3 月議会で住宅リフォーム助成制度の創設を求めましたが、町長は南部町産材活用家づくり促進事業を活用とのことでありましたが、この事業は家の新築、改修で町産材の活用が条件であり、非常に制約されております。もっと広く町内業者に施工を依頼することを条件とし、例えば畳がえとか障子の張りかえ、窓や壁の断熱工事など、幅広い工事を補助対象とした助成制度の創設を求めます。

次のことを伺います。

1 点目、南部町産材活用家づくり促進事業の実績はどのようなのか、伺います。

2 点目、住宅リフォーム助成制度の創設の考えはないのか、伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしております。

最初に、町立保育園問題を問うということでございます。

まず最初に、職員の採用に当たっての労働条件についてお答えをしております。昨年度の38時間非常勤職員は保育士30名、調理員8名の合計38名でありました。このうち、22年度末で25名の方が3年の雇用期限を迎えることとなりまして、継続しての雇用が困難となることから、この際、非常勤職員の方全員を社会福祉法人伯耆の国で雇用していただき、良好な保育の継続を目的に公設民営化の形で保育園運営を行うこととしたものでございます。平成24年4月から4園のうち、さくら保育園、つくし保育園の2園を指定管理により運営いたしますが、平成23年度はその移行期間として非常勤職員を伯耆の国に正規職員として採用していただき、各保育園で円滑な引き継ぎができるよう取り組んでいるところでございます。このたび、伯耆の国に採用となった職員は雇用期限にかかわらず、それぞれの職種の資格を持っている方で採用を希望される方全員を採用しております。人数は保育士が28名、調理員2名であります。労働条件で

ございますが、伯耆の国の規定により勤務については1日当たり8時間、週40時間のローテーション勤務となります。待遇面については、伯耆の国の職員としての給与体系に従った給与が支給されます。手当についても一時金、通勤手当、超過勤務手当、退職手当などの規定により支給されます。有給休暇についても労働基準法に定める基準で付与されております。

次に、町の正規保育士と比較すると、どのようになるかということでございますが、保育園の正職員は町の一般職として位置づけられておりまして、役場の行政職員と同様であります。町一般職の平均給与月額平均年齢42.9歳で30万171円でありまして、手当としては期末勤勉手当3.95月、このほかに通勤手当、超過勤務手当、扶養手当、管理職手当などがございます。保育園に採用となった伯耆の国職員については、平均給与月額は平均年齢32.6歳で15万6,760円であり、手当として一時金四月、このほかに通勤手当、超過勤務手当、扶養手当、役職手当、被服手当などがございます。

次に、伯耆の国から派遣された法的根拠、労働者派遣法違反のおそれはないかとのことでございます。これについては、22年12月議会において亀尾議員の御質問にお答えしており、そういうことはないということを言っておりますけれども、再度お答えしてまいります。御質問の内容は平成23年4月に伯耆の国へ職員の身分移管がされると、平成23年4月から24年3月の間、伯耆の国から町の施設へ職員を派遣することになり、これが派遣事業に当たり、労働者派遣法に違反するのではないかという質問であろうと思っておりますが、今回予定しています方法について労働基準監督署に照会したところ、労働基準監督署の回答は、派遣法第2条の定義により派遣業には当たらないとのことでありまして。言うなれば、出向と同じような扱いになるとの見解でしたので、問題はございません。また、伯耆の国から派遣された法的な根拠ということでありましてけれども、この法的な根拠については決められたものは承知しておりません。

次に、保育リーダーの採用でございます。人選の理由と法的な位置づけ、どのような仕事をするのか、4月以降の実績と今後の予定についてでございます。保育リーダーは法律で規定されたものではございません。この後、具体的に述べますが、保育園においては保護者支援や保育士へのサポート、研修の実施、保育所間の連携、保育の評価など、また地域での子育てに係る連携、保育園、小学校、中学校での連携を図り、子育て施策を支援していく役割を担うものでございます。人選については、これに実践していくために必要である保育士としての十分な経験をお持ちであること、保育のみでなく、いろいろな視点で子供の成長に対して広く取り組みができる方、熱意を持って取り組んでいただける方ということで人選をさせていただきました。

次に、保育リーダーはどのような仕事をするのかということでございます。具体的にまず第1

に、各保育園の保育の現状を参観し、保育内容向上の観点から指導、助言をするということであり、これは、日々行われている保育の現状をつぶさに参観することによりまして、客観的に各園の保育の問題点や課題を見きわめ、園としての保育内容の見直しや深化につなげようとする取り組みであります。このことによって4園の保育内容の均質化と一層の保育の充実を図ってまいります。次に、個々の保育士への指導、助言により保育士の資質向上を図るということがございます。日々の保育実践を通して保育士自身の振り返りや子供との関係づくりなどについて、個別、具体的に指導してまいります。3番目には、保護者の子育て支援ということであり、園での子供たちの実態を客観的に判断し、園と連携しながら保護者支援の方向性について助言してまいります。また、その際、教育委員会事務局や小学校を含めた支援体制の構築についても、そのスムーズな連携について役割を担わせたいと期待いたしております。

こうした保育リーダーの配置によって、最終的には現在行われている各園での保育内容の見直しと改善、保育士の一層の資質の向上、そして小学校へのスムーズな接続を実現してまいりたいと思っております。

次に、4月以降の実績と今後の予定を問うという質問であります。先ほどお答えしました保育リーダー配置のねらいを踏まえながら、幾つか具体的にお話しいたします。1つ、4園の園長会への出席であります。保育園経営や園長のリーダーシップについて具体的な指導、助言を行っております。2つ、各園への訪問指導であります。保育のあり方や園児、保護者との関係づくりなどについて一人一人の保育士への指導、助言を行っております。3つ、伯耆の国との連携であります。保育士研修の実施計画の作成などについて指導、助言を行っております。4つ、子育て支援センターあいあいとの連携であります。総合的な町の子育て支援体制とあいあいの役割について協議しております。5つ、保護者への相談支援であります。保護者の具体的な子育ての悩みについて相談を受けながら指導、助言をしております。5つほど具体的な動きについて申し上げましたが、こうした業務は必ずしも保育現場や子育て支援策として十分に対応できていなかった側面でもありまして、園としての保育力の向上や町全体としての子育て支援体制の一層の充実につながるものと期待しております。また、小学校との接続において課題も少なくないことから、保育リーダーは教育委員会事務局に配置をし、小学校との連携強化にも配慮いたしているところであります。今後につきましても、こうした取り組みを継続しながら保育園が抱える課題の解決や関係機関の連携強化、小学校との接続などにおいて一定の成果につなげてまいりたいと考えております。

なお、こうした保育リーダーの業務について、保育園が直営であろうと、公設民営であろうと、

そこに差をつけるというようなことは考えたこともございませんので、申し述べておきたいというように思います。

学校の関係については、これは……。もとい、ちょっと待ってください。保育園と小中一貫教育を重点施策に掲げておるが、矛盾があるんだと、この考え方を問うということでございます。これは教育長の方から答弁をいたしますので、よろしくをお願いします。

ちょっと飛んでしまいますけれども、私の方から後の住宅リフォームの関係を先、答弁させていただきます。住宅リフォームの助成制度の創設でございます。

まず、南部町産材活用家づくり促進事業の実績についての質問でございますが、これは4月から始まったばかりでございます、制度創設後、間もないこともございまして、現段階では町外の住宅メーカーからの制度の有無の問い合わせが1件あったということでございます。制度の利用の申し込みはいまだございません。なお、本制度の利用の前提としまして、県の鳥取県環境にやさしい木の住まい助成事業で県産材を利用した住宅の新築、改築を行うことを要件としております。県の担当課に確認しましたところ、県の助成事業においても今年度は南部町民からの申請はまだないということでございます。今後、制度のさらなる周知と南部町産材の供給体制が整備されるに伴いまして、活用いただけるものと考えております。

住宅リフォーム助成制度の創設をお求めになられることとあわせて、この南部町産材活用家づくり促進事業についてお尋ねになられたわけでありまして、現在、森林の環境保全の重要性が唱えられておりまして、このための林業の産業としての復興が大きな課題であるわけでありまして、本制度は、このことを踏まえて南部町産材の需要の喚起、供給体制の整備、強化を図ることを制度創設の趣旨の根底に置いて、町内林業の振興を推進するための施策の一つであるということをお理解をいただいております。

そして住宅リフォームの助成制度の創設の考えはないかということでございますけれども、町産材活用家づくり促進事業だけでなく、もっと広く町内業者に施工を依頼することが可能になるように住宅リフォーム助成制度を創設してはどうかという質問です。これは性質の異なる問題でございます、同一には考えられません。同じ机上の上でお考えのようではございますけれども、そういうわけにはいかないということが言いたいわけでありまして。建築業界が深刻な不況から抜け出せないこと、とりわけ資金力に乏しい地元の中小業者の支援が必要であるという認識は、これは十分持っておりますが、個人財産への支援といった側面も持つ住宅リフォーム助成制度については、問題点を整理しなければならないと思っております。中小業者への支援については、平成22年11月に制定しました南部町小規模工事等取扱要領につきましても、平成23年度から本格的に

実施してまいります。これは建築業に限らず町が発注する庁舎や町営住宅、学校や保育園などの小規模な施設修繕や照明器具、畳などの更新に南部町商工会を介して地元業者をあっせんしていただき、工事受注機会をふやし、地元の中小業者の支援を図る制度でございます。このほかにも、町では工事発注に当たって元請業者に対して下請業者への地元業者の優先的な活用をお願いしております、少しでも地元業者の支援を図る工夫をしておりますことを申し添えて答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 町立保育園問題を問うという議員さんの御質問のうち、保・小中一貫教育についてお答えをしております。

このことにつきましては、これまでも幾度となくお答えをいたしておりますが、このたびは議員御質問の趣旨を念頭に置きながら2つの視点から重ねてお答えをさせていただきます。

その前に、こうした保・小中一貫教育ということがなぜ言われ出したのか、そのとき学校現場で何が起こっていたのか、また起こっているのか、御理解いただかなければなりません。小中一貫教育の視点から学校を変えていかなければならない最大の課題は小1プロブレム、中1ギャップと言われる子供たちの実態であります。このことを解決するためには、保育園と小学校、小学校と中学校の接続をよりスムーズにしていくことが求められます。究極的に言えば一貫校、つまり同一校舎内に小学校も中学校もつくってしまえば、こうした問題はかなり解決されるでしょうが、本町においては現実的ではございません。したがって、小学校と中学校の教育活動を統合することによって解決を図っていく取り組みであると御理解いただきたいと思います。と同時に、こうした課題ばかりでなく学校における教育活動そのものをより進化、充実させていくことにもつながっていくと考えております。

さて、2つの視点の1点目でございます。小中一貫教育を進めていく目的は小・中学校相互の指導観や評価観の共有化を促進し、相互の連携、協働の取り組みを強化することによって小学校から中学校への進級を円滑にし、先ほど触れました小・中間の接続ギャップから生じる基礎学力の定着に関する問題や不登校問題、さらには社会的スキルの育成など、今日的な児童生徒指導上の課題解決に向けた指導の充実を図ることでございます。こうした課題を解決していくことが、児童生徒が安心して過ごせる学校づくりにつながっていくと確信をいたしております。また、小中一貫教育の推進は小・中学校だけで取り組むということではなく、保育を巻き込んだ取り組みをしていくことによって、先ほど申し上げました課題の解決や小中一貫教育がより効果的に進められると考えております。そのため、まずは最初のステップとして昨年度から小中一貫教育を推

進んでいるわけでございます。

2点目であります。保育園児は5歳児健診や就学時健診を受けて小学校に入学をしまいがちです。そして、それぞれに受けた健診結果をもとに保育園や小学校が情報交換し、個別の指導方針を教職員相互に共有しながら、より円滑な入学に配慮をいたしております。しかし、現実には小学校の新1年生の中には学習に集中ができない、教師の話が聞けない等々、小学校生活にうまくなじめなかったり、保育でできていたことができなくなったりするなど、戸惑いを感じる子供たちもいるという実態がございます。こうした現状の原因が保育園や小学校に問題があるという視点ではなく、保育園と小学校の円滑な接続ができていのかどうなのかということに課題があると考えております。そのために昨年度からは指導主事を複数配置するとともに、今年度は保育リーダーを配置し、保育園を巻き込んだ保・小中一貫教育を推進しているわけでございます。

教育委員会としましては、保育の取り組みを就学前教育ととらえ、9年間の義務教育期間の子供たちの学びを保育園としっかり連携、融合しながら保障していくことが本町教育行政の使命と考えております。その際、保育園のあり方が直営であろうと公設民営であろうと、そこに差をつけるということは一切考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 再度質問させていただきます。

まず、現在の保育園の4園の保育園、2園でも結構ですが、職員の状況、例えばどうなっているのか、平成22年と比較して何名体制で、さくらなりつくしはやられておるのかお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。これにつきましては、国の基準どおりの配置で行っております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私が申し上げたのは基準とか、そういうことではなくして、例えば今、伯耆の国から派遣職員として採用されて、その内容がどうなっているかということをお聞きしたいわけです。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 今、伯耆の国の方から派遣していただいております職員につきましては、保育士については保育業務、調理師については調理業務を行っております。以上です。  
（発言する者あり）内容というのは、今ちょっと……（発言する者あり）現実には、ことしは引き

継ぎということですので、担任候補を決めて担任の方をする者につきましては、それなりの位置づけを持ちながらやっているとございます。皆さん、非常に意欲的に取り組んでいただいております、順調にいったんと考えております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） なかなか具体的な回答が返ってこないんで難しいんで、なぜ私がこのことを聞くかということ、何名、例えば、というのは、なぜこれを聞くかということ、人数配置を私は聞きたいんです、きちんと。どのように例えば園長が1名、それから主任が2名、それが町立というか町の職員で何名、それから伯耆の国から何名、どのような形で仕事、業務をしてるかということ。ちょっと質問が悪かったですかね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ちょっと時間かかるようでございますので、若干この間の内容などについて取り組んできたことについて私の方から御紹介をしておきたいと思いません。

町立保育園の非常勤保育士が伯耆の国の職員として採用され、2カ月半が経過しようとしておりますが、この間、移行職員などの引き継ぎ業務などは順調に推移していると考えております。4月1日付、4園の園長と伯耆の国の協議で、町の保育士と伯耆の国保育士の適正な人員配置により引き継ぎ体制ができました。これにより、特に伯耆の国保育士のモチベーションは急激に向上していると思っております。このまま順調に推移すれば、来年4月の法人の本格的運営も円滑に移行されるものと期待しております。

伯耆の国では採用した保育士、個々の資質向上を目指し、年間研修計画を作成し、4月以降これまで4回の研修を実施しております。これは個々の保育士と個人面談を実施した際、研修を受けたいという希望が圧倒的に多く、伯耆の国が実施している法人内研修体系に準じて実施しているものでございます。研修希望が多かった理由としては、これまで非常勤職員ということもあり、保育現場では補助的要素が強かったために研修機会が少なく、伯耆の国職員に採用されたことにより個々の責任とやる気の芽生えであると判断いたしております。研修内容の検討、決定は新たに設置した保育リーダー、伯耆の国の保育課長、同研修担当課長、行政担当課が協議して決定、実施をしております。この結果、伯耆の国保育士の参加率は毎回100%に加えまして町保育士の参加も多数見られまして、実質的には合同研修という形になっておいて、4園が連携を図る上で理想的な研修が実施をされております。ことしも年間を通して法人内、法人外の研修を職員資質向上を目的に効率的に実施をしていただく予定でございます。

このように保育園の民営化は、現場保育士に極めて短期間でこれまで見られなかった良好の影響を及ぼす結果が出ております。個々の保育士の資質向上とモチベーションの向上が質の高い保育サービスの提供につながり、4園それぞれが特性ある保育園の運営を目指して、よい連携と成果を上げてきているものと私は期待をいたしております。

研修実績でございますけれども、4月19日、第1回行っております。これは32名の参加者、法人の参事が担当講師で行っております。それから第2回が5月18日、これは接遇でございます。これは31名の参加でございます。法人事業課長が担当講師で行っております。第3回が5月31日、これはリスク管理でございます。これも31名参加、町の保育士が6名参加しております。統括園長と法人担当者が講師で行っております。第4回は6月9日でございます。保育計画と記録という内容で西部教育局の担当講師で、31名の参加、そして町の保育士は26名参加していただいておりますというような状況になっておりますので、御紹介しておきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後5時00分休憩

---

午後5時01分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。人的な配置でございますが、つくし保育園の方、園長1名、これは正職員でございます。園長補佐1名、これも町の正職員でございます。あと町の保育士が3名でございます。それから伯耆の国の方から保育士といたしまして12名、それから調理師の方が伯耆の国から1名、それから町の雇っております非常勤職員が2名でございます。調理員が2名でございます。

さくら保育園につきましては、園長が町の正職員で1名、園長補佐も町の正職員で1名、保育士につきましては、町の正職員が2名、それから伯耆の国の保育士が7名、調理師が町の職員が1名、あと非常勤の方で2名でございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 大体あれなんです、まず、さっき労働条件の明示でよく3月議会でも伯耆の国での労働条件に従うということでしたけども、私が聞いたときに介護士と、伯耆の国にはもともと保育士というのはありませんので、多分なかったのではないかと思います。介護士との給与体系は違うもので今はないということでしたけども、これをちょっと伯耆の国のこ

となんで答えられるかどうかわかりませんが、現在は保育士を雇われて伯耆の国が、勤務条件等ができたと思います。それはありますでしょうか。確認はされておりますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど答弁したとおりでございます。これは、町の方から伯耆の国にお金を支払わないといけませんので、町の方で掌握しているものでございます。そういう中で金額も申し上げましたし、それからさまざまな手当などのことも申し上げました。これ、例えば通勤手当というようなもの、これは個人によって違うわけでございまして、なかなかこれをまとめるというわけにはいきません。そういうさまざまな手当も正規職員としての処遇をいたしておるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、退職予定者の保育士と調理員2名で30名が採用で、これは数ちょっと確認ですが、間違いのないと思いますが、それで給与体系は先ほど町長の方から答弁があったんですが、32.6歳で15万6,760円、それから俗に言うボーナスですね。これが4カ月で15万円とすれば約60万円、そうすると約、今ちょっと計算機がないのでわかりませんが、これのよく、なぜ聞くかいうと、平均なんで例えば町の非常勤職員ですと大体月が14万9,800円で、それから付加報酬が5万円の2カ月で10万円、それから通勤費はさっき言われたようにいろいろ違うんですが、平均をとった数字が予算書等には出てると思いますが、4,100円で計算しますと12カ月で4万9,200円、総トータルで194万6,800円なりますが、今回の平均といえますか、待遇改善が大目ですので、こういう人が今までのこの、私が今申した非常勤職員より例えば下がるような人はあるのかないのか。全員上がれば、それで問題ないんで、やはり待遇改善で1人でも下がるとのがおれば、待遇改善にはなりませんので、その辺はちょっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これも何度もお答えしておりますけれども、町の非常勤職員でいたときの年俸、年額、総支給額というものを、わずかでありましてけれども改善をしております、全員が。そういうことを何度も申し上げておりますので、下がったというようなことはございません。御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今のは給与面だけを申し上げたんですが、勤務時間等については先ほど言われました8時間の週5日のシフト制ということで、これ以外の勤務時間というのはあ

りますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。勤務時間につきましては、この40時間ということでございます。これを超えた場合については、超過勤務手当という形で支給ということになります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、もう8時間以内ですべておさまってるということですね。

それとあと、町の方が、名目がちょっと私、今調べておりませんが、どういう名目で伯耆の国の方に支払われているかわかりませんが、総金額がどういう名目で支払われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。当初予算書の方でわかりますが、児童措置費事務費の中で負担金補助及び交付金の方で払っておりますので、お願いいたします。

（「額は」と呼ぶ者あり）額、ちょっと当初予算持って上がっておりませんが、1億248万だったと思いますが、確かな数字ちょっと言えませんが、1億円ちょっとだったと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） これの算出根拠はどのようなものでしょうか。ここで、これは事業計画書の中に算出根拠というか、これ、私ちょっとあれなんです、いいでしょうか。南部町立保育園の管理運営に係る経費、さくら、つくし保育園ということで、上記の数値についてはさくら、つくし保育園の合計、決算で職員給与、非常勤職員報酬、共済費を除く4億2,080万4,000円。それから2番の方で、以下の報酬、共済費については、平成21年度南部町保育所4園の非常勤職員に係る決算数値ということで、今回、民営化を予定されているのは2園、なぜここで4園の決算数値が出てきて、これが係る経費ですので、これは多分経費の基礎になるじゃないかと思いますが、なぜこれが4園と2園で、どちらも2園ならわかるんですが、ここでなぜ2園と4園になってるのか。（「どの資料のこと」と呼ぶ者あり）これは事業計画書です。（「ページ」と呼ぶ者あり）ページはありません。

いいですか、議長。

○議長（足立 喜義君） はい。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 申請書の中で基礎を出すための法人から、法人が出すための基礎

が町の方から、多分町の方から出された数字だと思いますけども、その中にある資料です。

- 議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。じゃ、25分まで休憩します。引き続き40分まで、見送りにということでございますので、執行部が、それで議員さんも健康な方は下までおりてお見送りをお願いしたいと思います。再開は40分にしたいと思いますので。

午後5時10分休憩

---

午後5時38分再開

- 議長（足立 喜義君） 40分ということで宣言をいたしましたけど、おそろいのようにありますので再開をさせていただきます。

再開します。

町民生活課長、加藤晃君。

- 町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。先ほど雑賀議員さんの方からの御質問でございますが、その資料につきましては運営費と人件費という格好で考えております。運営費につきましては、さくら保育園、つくし保育園にかかった経費、それが2園の分ということでございます。それから非常勤の職員の報酬につきましては、4園に今はいます非常勤がそのすべてが伯耆の国にということになりますので、4園分合計したもので書いております。以上でございます。

- 議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

- 議員（3番 雑賀 敏之君） ありがとうございます。

それとあと、ことしの6月補正のところで18ページに保育士の研修ということで60万、30万が補助金ですか、安心こども基金から30万、一般財源30万ということで、これ、見ますと伯耆の国の職員とそれから町職員も同じに研修を受けるということですが、これは問題はないでしょうか、確認しておきます。

- 議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

- 町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。この研修につきましては、保育園の保育士の資質の向上ということを考えておりますので、これは合同でしようが単独でしようが影響ない、全く問題ないと考えております。

- 議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

- 議員（3番 雑賀 敏之君） 質問の伯耆の国から派遣の件なんですけど、これは問題ないということですが、これはどのように労働基準監督署に聞かれたのか、例えば口頭なのか文書なのか、

その辺を具体的に、口頭でされたのか文書化されて、もし文書があれば、また文書で回答を求めて文書で回答があったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。これも以前の議会でお答えしたと思いますが、照会につきましてはファクスで文書を送りました。それから、それについての回答は電話で受けております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） その内容のものについては、見せていただくという形になりませんかでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。これについては資料提供で出していると思いますので、確認をいただきたいと思いますが、たしか12月か何かに資料提供で出したような気がいたしますので、亀尾議員だったような気がするんですが、御記憶ございませんか。出すことについてやぶさかではありませんので、たしか出してるような気でしたが。（発言する者あり）内容は3月の議会の答弁にあったと思いますが、こういうことを聞きましたということで……。ちょっとお待ちくださいませ。条件といたしまして、平成23年3月までに指定管理を社会福祉法人伯耆の国へ行くことを決定する。指定管理の開始は24年4月からとする。23年4月に現在、町が雇用している非常勤職員を伯耆の国が職員として採用する。その職員を指定管理開始の24年4月までの1年間、業務の引き継ぎのために町の保育園に来てもらう。この間の経費について町が給与部分を負担金あるいは委託料として伯耆の国に支払う。この場合に伯耆の国にとって派遣業に当たるかどうかということで聞いたものでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次は保育リーダーの件、この保育リーダーについては保育とか、いろんなことに才たけた人を人選したということですけども、これは公募か何かとか、どういう形でとられたでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。職員の採用でございますが、これは公募にはよっておりません。指名して行ったものでございます。といいますのが、一つに人的な、4月から動いてもらうってことでございますけども、やはり面接採用したときにすべてがちょっとわかっておるわけでございませぬので、非常に実績のある方、この方だったら大丈夫とい

う方を先ほど申しました基準の中で、こちらの方からお願いいたしまして今回、人選したものでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） この方の保育リーダーの方の所属課なんですが、先ほどの答弁では教育委員会に所属というか、どちらの所属なんですか、この保育リーダーの方は。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、加藤晃君。

○町民生活課長（加藤 晃君） 町民生活課長でございます。所属は町民生活課でございますが、実際の活動の中で非常に教育委員会との連携が強いということでございますので、そちらの方に席を置いております。席と、机を置いとるということでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 次に、5番目の保・小中一貫教育の考え方で教育長の方から答弁いただいたんですが、教育長の答弁では保・小・中、やはり小・中の10年間とそれから保育園から行くところのスムーズに移行ができるような体制をとりたいというような意見だというふうに思いますが、そういう考えは、なぜ私はこのことを聞くかということ、今、保育園の民営化が2園を予定をされております。教育長の考え方では全然同じ考え方でいくということでしたんで安心をしたんですが、将来的に条例を見れば、全園が民営化になっても、また別になれるような条例改正でありますので、そのことについて危惧をいたしましたので、ちょっと質問をさせていただいております。

次に移ります。住宅リフォーム助成制度の創設で、町長は町産材とそれから県産材のセットということですが、私は3月で言いましたときには、この町産材活用家づくり促進事業があるんで、そっちの方を活用してもらえたらというような答弁だったというふうに記憶しておりますが、これじゃなくして、もうちょっとどこでもやっております、鳥取県内でも今4町でやっておりますが、だれでも何にでも使えるような、多少の限定はありますけども、限定のないような広い住宅リフォーム制度の助成制度を求めているものでございます。

ちなみに大山町で住宅リフォーム助成制度を要望いたしましたら、当初は町長は4月からやるということでしたけども、ことしは豪雪等で急遽2月から前倒しでやると、何も言わないのに町長の方から2月からやるということで臨時議会にかけて助成制度を発足させております、当初は4月からと。なぜそういうことにされたかと。豪雪で非常に被害が出たんで、そのような方にもぜひとも使ってもらえたらということからそのようになったということがございます。この中で私が一番注目するのは、どこだったかいな、この質問の10の中で、町の補助を受けて合併浄化

槽を設置する場合は対象になりませんかという問いに対して、合併浄化槽の設置工事のみの場合は対象になりませんが、配管の接続工事やトイレの改修工事などは対象になりますということで当然、合併浄化槽つくれば、トイレの改修、いろんな工事等がかかってくると思います。そのようなことから、それともう一つ、このことを私、一番ぴんときたのは今、下水処理で非常に合併浄化槽が進みにくいというふうなことは前から聞いておりまして、こういうようなことでもあれば、なかなかお金がないんで難しいというようなところを少しでも補助ができれば進むんじゃないかということから、こういうことを提案したんですが、その辺、町長、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。大山町の場合は豪雪に見舞われまして、そういう住宅リフォーム制度を前倒しでやったんだということでございまして、南部町あたりとはまた、けたが違うだけ豪雪になっておるということでございまして、一定の急がれる理由があったのではないかなというぐあいに思っておりますが、先ほど雑賀議員の御質問の中で障子張りだとか畳のふすまがえとかいっておっしゃいまして、私は、そういうことにまで税金を投入するだけの南部町は財政の余裕はないと、このように思っております。災害だとか特別な場合ですね、こういうときには町が支援をするというのは例外的に許されるだろうというように思うわけですが、障子の張りかえや畳がえにまで町の税金を使ううちゅうやな発想は全くありませんので、答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私が言いましたのは、例えば災害とかそういうものにしなさいというわけじゃなくして、町内の小さい業者、例えば左官業さんとかいろんな業者さんおられますよね、水道配管工事、そういうような方にも聞きましたら、例えば3月議会で私聞きました大きな工事で天萬庁舎の改修とか、それから西伯小学校の改修等で町長は約30件ばかりの業者が入っておられて、それなりの効果があったのではないかとこのぐあいに思ってるということでしたが、私聞きましたら、やはりそういう方は大手が受けて請けか、下請か孫請かわかりませんが、非常にほとんどもうけはないだろうということでした。それで私、やはりだれもがですね、じゃあ、個人で直接受けられて30万とか50万とかの工事だったらどうですかって聞いたら、私らの場合、そういう大きな工事じゃなくても1件で10万でもあればいいんで、それでもそちらの方がいいと。畳の張りかえとかなんとは例えばの例でして、そういう住宅リフォームにかかわる助成に何らかの助成をぜひともお願いしたいと思うんですが、町長はそういうような個人の資産等についてまでのということですが、住宅リフォームだろうと何だろうと最終的には個人

の資産ですので、町長は災害以外は今のところ余り認めたくないということですが、ぜひとも、なぜこれというか、大山町で当初1,000万の予算を組んだけども、当初2月から開始をしても100件の申し込みがあったと、もう予算がないだろうと、15%の最大15万円の補助ですので、多分もう100件でほとんど予算がないので、補正でも組まないけんではないかといううなことで、どこも新聞紙上でもいろんな業界紙でも、これをやったら非常に受けがよくて再度2次補正なり補正を何回も組まないけんというような状況なんですけども、やはり今、小さい中小企業さんは少しでも仕事が欲しいというのが現状だと思います。孫請した上ではなかなかもうけもないので、例えば家族でできるような工事でも受けたいということなんですけども、再度お聞きしますが、どうでしょうか、町長。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。大山町の制度について私も親しくしておりますので、もう一度きちんと問題点、私の考えてる問題点などもぶつけて聞いて検討もしてみたいというように思うわけですが、さっきの答弁でもお話ししましたように町は小口の30万円ぐらいの工事を商工会を通じてやろうというふうに考えております。そういう形で支援ができれば、それはそれでまたいいやり方じゃないのかなというふうに思っております。今おっしゃった大山町のやり方でいいですと、私でも手を挙げたいわけです。ちょっとした修理があれば、すぐ手を挙げてやってもらいたい。だけど、その所得制限なんかはどうなっているのかというようなことも聞いてみるといけません。やっぱり平時において個人の資産形成に町がどんどん税金を使って対応するっちゃうような発想は、もう行政のやり方としては古い。やっぱり災害時などの本当に困ったときには、これは国もそういう制度があるぐらいですから、大いに支援をすべきだろうというように思うわけですが、この何もない平時に個人の資産形成にどんどん税を使っていくだけのはっきり言って余裕があるとお考えでしょうかと聞きたいわけですが、私の方から言いますと、ありません。また、そういう考えもないということなんです。

町としては公共に必要な事業を商工会などを通じて、あるいは町が直接、工事を出いた場合は町内企業、町内の中小企業を下請で使ってくださいというお願いしております。そういう伺いが回ってきます、町長の方に。どここの工務店を使うやあにしたとか、こうはこういう理由でできませんでしたとか、そういうところまできめ細かくやっておりますので、そういうことを通じて中小零細業者の方の支援をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ちょっと意見が違って申しわけないんですけれども、そういう考えですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） なかなか首を縦に振られないんですけども、どこがネックかという事になれば、町長の考えは個人の資産にまで町がそこまで補助するような余裕はないということです。やはり大山町も相当考えられたようです。これで大山町でちょっとあるんですけども、商品券なんだそうです、これが。これは、まず商品券を買わないといけない。ただ、商工会を通じてやると、これは余り評判はよくないんですけど、評判はよくなくても100件も申し込みがあるということは、皆さんが待っておられるということでないかというぐあいに私思います。ですから、ぜひともその辺は、そうすれば町内の業者さんも工事があれば、自然に税金も入ってくるじゃないかというぐあいに思いますので、お金は回るというぐあいに考えますので、ぜひともその辺を考えていただいて、また再検討を、また首を縦に振っていただくようお願いと思いますが、ということをお願いして私の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

これもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

---

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了しました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日14日は、定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さんでございました。

午後5時58分散会

---